資料1－4

こども・若者の夢や希望がふくらみ、自分色の未来が輝くまち〝さが〟

佐賀市こども計画（案）

令和８年度～令和 11 年度

令和８年３月

佐賀市

はじめに

私たちは今、社会のあり方や価値観が大きく変化し、未来の姿を見通すことが難しい時代を迎えています。人口減少や社会環境の変化、新しい技術の急速な発展など、こどもや若者を取り巻く状況も多様化しています。こうした中で、こどもたち一人ひとりが安心して成長し、心豊かに自分らしく生きていくことができる社会を築いていくことが、私たちに求められています。

佐賀市ではこれまでも、こどもの幸せを第一に考え、子育てや若者支援の取組を進めてきましたが、近年は、社会的孤立や貧困、ヤングケアラーなど、こどもや家庭を取り巻く課題がより複雑化しています。

本計画は、こども基本法の理念や国のこども大綱を踏まえ、市の関連施策を一体的に推進する「市町村こども計画」として策定するものです。

計画づくりにあたっては、アンケート調査やワークショップ「佐賀市こどもミーティング２０２５」などを通じ、こどもや若者の声を大切にしてきました。自分たちの幸せや居場所について真剣に考え、勇気を持って意見を伝えてくれたこどもたちの姿は、これからのまちづくりの大きな力になると感じています。

こどもは守られる存在であると同時に、社会の担い手であり、権利の主体です。その思いや願いに耳を傾けながら、成長段階に応じた切れ目のない支援を進めていきます。

私が何より大切にしたいのは、こどもたち一人ひとりの幸せです。

こどもや若者が、自分らしさを大切にしながら夢や希望を育み、さまざまな挑戦を重ねていけるよう、家庭や地域、学校、企業など多くの皆さまとともに、あたたかく支え合うまちを目指してまいります。

佐賀藩が新しい技術を取り入れながら時代を切り拓いてきたように、佐賀には挑戦を大切にする風土があります。その歩みを未来へとつなぎ、こどもたちが安心して一歩を踏み出せる環境を整えていきたいと考えています。

本計画の策定にあたり、子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、アンケートやパブリックコメント、ワークショップ等にご参加いただいた多くの市民の皆さま、そして率直な声を届けてくれたこどもや若者の皆さんに、心より感謝申し上げます。

本計画を着実に推進し、こどもや若者の未来が輝く佐賀市を、皆さまとともに築いてまいります。

令和８年３月

佐賀市長　坂井　英隆



もくじ

第１章　計画策定にあたって 1

1　計画策定の趣旨 1
2　計画の位置づけ 2
3　計画の期間 3
4　計画の策定体制と意見を聴く取組 3

第２章　佐賀市のこどもや若者の声 5

1　アンケート調査結果の概要 5
2　こどもの生活アンケート・若者アンケート 7
3　こども・若者の意見聴取 30

第３章　計画の基本的な方向性 39

1　基本理念 39
2　基本的な視点 40
3　基本目標 41
4　施策の体系 42

第４章　施策の展開 44

基本目標１　こどもを権利の主体として尊重する 44
施策１　こどもの権利の尊重 44
基本目標２　ライフステージを通した支援を行う 47
施策２　多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり 47
施策３　こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 51
施策４　配慮を必要とするこどもや家庭への支援 55
施策５　こどもや若者、子育てにやさしいまちづくり 59
施策６　子育て当事者への支援 62
基本目標３　成長段階に応じた支援を充実する 67
施策７　誕生前から幼児期までの支援 67
施策８　学童期・思春期の支援 72
施策９　若者への支援 75

第５章　計画の推進体制 80

1　計画の推進体制 80
2　計画の進捗管理 81

資　　料 82

1　計画策定の背景 82
2　こども計画に関わる「こども基本法」 85
3　統計データ等からみる状況 86
4　第３期　佐賀市子ども・子育て支援事業計画［令和７年３月策定］ 102
5　計画の策定経過 118
6　佐賀市子ども・子育て会議委員 119
7　佐賀市こども計画事業一覧 120

≪「こども」、「子ども」の表記について≫

こども基本法（令和4年法律第77号）において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。同法の基本理念として、全てのこどもに対し、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」と表記しています。これを踏まえ、こども家庭庁でも「こども」の使用を推奨していることから、本計画でも原則として「こども」と表記しています。

ただし、国の法令や制度、市の条例・規則等に基づく用語や他文献からの引用、固有名詞などについては、「子ども」を使っています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

佐賀市では、こどもの幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重されるよう、地域社会全体で子育て支援の環境づくりをさらに進めていくために、「佐賀市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、こどもと子育て支援に関わる施策を総合的・計画的に推進してきました。

しかし近年、全国的に社会的孤立、貧困、虐待、ヤングケアラー[1]、いじめ、障がい・医療的ケア等、こどもや若者、子育て家庭をめぐる課題はより複雑化・深刻化しており、これまで以上に、多面的かつ包括的なアプローチが求められています。

これらの課題に対応しこどもに関する施策を統合的に推進するため、国は、令和5年4月1日に「こども基本法」を施行しました。そして、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」[2]では、これまで別々に策定・推進されてきた「少子化社会対策基本法」や「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つの大綱を統合し、こども施策に関する基本的な方針や重要事項を一元的に定めました。さらに、「こども基本法」では、市町村が「こども大綱」等を勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努めることが規定されています。この「市町村こども計画」は、既存の各法令に基づく市町村計画と一体で作成することができるとされています。

以上を踏まえ、「佐賀市こども計画」（以下「本計画」という。）は「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」として、市の全てのこどもと若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことを目的に策定するものです。

こどもと若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、これまでも家庭・地域・企業等・学校等が一体となって推進してきた「子どもへのまなざし運動」における大切な考え方の1つ、「子どもの声に耳を傾け子どもの権利を尊重する」姿勢を貫きながら、市における「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

なお、これまでのこどもを取り巻く社会情勢や国の取組は巻末資料に示します。

[1] ヤングケアラー：家族の介護その他の日常生活上の世話を行うことにより、成長や発達に必要な（勉強や遊び等）時間を奪われたりケアに伴い身体的・精神的負荷がかかることによって、負担が重い状態になっていると認められるこどもや若者。

[2] こども大綱：「こども基本法」に基づき、政府の少子化対策、子供・若者支援、貧困対策を１つにまとめ、総合的かつ一体的に進めるための基本方針。令和５年 12 月に決定され、子どもの権利保障とウェルビーイング（幸せな状態）向上を目的とした「こどもまんなか社会」の実現を目指す。

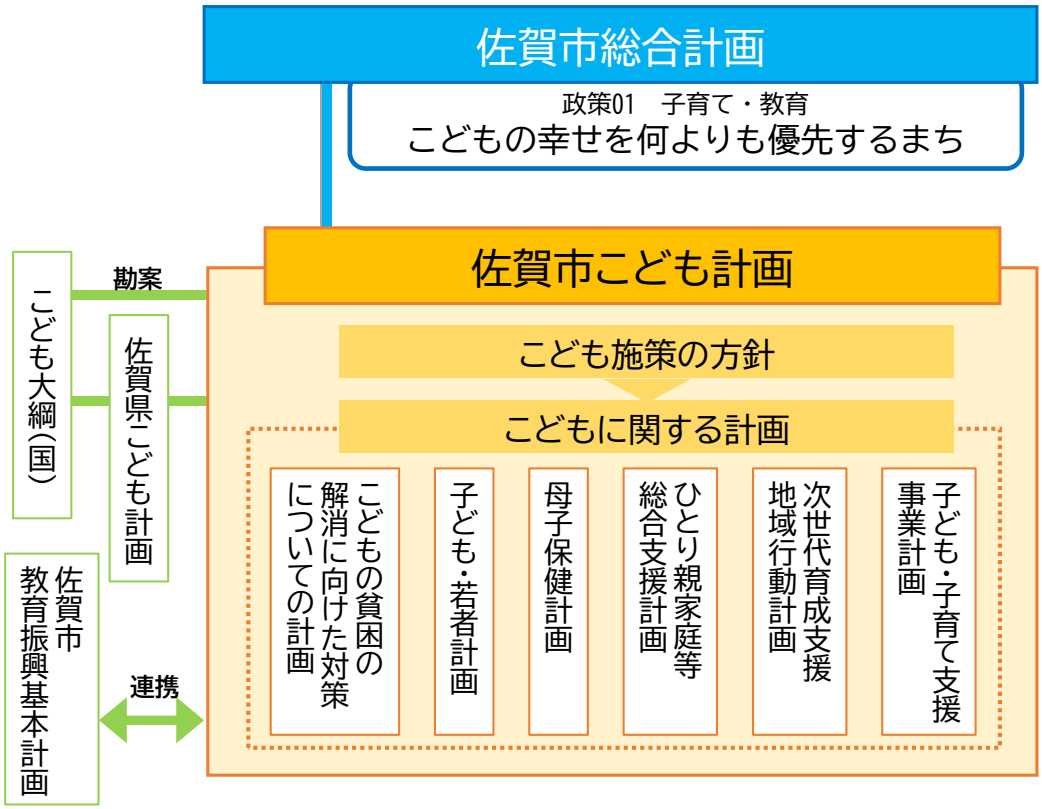
2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として、「こども大綱」や「佐賀県こども計画（こども施策に関する方針・こども施策実行計画から成る）」を勘案し、市における以下の計画・取組を一体的に策定するものです。

【既存の計画・取組】
・子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
・次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援地域行動計画」
・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭等総合支援計画」
・健康増進法に基づく「健康づくり計画」における母子保健の取組
【新たな計画】
・子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく
「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」

市の最上位計画である「佐賀市総合計画」の政策01子育て・教育による「こどもの幸せを何よりも優先するまち」の方向性に沿ったものとし、「佐賀市教育振興基本計画」との連携を図ります。

▼本計画と他の計画等との関係

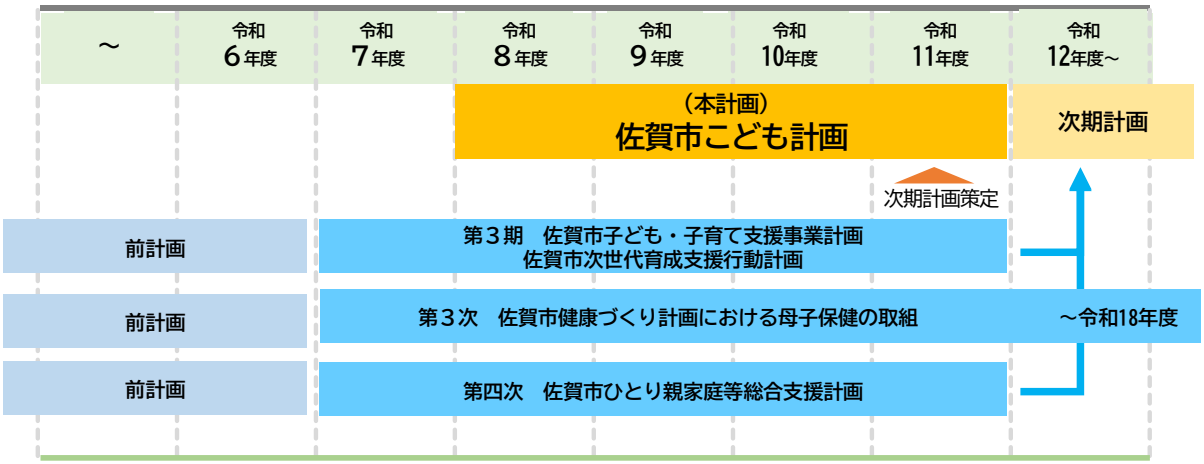


3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度の4年間とします。

今回こども計画として一体的にまとめる既存の4計画（取組）については、令和12年度から1つの計画書としてまとめます。

▼本計画の期間



4 計画の策定体制と意見を聴く取組

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく「佐賀市子ども・子育て会議」[3]において、計画内容、施策推進に関する事項等について意見聴取しました。

また、小学5年生・中学2年生のこどもとその保護者、16歳～39歳を対象としたアンケート調査や、「佐賀市こどもミーティング2025」の開催、声を届けにくい・聴かれにくいこどもや若者のヒアリングなどにより、こどもや若者からの意見聴取の機会を設け、その内容を計画に反映するよう努めました。

また、計画素案の段階で市民から広く意見を募集するパブリックコメントを行い、その意見を踏まえて計画策定を行いました。

○佐賀市子ども・子育て会議 ⇒P119

こどもの保護者やこども・子育て支援関係者、学識経験者などで構成された合議制の機関であり、計画内容等について意見聴取しました。

また、会議には、学校長（教育現場の意見）、大学・短期大学の学生（若者の意見）のオブザーバー参加を依頼しました。

[3] 子ども・子育て会議：子ども・子育て支援法第 72 条第１項に規定する、市町村が設置する「審議会その他合議制の機関」。

○こどもの生活アンケート ⇒P7

市立小学校5年生の児童と保護者、市立中学校2年生の生徒と保護者を対象とするアンケートで、日頃の生活の状況や保護者とこどもとの関わり、こども自身の意見などを把握し、家庭の経済状況による分析等を行いました。

○若者アンケート ⇒P7

市内在住の16歳～39歳を対象に、普段の生活や意識、恋愛・結婚観、こどもを持つことへの意識などを聞きました。

○佐賀市こどもミーティング2025 ⇒P30

市内の小学生、中学生、高校生に参加してもらい、ワークショップ形式で「こんな居場所があったらいいな！」「こどもにとっての幸せって何だろう？」のテーマで自由に意見を出し合ってもらいました。その結果は、後日市長報告会でこどもたちが市長に直接報告しました。

○声を届けにくい・聴かれにくいこどもや若者からの意見聴取 ⇒P34

さまざまな状況にあって声を届けにくい・聴かれにくいこどもや若者の意見を聴くため、支援団体や支援者を通じたヒアリングやWEBアンケートを実施しました。

○パブリックコメントの実施

市の公共施設とホームページにおいて計画案を公表し、市民の皆様から広く意見を募集しました。いただいた意見は、計画への反映に努めました。

○その他の取組

計画の策定過程やこどもの権利を紹介するニュースレター「佐賀市こどもまんなかニュース」を４回発行し、掲載ホームページには自由に感想を投稿できる「感想箱」を設置しました。

「佐賀市こどもまんなかニュース」の第4号では、こども版パブリックコメントにあたるものとして、予定されている計画案の内容をこどもに分かりやすく説明し、こどもの目線から感想や意見を自由に投稿してもらえるようにしました。

第2章 佐賀市のこどもや若者の声

1 アンケート調査結果の概要

1 調査の概要

(1)調査対象

①こどもの生活アンケート:市立小学校5年生の児童と保護者／市立中学校2年生の生徒と保護者
②若者アンケート:市内在住の16歳～39歳

(2)調査期間

①令和7年2月25日～3月19日
②令和7年2月25日～3月10日

(3)調査方法

①児童生徒は学校でWEB回答、保護者は学校を通じて配付しWEB回答
②案内状を郵送しWEB回答

(4)配付・回答状況

		配付数	有効回答数	有効回答率
①	小学５年生の児童	2,023票	1,764票	87.2%
	中学２年生の生徒	1,862票	1,467票	78.8%
	小学５年生・中学２年生の保護者	3,885票	2,267票	58.4%
②	若者	2,983票	994票	33.3%

(5)こどもの生活アンケートにおける経済的な状況の分類

こどもの生活アンケートでは、保護者の「生計を同一にしている家族の人数」と「世帯全体の年間収入」への回答結果から、以下のような処理を行い、「等価世帯収入」による経済的な状況の分類を行っています。

○年間収入に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする(例えば、「50万円未満」であれば25万円、「50～100万円未満」であれば75万円。なお、「1,000万円以上」は1,050万円とする)。

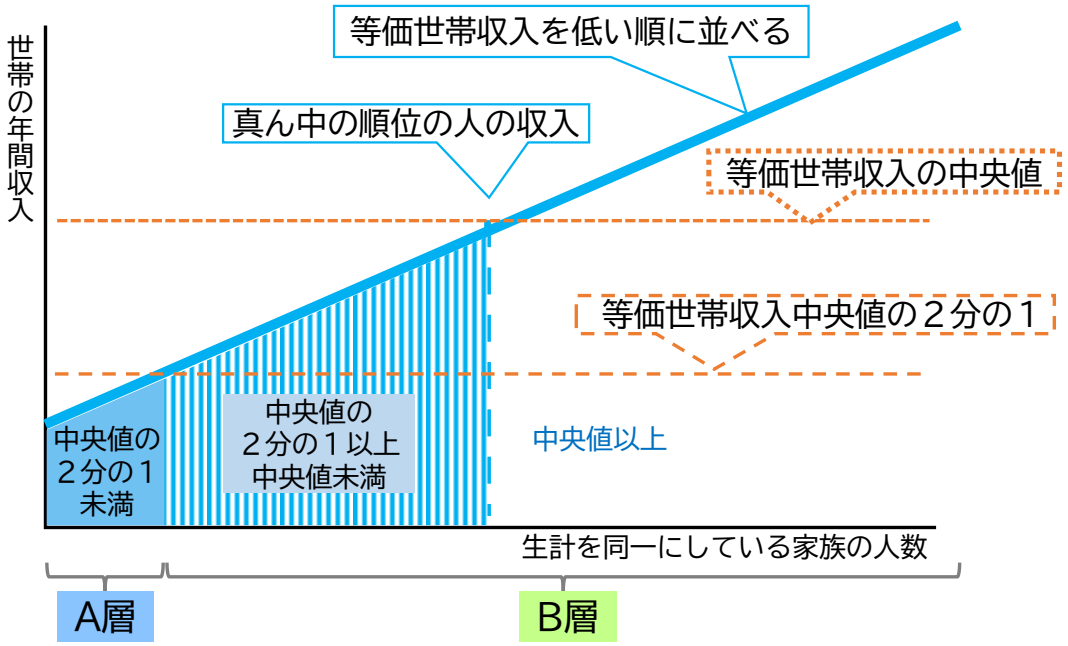
○上記の値を、同居家族の人数の平方根をとったもので除す。

○上記の方法で算出した値(等価世帯収入)の中央値を求め、「中央値以上」、「中央値の2分の1以上中央値未満」、「中央値の2分の1未満」で分類する。

本報告では「中央値の2分の1未満」を「A層」、それ以外を「B層」と表現しています。

▼こどもの生活アンケートにおける経済的な状況の分類

等価世帯収入＝世帯の収入を、同居家族の人数の平方根で除す



2　こどもの生活アンケート・若者アンケート

本計画は、国の「こども大綱」を勘案して策定することから、アンケート結果の概要は、同大綱の「第3　こども施策に関する重要事項」の内容を参考に構成しています。

なお、以下、報告書内において調査名は次のように表記しています。

○小学5年生・中学2年生：＜小5・中2＞

○小学5年生・中学2年生の保護者：＜保護者＞

○若者：＜若者＞

(1)こどもが権利の主体であること

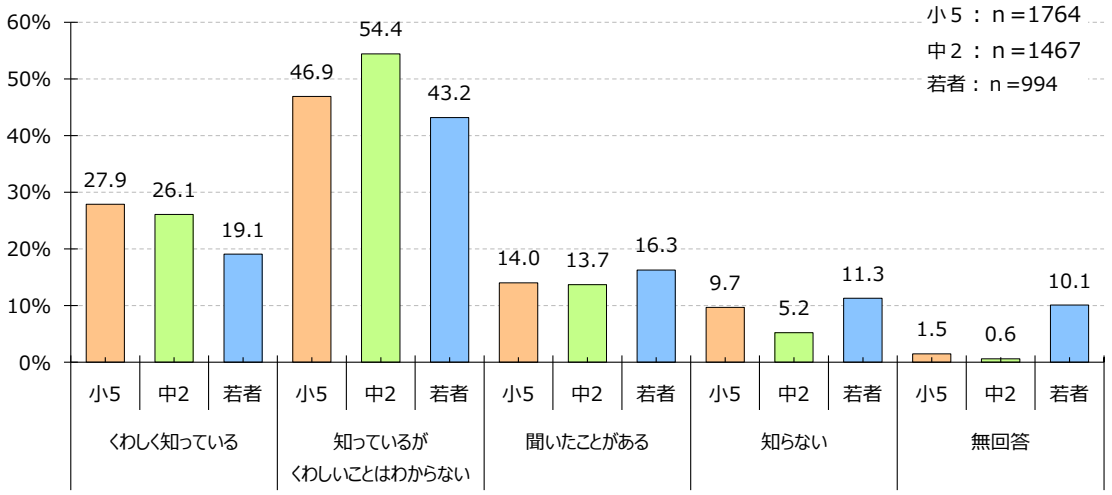
こどもの権利の認知

＜小５・中２＞＜若者＞

問　全てのこどもは生まれた時から権利をもっているということを知っているか（単一回答）

「くわしく知っている」は、小学５年生で27.9%、中学２年生で26.1%、若者で19.1%、「知らない」は、小学５年生で9.7%、中学２年生で5.2%、若者で11.3%となっています。

「聞いたことがある」は年齢に関わらず一定数みられます。「くわしく知っている」は若者で少なくなる傾向がみられます。



※グラフ・表中のnは回答者数（以下同じ）

若者の「くわしく知っている」を性別・年齢別にみると、性別ではほとんど差がみられませんが、年齢別では35歳以上で割合が低くなっています。

（%）

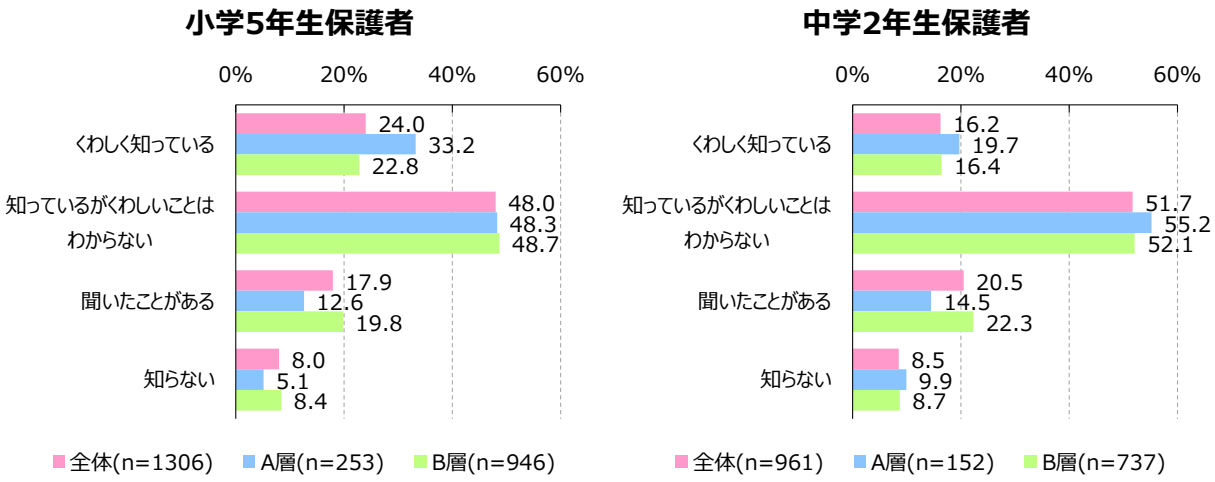
	n	くわしく知っている	知っているがくわしいことはわからない	聞いたことがある	知らない	無回答
全体	994	19.1	43.2	16.3	11.3	10.1
男性	389	19.0	37.9	16.7	15.9	10.5
女性	594	19.4	47.0	15.8	8.4	9.4
その他	9	11.1	33.4	22.2	0.0	33.3
16歳～19歳	204	22.1	47.5	13.2	7.4	9.8
20歳～24歳	135	23.0	35.5	15.6	13.3	12.6
25歳～29歳	149	21.5	39.0	18.1	10.7	10.7
30歳～34歳	210	21.0	45.7	11.4	11.9	10.0
35歳～39歳	288	12.8	44.5	21.5	13.2	8.0

＜保護者＞

問　全てのこどもは生まれた時から権利をもっているということを知っているか（単一回答）

小学 5 年生保護者全体では、「知っているがくわしいことはわからない」が 48.0%、「くわしく知っている」が 24.0%、「聞いたことがある」が 17.9%、中学 2 年生保護者全体では、「知っているがくわしいことはわからない」が 51.7%、「聞いたことがある」が 20.5%、「くわしく知っている」が 16.2%となっています。

経済的な状況別に「くわしく知っている」をみると、小学 5 年生保護者、中学 2 年生保護者ともに、A 層が B 層より多くなっていますが、特に、小学 5 年生保護者の A 層は 33.2%で、B 層の 22.8%より 10.4 ポイント多くなっています。



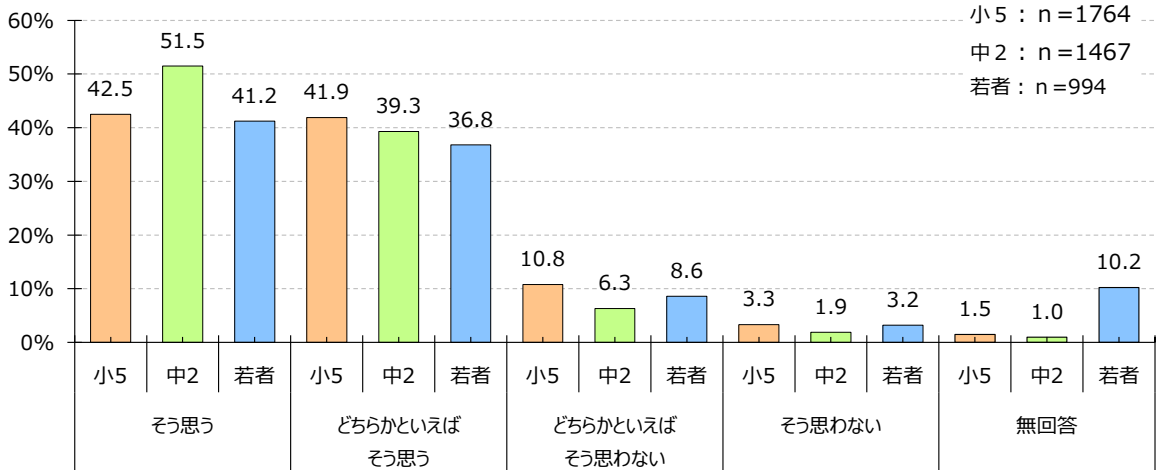
こども・若者の意見の尊重

＜小 5・中 2＞＜若者＞

問　自由に意見を言えて、自分の意見をまわりの人に考えてもらえていると思うか（単一回答）

「そう思う」は、小学 5 年生で 42.5%、中学 2 年生で 51.5%、若者で 41.2%、「そう思わない」は小学 5 年生で 3.3%、中学 2 年生で 1.9%、若者で 3.2%となっています。

「そう思う」の割合は中学 2 年生が最も高く、「どちらかといえばそう思う」の割合は年齢が上がるほど低下する傾向がみられます。

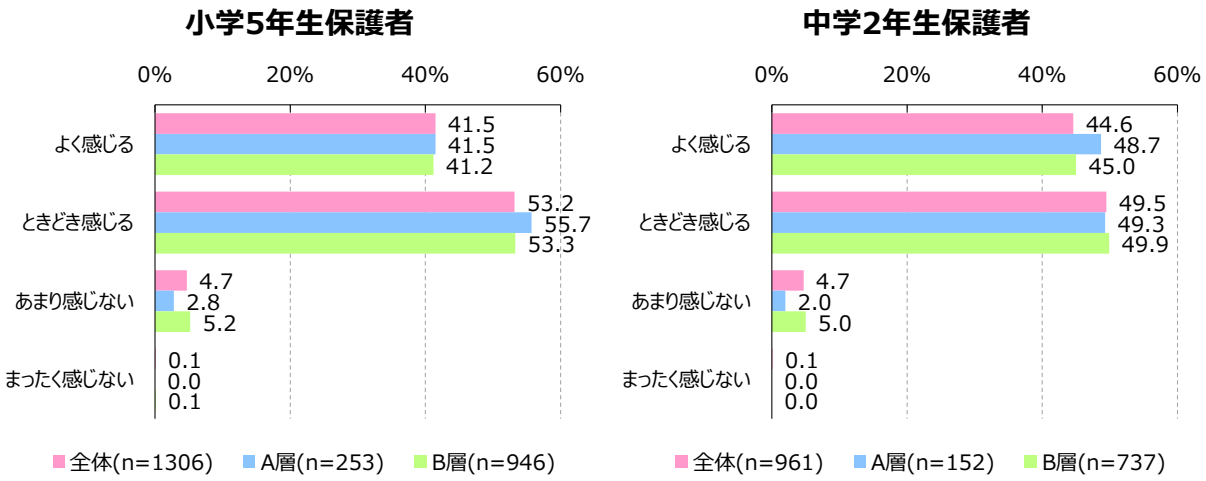


＜保護者＞

問　生活の中でこどもの個性や意見を尊重できていると感じるか（単一回答）

小学５年生保護者全体では「ときどき感じる」が53.2%、「よく感じる」が41.5%、「あまり感じない」が4.7%、中学２年生保護者全体では「ときどき感じる」が49.5%、「よく感じる」が44.6%、「あまり感じない」が4.7%となっています。

経済的な状況別に「あまり感じない」をみると、小学５年生保護者、中学２年生保護者ともに、A層がB層より少なくなっています。



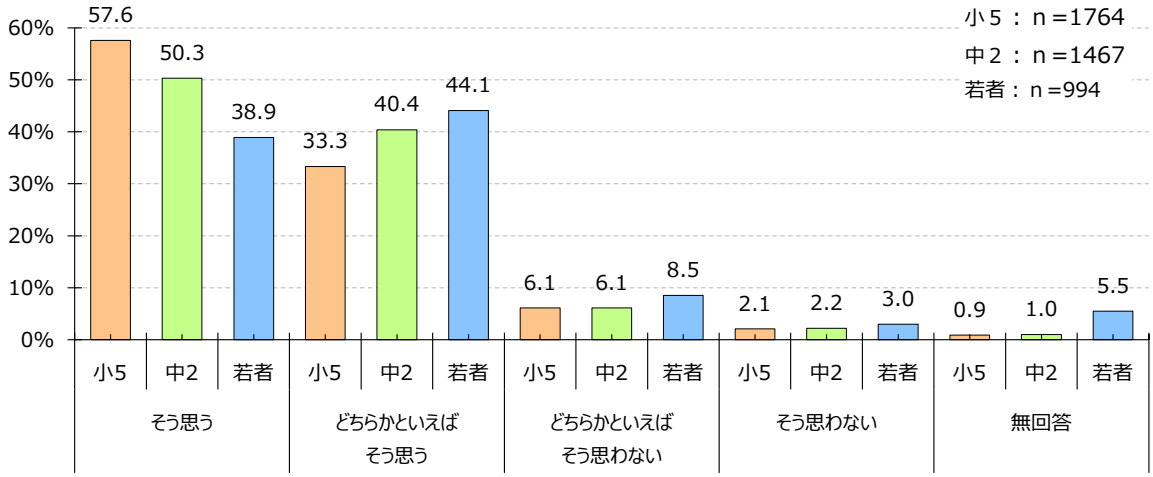
こども・若者の幸福感・不安感

＜小５・中２＞＜若者＞

問　今、自分が幸せだと思うか（単一回答）

「そう思う」は、小学５年生で57.6%、中学２年生で50.3%、若者で38.9%、「そう思わない」は、小学５年生で2.1%、中学２年生で2.2%、若者で3.0%となっています。

年齢が上がるほど、幸せだと「思う」から「どちらかといえば思う」へと幸福感が移行していく傾向がみられます。

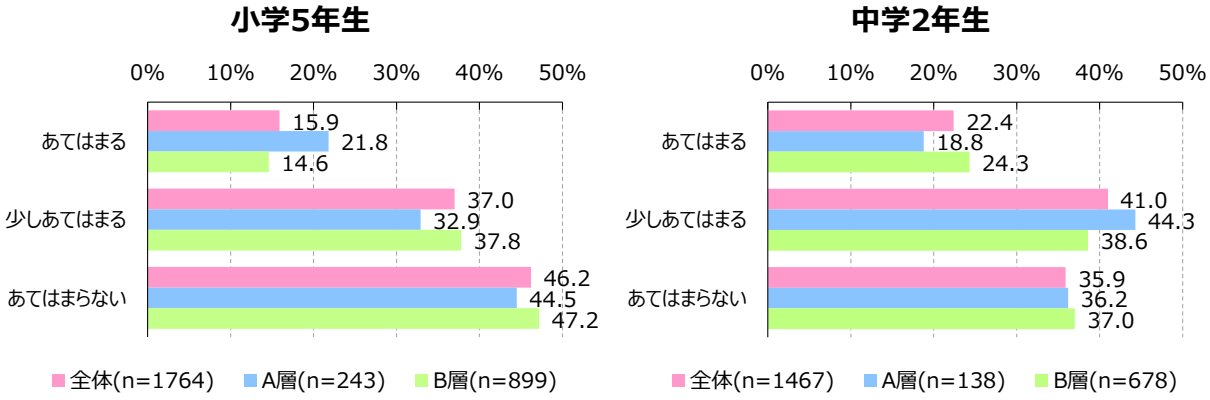


＜小 5･中 2＞

問 「心配ごとが多く、いつも不安だ」の状態にあてはまるか（単一回答）

小学 5 年生全体では、「あてはまらない」が 46.2%、「少しあてはまる」が 37.0%、「あてはまる」が 15.9%、中学 2 年生全体では、「少しあてはまる」が 41.0%、「あてはまらない」が 35.9%、「あてはまる」が 22.4%となっています。

経済的な状況別に「あてはまる」をみると、小学 5 年生では A 層が B 層より 7.2 ポイント多くなっています。



(2)多様な遊びや体験、活躍できる機会

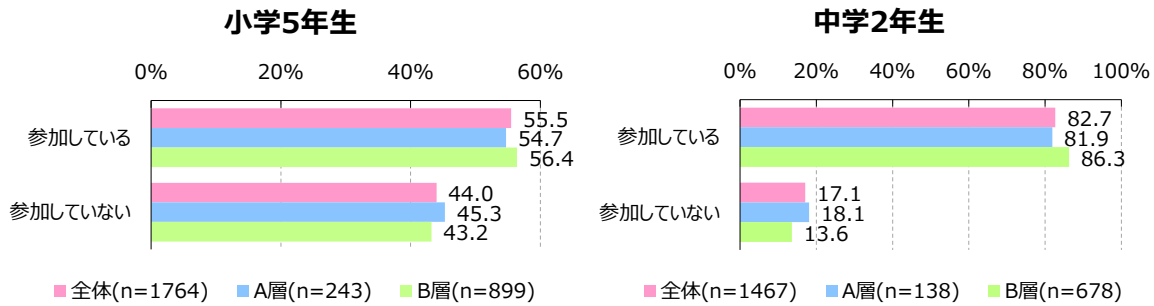
地域のクラブや部活動への参加

＜小 5･中 2＞

問 地域のスポーツクラブ･文化クラブや学校の部活動に参加しているか（単一回答）

小学 5 年生全体では、「参加している」が 55.5%、「参加していない」が 44.0%、中学 2 年生全体では、「参加している」が 82.7%、「参加していない」が 17.1%となっており、「参加している」は、小学 5 年生より中学 2 年生のほうが 27.2 ポイント多くなっています。

経済的な状況別に「参加していない」をみると、小学 5 年生、中学 2 年生ともに A 層が全体より多くなっています。

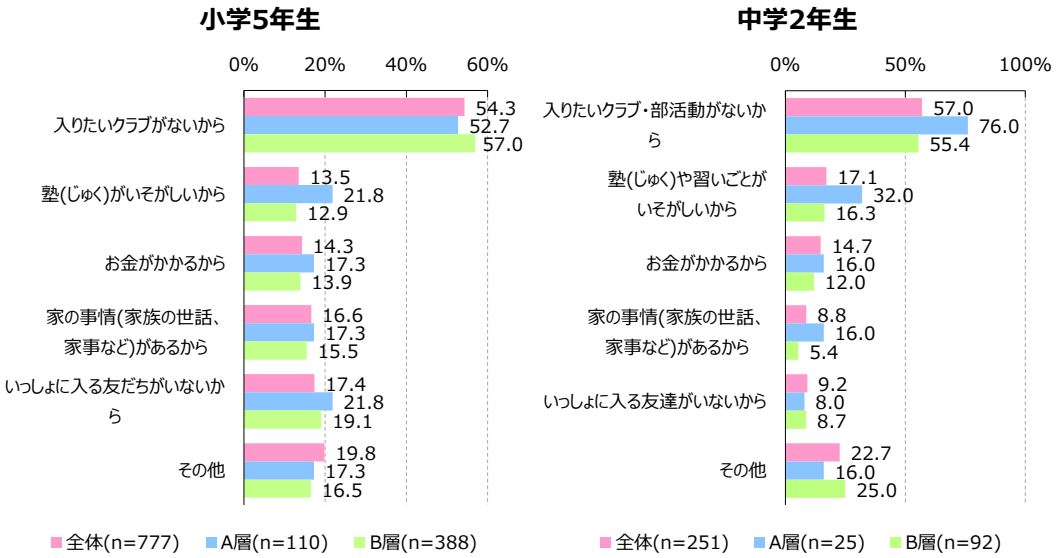


＜小５･中２＞
（地域のスポーツクラブ･文化クラブや学校の部活動に「参加していない」と答えた人）

問　参加していない理由（複数回答）

小学５年生全体では、「入りたいクラブがないから」が 54.3％と最も多く、中学２年生全体では、「入りたいクラブ･部活動がないから」が 57.0％と最も多くなっています。

経済的な状況別にみると、「入りたいクラブがないから」は、中学２年生の A 層が B 層より 20.6 ポイント多くなっています。「お金がかかるから」「家の事情（家族の世話、家事など）があるから」は小学 ５ 年生、中学 ２ 年生ともに A 層が全体より多くなっており、特に「家の事情（家族の世話、家事など）があるから」は、中学２年生の A 層が B 層より 10.6 ポイント多くなっています。



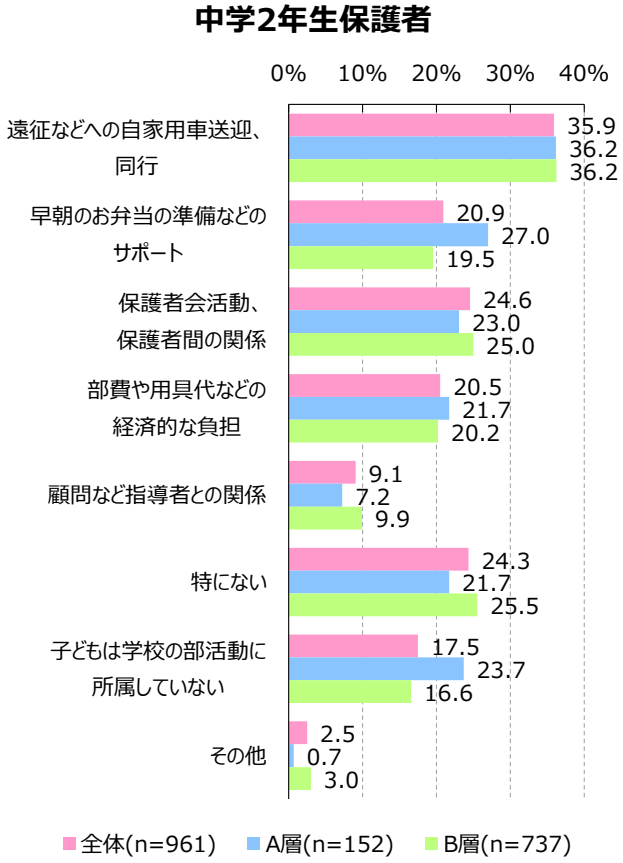
部活動に関する保護者の負担感

＜保護者＞（中２保護者のみの設問）

問　こどもが学校の部活動に所属している場合、保護者として負担に感じること（複数回答）

「遠征などへの自家用車送迎、同行」が 35.9%、「保護者会活動、保護者間の関係」が 24.6%、「特にない」が 24.3%となっています。

経済的な状況別に「早朝のお弁当の準備などのサポート」をみると、A 層が 27.0%で、B 層の 19.5%より 7.5 ポイント多く、A 層における負担感の大きさがうかがえます。また、「こどもは学校の部活動に所属していない」でも、A 層が 23.7%で、B 層の 16.6%より 7.1 ポイント多くなっています。



(3)課題や困難を抱えるこどもや家庭

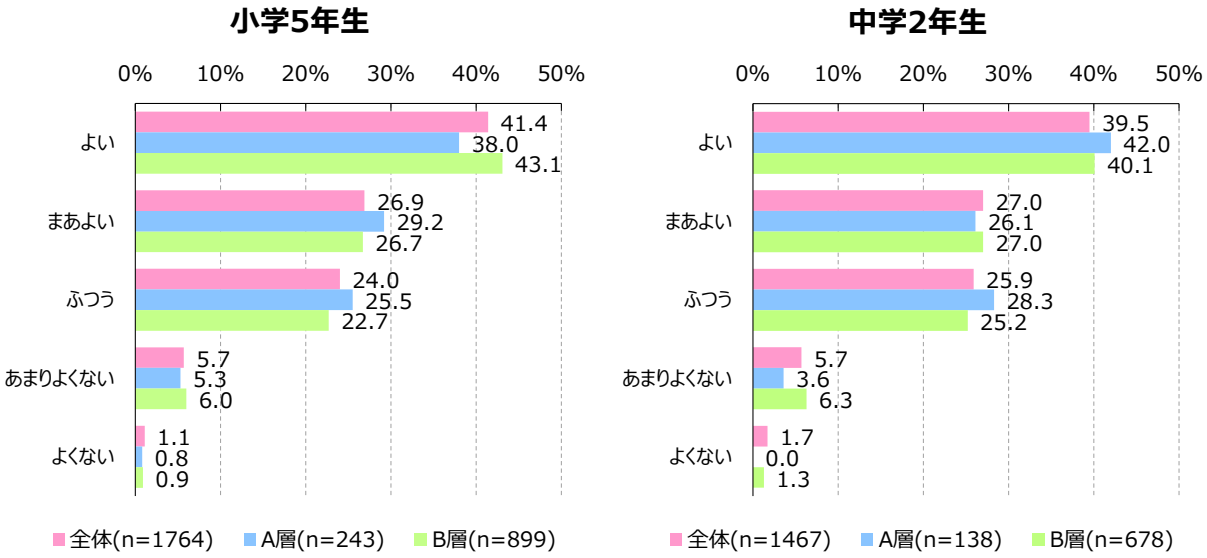
経済的な状況とこどもの主観的健康観(自身が感じる健康状態)

＜小５･中２＞

問　健康状態(単一回答)

小学５年生全体では、「よい」が 41.4%、「まあよい」が 26.9%、「ふつう」が 24.0%、中学２年生全体では、「よい」が 39.5%、「まあよい」が 27.0%、「ふつう」が 25.9%となっています。

経済的な状況と主観的健康観に明確な相関はみられません。



授業がわからないときの対応

＜小５･中２＞

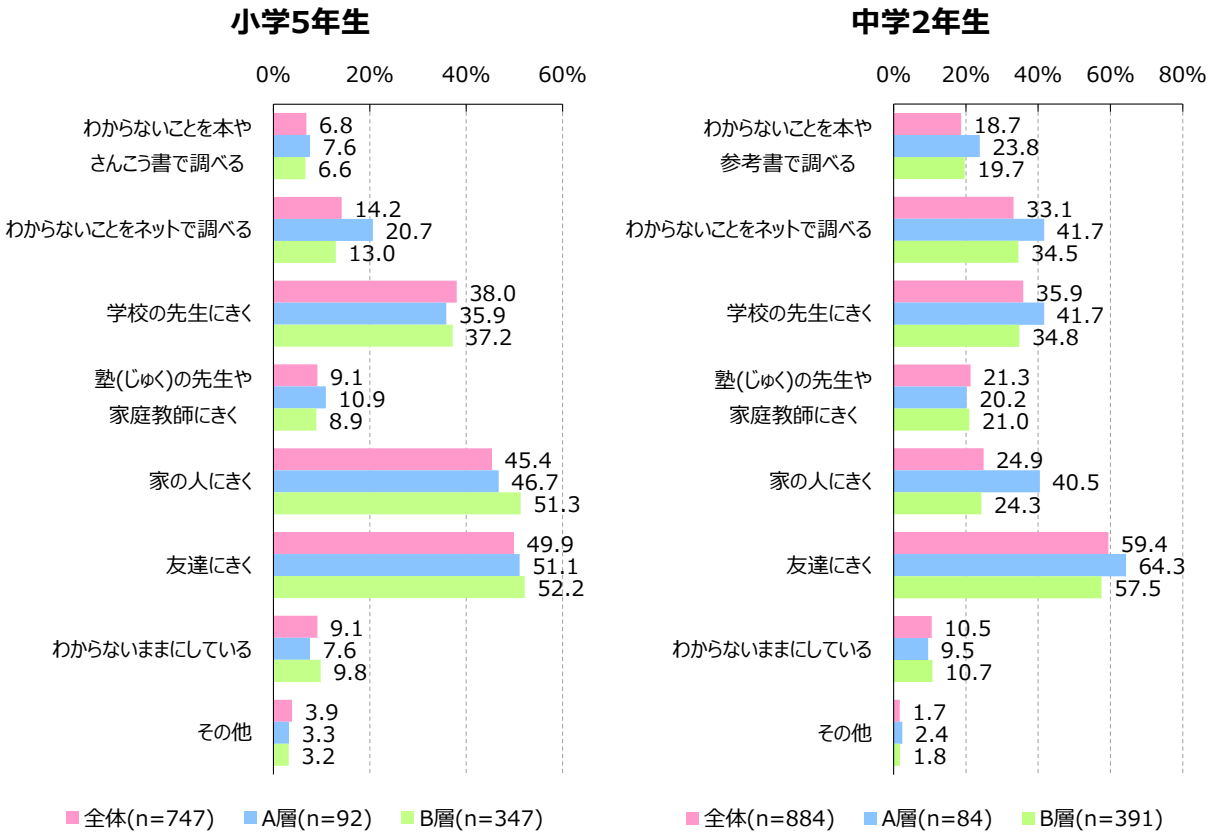
（学校の授業で「教科によってはわからないことがある」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」と答えた人）

問　授業でわからないことがあるとき、どうしているか（複数回答）

小学 5 年生全体では、「友達にきく」が 49.9%、「家の人にきく」が 45.4%、「学校の先生にきく」が 38.0%、中学 2 年生全体では、「友達にきく」が 59.4%、「学校の先生にきく」が 35.9%、「わからないことをネットで調べる」が 33.1%となっています。

「わからないことを本や参考書で調べる」「わからないことをネットで調べる」「塾の先生や家庭教師にきく」をみると、いずれも小学5年生より中学2年生のほうが多くなっていますが、「家の人にきく」では、中学2年生のほうが少なくなっています。

経済的な状況別に「家の人にきく」をみると、中学2年生の A 層が B 層より 16.2 ポイント多くなっています。



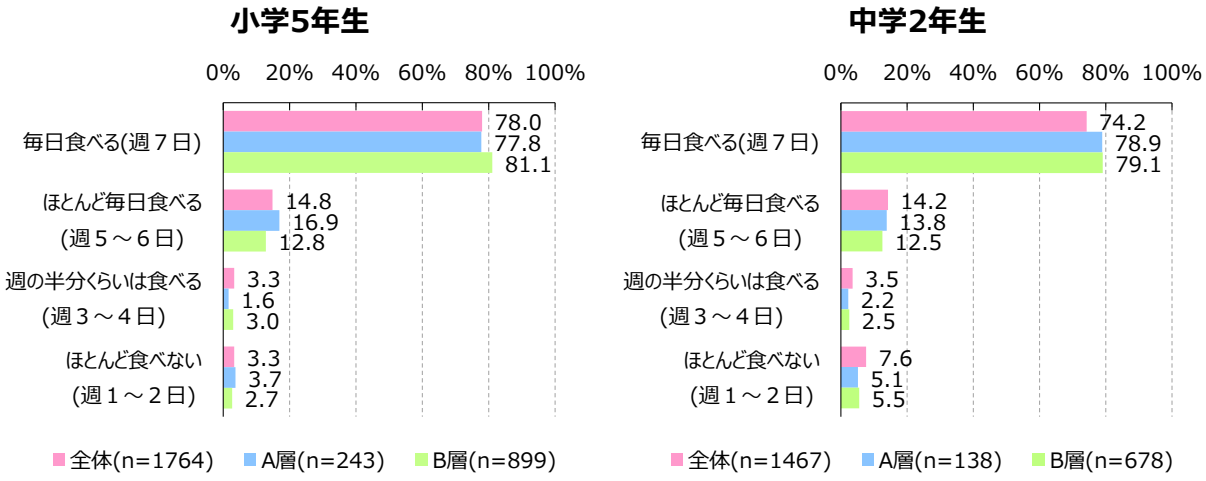
朝食の摂取状況

＜小５･中２＞

問　週にどのくらい朝食をとっているか（単一回答）

小学 5 年生全体では、「毎日食べる（週7日）」が 78.0%、「ほとんど毎日食べる（週5～6日）」が 14.8%、「週の半分くらいは食べる（週3～4日）」と「ほとんど食べない（週1～2日）」が 3.3%、中学 2 年生全体では、「毎日食べる（週7日）」が 74.2%、「ほとんど毎日食べる（週5～6日）」が 14.2%、「ほとんど食べない（週1～2日）」が 7.6%となっています。

「ほとんど食べない（週1～2日）」は、中学 2 年生の方が多くなっています。



(4)こども・若者の自己肯定感[4]・悩みの相談

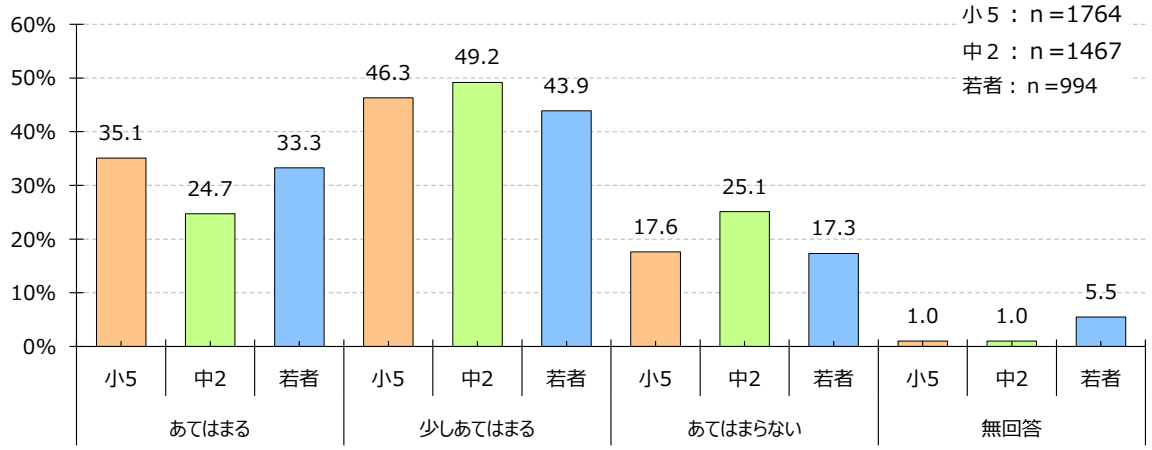
自己肯定感

＜小５・中２＞＜若者＞

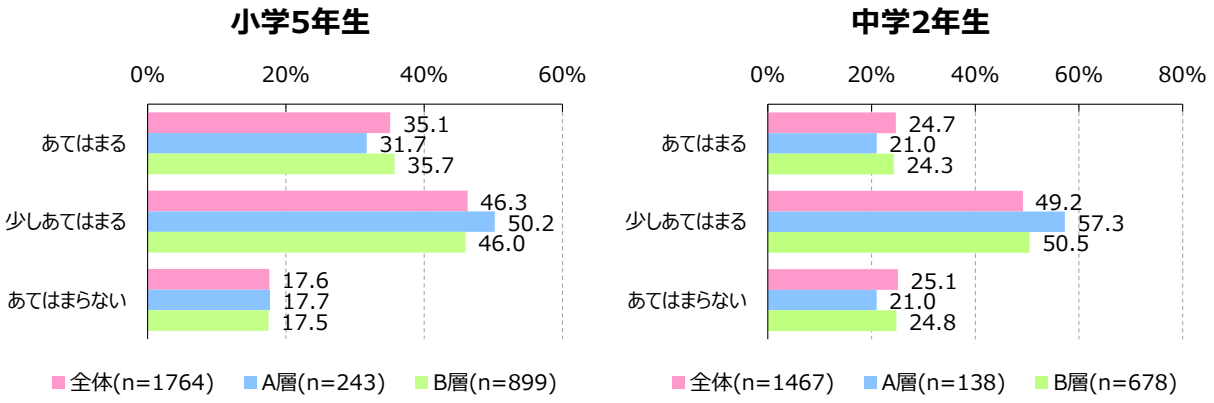
問 「今の自分が好きだと思う」の状態にあてはまるか(単一回答)

「あてはまる」は、小学５年生で 35.1%、中学２年生で 24.7%、若者で 33.3%、「あてはまらない」は、小学５年生で 17.6%、中学２年生で 25.1%、若者で 17.3%となっています。

中学２年生では、小学５年生や若者と比べて、今の自分が好きだと思わない傾向がみられます。



小学５年生と中学２年生について、経済的な状況別に「あてはまる」をみると、いずれもＡ層が全体より少なくなっています。



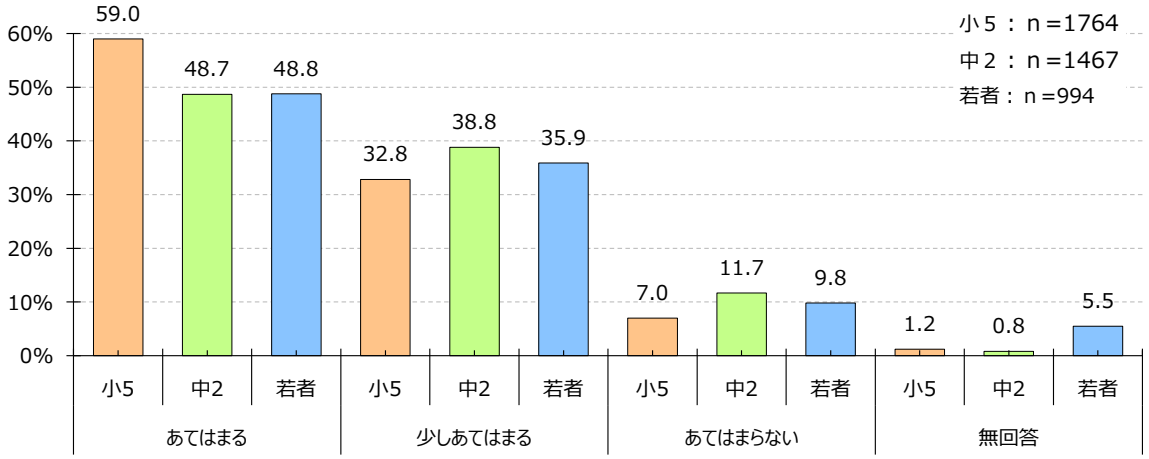
[4] 自己肯定感：ありのままの自分を「これでいい」と認め尊重する感覚。長所・短所に関わらず「自分には存在価値がある」と思える心理状態で、自尊心などとも呼ばれる。

＜小５･中２＞＜若者＞

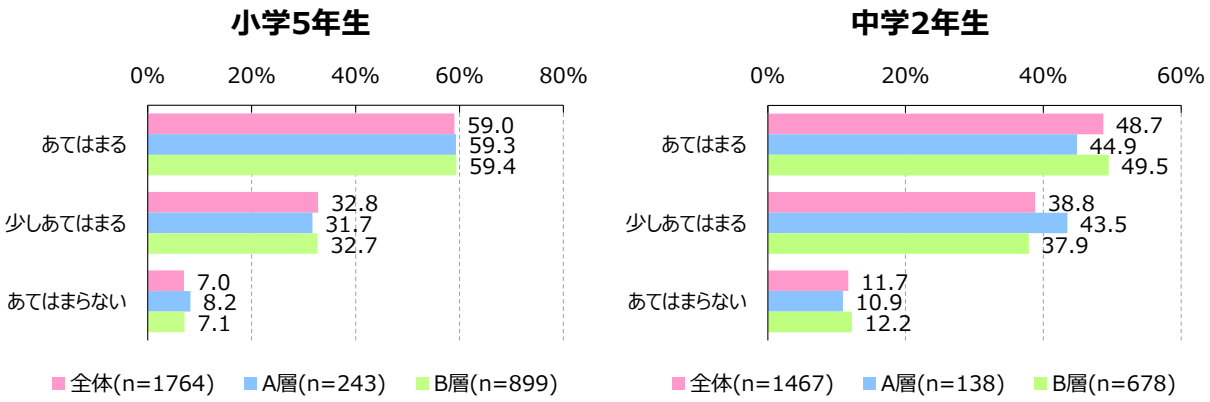
問「自分には自分らしさというものがあると思う」の状態にあてはまるか（単一回答）

「あてはまる」は、小学５年生で 59.0%、中学２年生で 48.7%、若者で 48.8%、「あてはまらない」は、小学５年生で 7.0%、中学２年生で 11.7%、若者で 9.8%となっています。

小学５年生では、自分には自分らしさというものがあると思う人が多い傾向がみられます。



小学５年生と中学２年生について、経済的な状況別に「あてはまる」をみると、中学２年生ではＡ層がＢ層より 4.6 ポイント少なくなっています。



なやみや心配ごとと相談先、相談方法

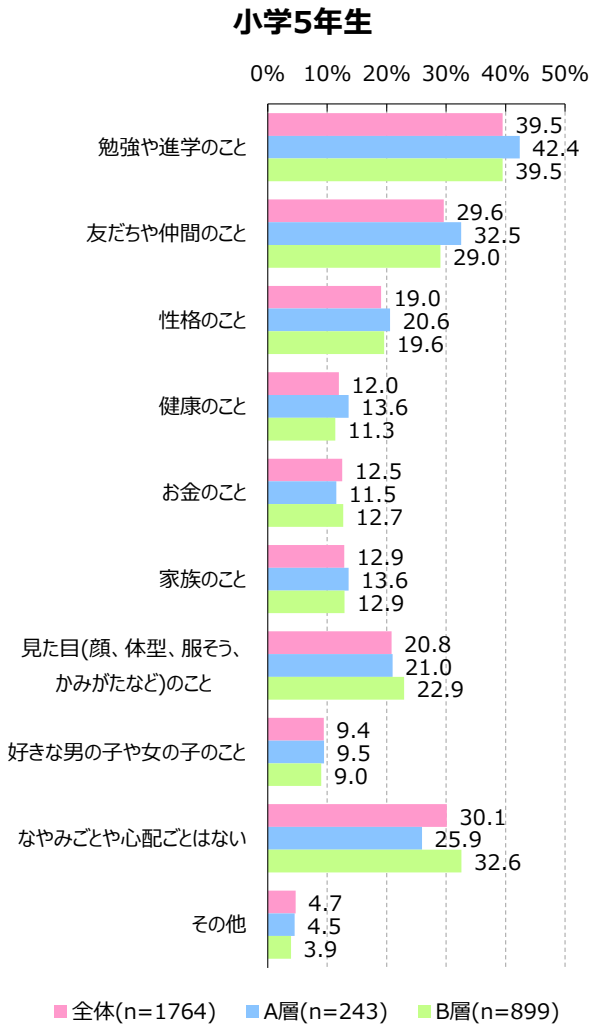
＜小５･中２＞

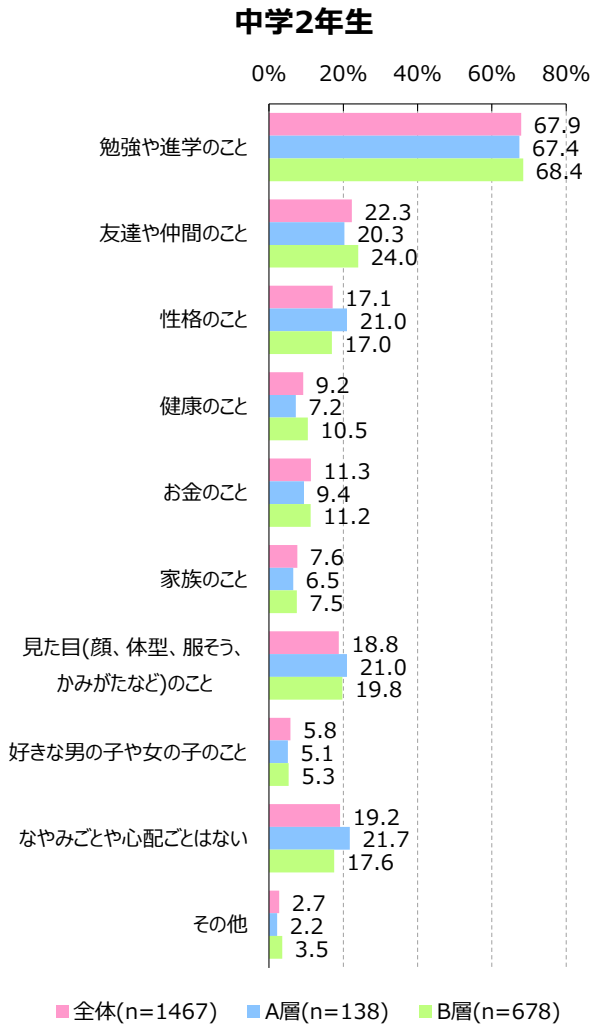
問　どのようななやみごとや心配ごとがあるか（複数回答）

小学５年生全体では、「勉強や進学のこと」が 39.5%、「なやみごとや心配ごとはない」が 30.1%、「友だちや仲間のこと」が 29.6%となっています。

中学２年生全体では、「勉強や進学のこと」が 67.9%、「友達や仲間のこと」が 22.3%、「なやみごとや心配ごとはない」が 19.2%となっています。

「なやみごとや心配ごとはない」は、小学5年生の 30.1%が、中学2年生では 19.2%と少なくなり、「勉強や進学のこと」は、小学5年生の 39.5%が、中学2年生では 67.9%と多くなっています。



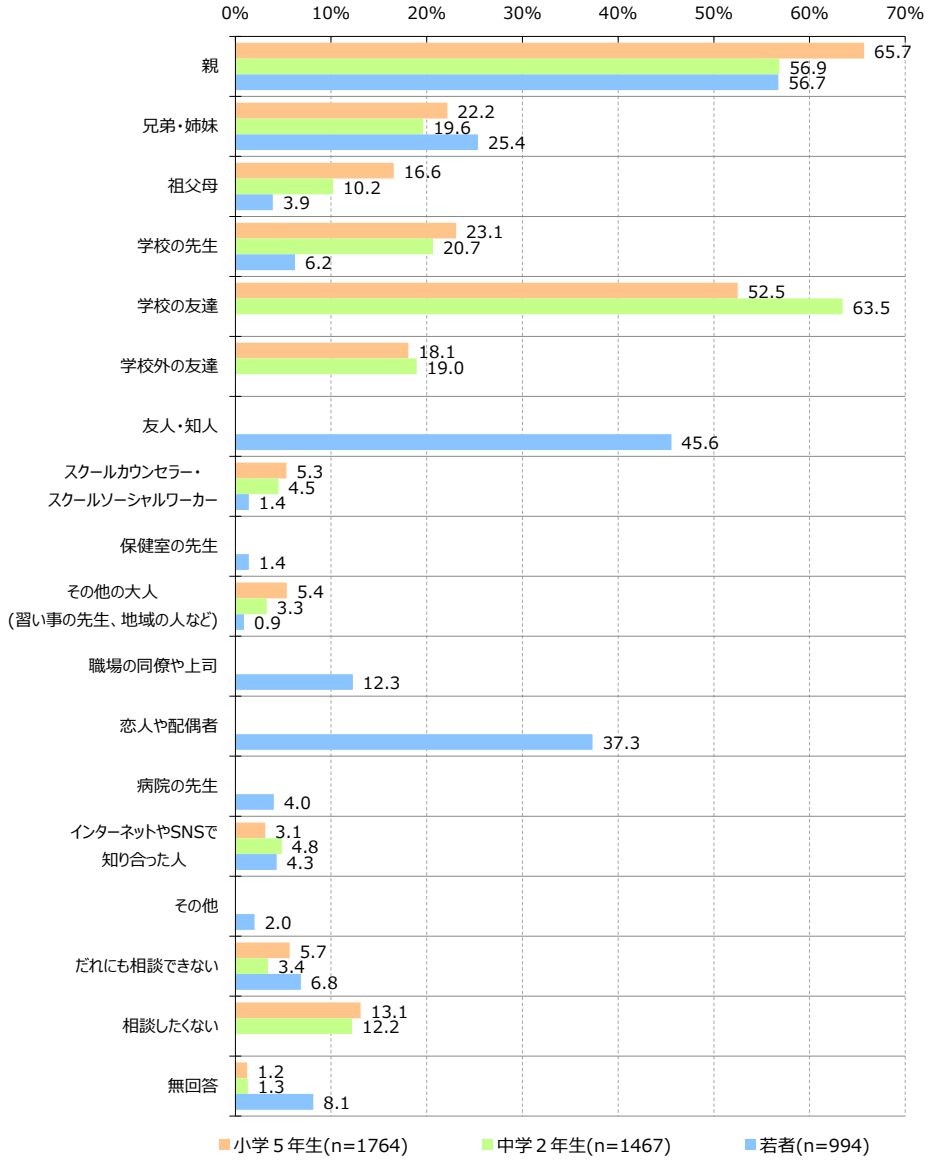


＜小５･中２＞＜若者＞

問　なやみごとや心配ごとがあるとき、相談できると思う人（複数回答）

小学５年生では、「親」が65.7%、「学校の友達」が52.5%、「学校の先生」が23.1%、中学２年生では、「学校の友達」が63.5%、「親」が56.9%、「学校の先生」が20.7%、若者では、「親」が56.7%、「友人・知人」が 45.6%、「恋人や配偶者」が 37.3%となっています。年齢によらず「親」が多いものの、中学２年生では「学校の友達」が多くなり、若者では「恋人や配偶者」が有力な相談先になってきます。

「だれにも相談できない」は、小学 5 年生で 5.7%、中学 2 年生で 3.4%、若者で 6.8%となり、わずかながら若者での割合が高くなっています。



※＜小５･中２＞と＜若者＞では選択肢が異なり、選択肢のない項目は空欄となっている。

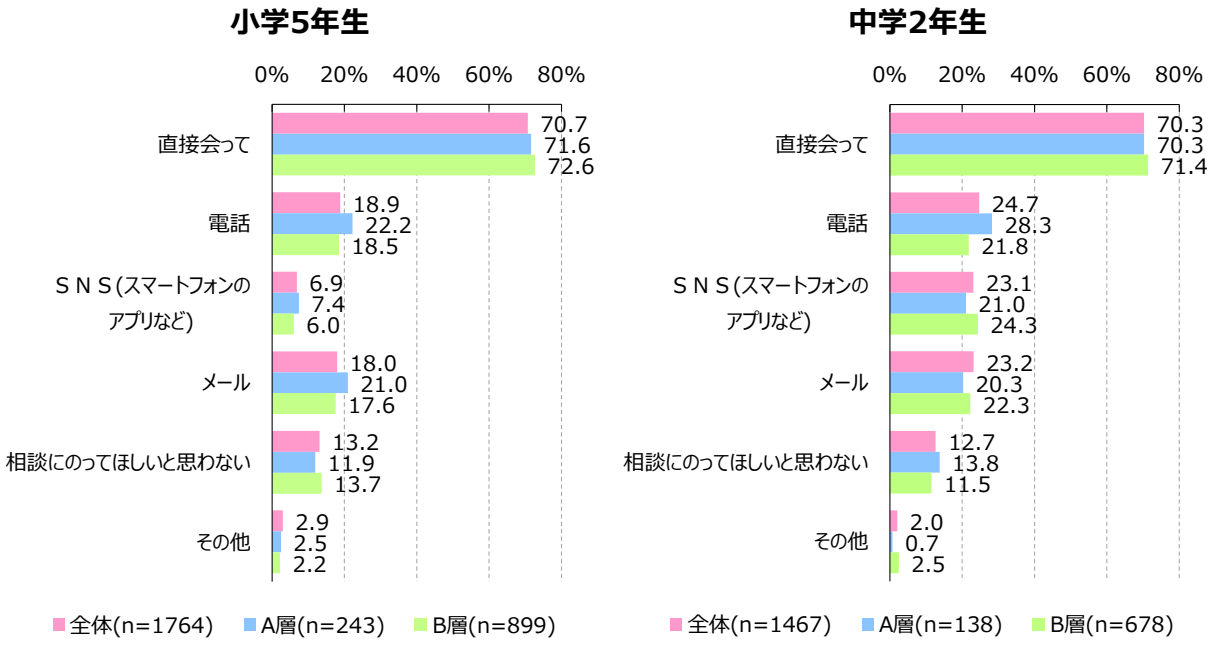
＜小５･中２＞

問　なやみごとや心配ごとがあるとき、どのような方法で相談にのってほしいか（複数回答）

小学５年生全体では、「直接会って」が 70.7%、「電話」が 18.9%、「メール」が 18.0%、中学２年生全体では、「直接会って」が 70.3%、「電話」が 24.7%、「メール」が 23.2%となっています。

経済的な状況による特定の傾向よりも年齢による違いの方がみられ、小学５年生、中学２年生ともに「直接会って」が最多ですが、「SNS（スマートフォンのアプリなど）」では、小学５年生より中学２年生のほうが 16.2 ポイント多くなっています。

「相談にのってほしいと思わない」は、小学５年生で 13.2%、中学２年生では 12.7%みられます。



(5)子育てや教育に関する経済的負担

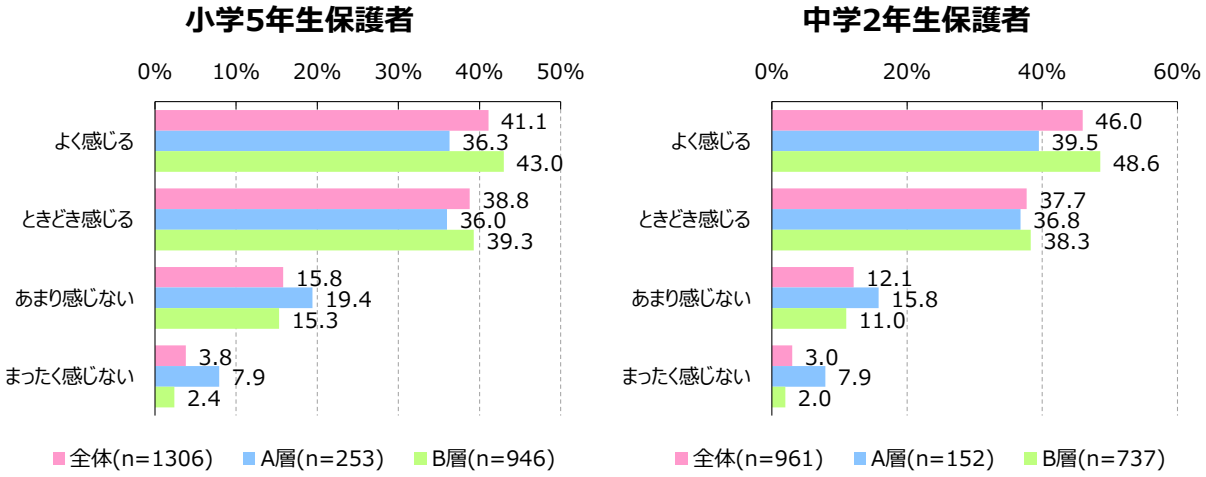
子育てにかかる経済的な負担感

＜保護者＞

問　生活の中で子育てにかかる経済的な負担を感じるか(単一回答)

小学 5 年生保護者全体では、「よく感じる」が 41.1%、「ときどき感じる」が 38.8%、「あまり感じない」が 15.8%、中学 2 年生保護者全体では、「よく感じる」が 46.0%、「ときどき感じる」が 37.7%、「あまり感じない」が 12.1%となっています。

経済的な状況別に「よく感じる」と「ときどき感じる」を加えた『感じる』をみると、小学 5 年生保護者、中学 2 年生保護者ともに、A 層が B 層より少なくなっています。反対に、「あまり感じない」と「まったく感じない」を加えた『感じない』をみると、A 層が B 層より多くなっています。



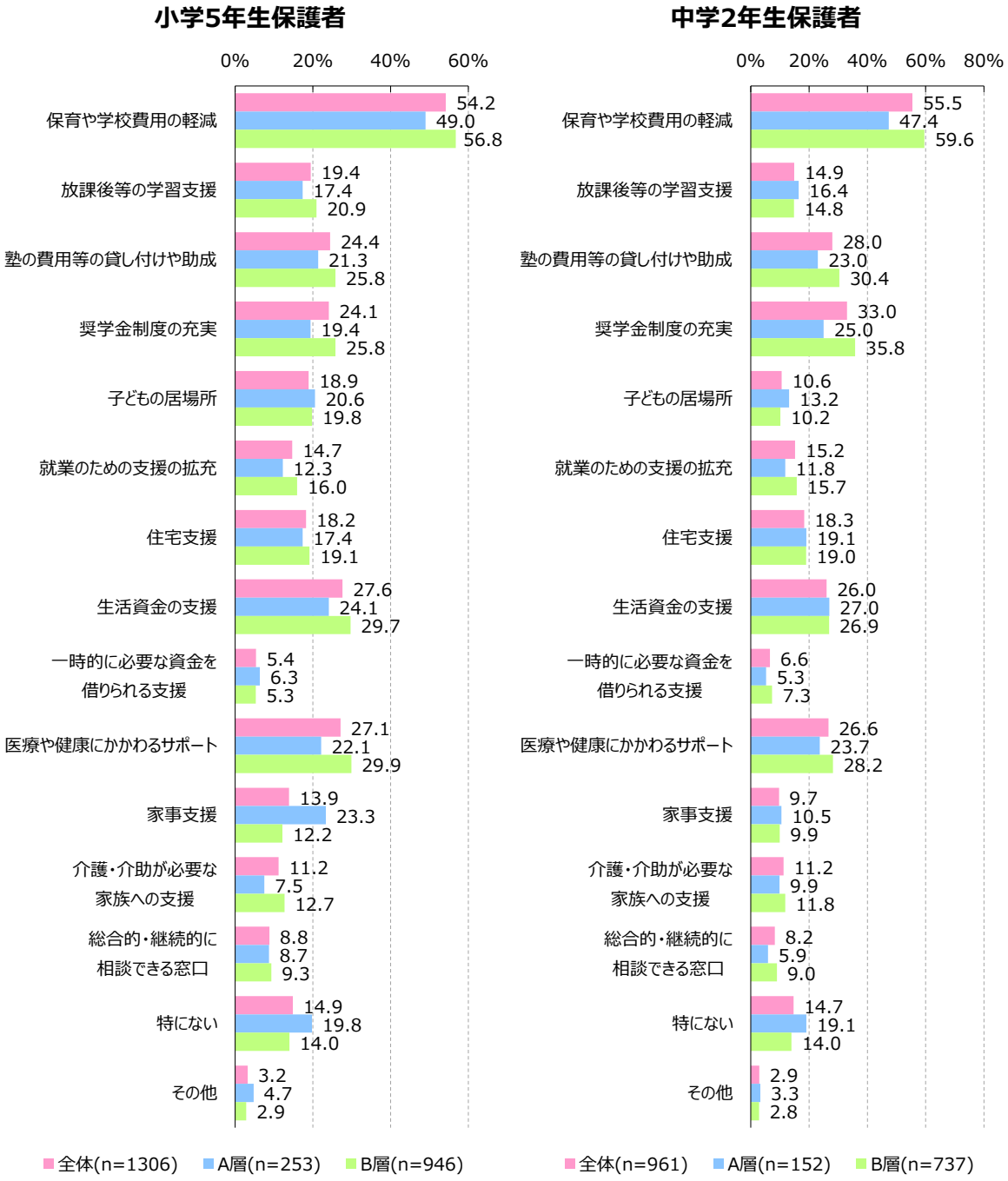
保護者が必要だと思う支援

＜保護者＞

問　現在、必要だと思う支援はどのようなことか（複数回答）

小学 5 年生保護者全体では、「保育や学校費用の軽減」が 54.2%、「生活資金の支援」が 27.6%、「医療や健康にかかわるサポート」が 27.1%、中学 2 年生保護者全体では、「保育や学校費用の軽減」が 55.5%、「奨学金制度の充実」が 33.0%、「塾の費用等の貸し付けや助成」が 28.0%となっています。

こどもの年齢によらず、経済的な支援が上位となっています。



(6)若者の将来の希望と生活・結婚・こどもを持つことなどの意向

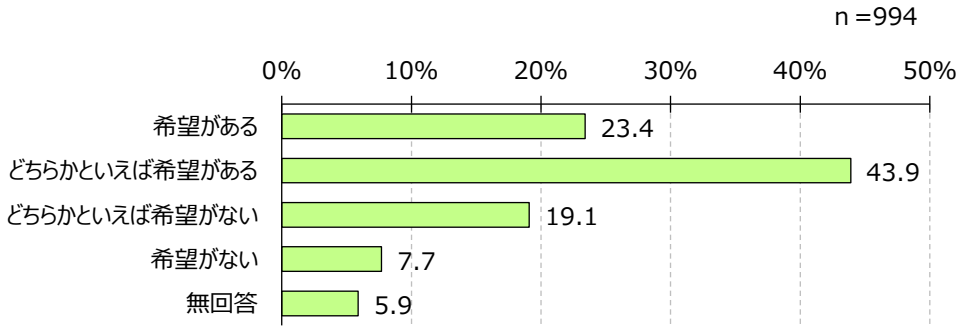
将来への希望

＜若者＞

問　自分の将来について、明るい希望を持っているか（単一回答）

「どちらかといえば希望がある」が 43.9%、「希望がある」が 23.4%、「どちらかといえば希望がない」が 19.1%、「希望がない」が 7.7%となっています。

年齢別では、総じて「希望がある」は年齢が高くなるにつれて少なくなり、「どちらかといえば希望がない」「希望がない」は年齢が高くなるにつれて多くなる傾向がみられます。



▼性別、年齢別

（%）

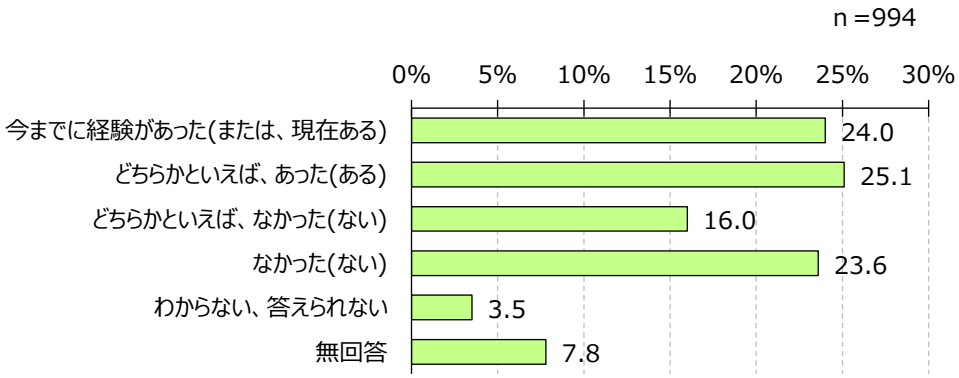
	n	希望がある	どちらかといえば希望がある	どちらかといえば希望がない	希望がない	無回答
全体	994	23.4	43.9	19.1	7.7	5.9
男性	389	22.4	42.1	18.3	8.5	8.7
女性	594	24.4	44.8	19.9	6.9	4.0
その他	9	11.1	33.4	11.1	33.3	11.1
16歳～19歳	204	33.3	43.6	11.8	4.9	6.4
20歳～24歳	135	24.4	42.3	17.8	5.9	9.6
25歳～29歳	149	24.2	41.6	18.8	9.4	6.0
30歳～34歳	210	18.6	47.2	21.4	7.6	5.2
35歳～39歳	288	19.8	43.3	23.3	10.1	3.5

社会生活や日常生活が円滑に送れなかった経験

＜若者＞

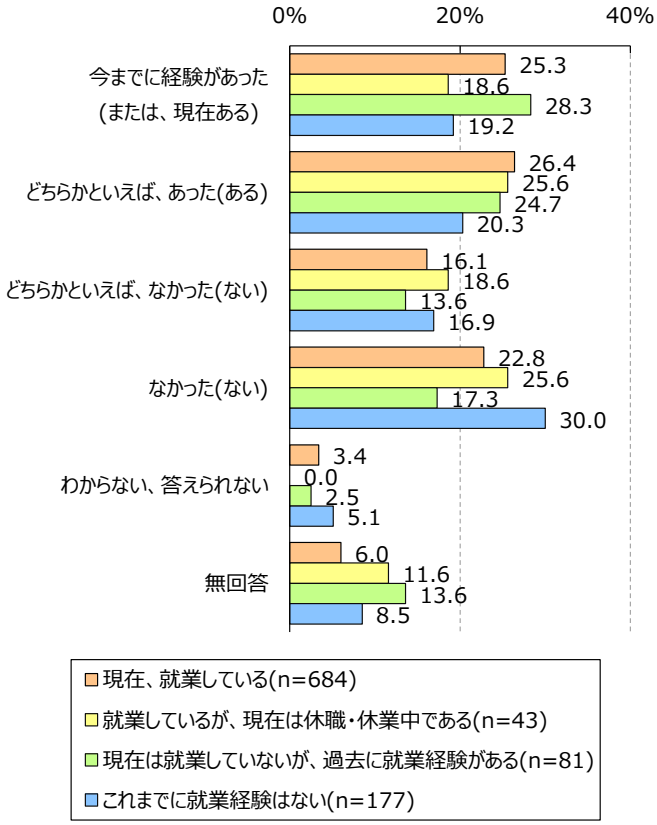
問　社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験があったか（現在あるか）（単一回答）

「どちらかといえば、あった（ある）」が 25.1%、「今までに経験があった（または、現在ある）」が 24.0%、「なかった（ない）」が 23.6%、「どちらかといえば、なかった（ない）」が 16.0%、「わからない、答えられない」が 3.5%となっており、約半数が社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験をしたと回答しています。。



就業経験別にみると、『現在は就業していないが、過去に就業経験がある』の人は「今までに経験があった（または、現在ある）」との回答が最も多く、『これまでに就業経験はない』の人は「なかった（ない）」との回答が最も多くなっています。

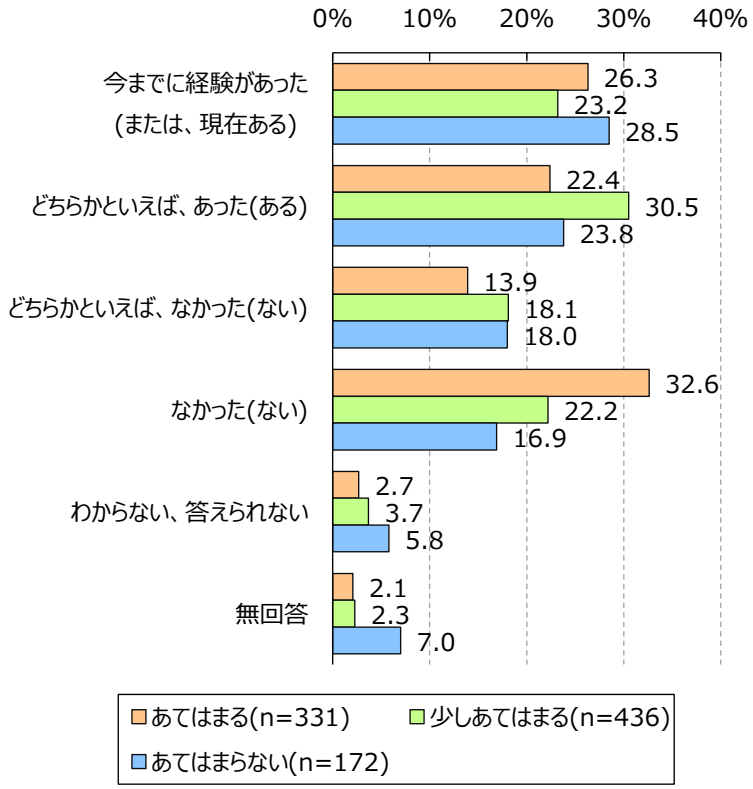
▼就業経験別



今の自分が好きかどうかとの関連性をみると、『あてはまらない』の人は「今までに経験があった（または、現在ある）」との回答が最も多く、『あてはまる』の人は「なかった」との回答が最も多くなっています。

社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験が、自己肯定感に影響を及ぼしていることがうかがえます。

▼今の自分が好きかどうか別



結婚の意向

＜若者＞

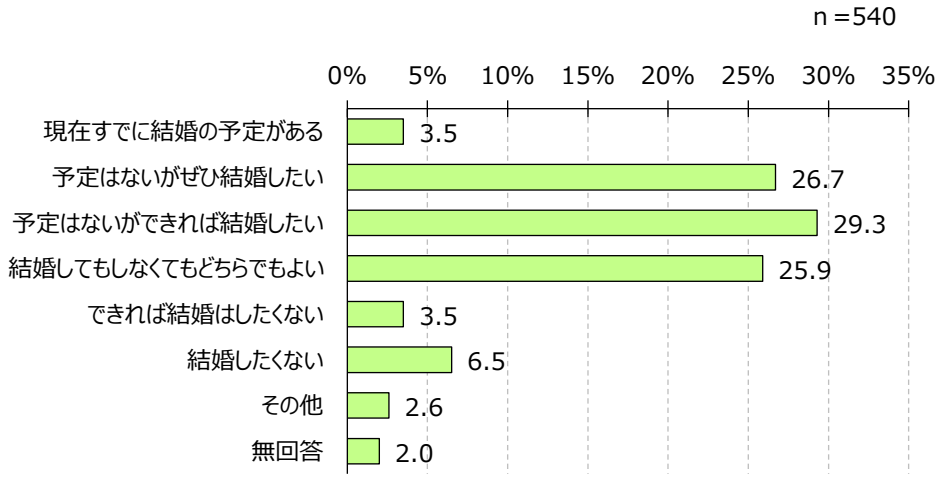
（婚姻状況・恋愛状況で「配偶者・恋人はいない」「配偶者はいないが恋人はいる」の方（未婚の方））

問　結婚についてどのように考えているか（単一回答）

「予定はないができれば結婚したい」が 29.3%、「予定はないがぜひ結婚したい」が 26.7%、「結婚してもしなくてもどちらでもよい」が 25.9%、「結婚したくない」が 6.5%、「現在すでに結婚の予定がある」及び「できれば結婚はしたくない」が 3.5%となっています。

現在の仕事別にみると、「現在すでに結婚の予定がある」では、「正規の社員・職員・従業員」が最も多くなっています。

「できれば結婚はしたくない」では、「無職（仕事を探している）」で 5.3%と他の意向より多くなっており、「結婚したくない」では、「無職（仕事を探していない）」で 5.7%と他の意向より多くなっています。



▼現在の仕事別

（%）

	n	学生・生徒（予備校生などを含む）	パート・アルバイト	派遣社員	契約社員・嘱託	正規の社員・職員・従業員	会社などの役員	自営業・自由業	家族従業者・内職	専業主婦・主夫	家事手伝い	無職（仕事を探している）	無職（仕事を探していない）	その他	無回答
全体	994	26.0	9.6	0.6	2.9	48.0	0.4	3.7	1.3	3.7	0.2	1.2	0.5	1.0	0.9
男性	389	28.0	2.8	0.0	2.1	56.7	0.3	5.4	0.8	0.3	0.0	0.8	1.0	0.8	1.0
女性	594	24.7	13.8	1.0	3.5	42.5	0.5	2.7	1.7	6.1	0.3	1.3	0.2	1.0	0.7
その他	9	22.2	11.1	0.0	0.0	33.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	11.1	11.1
16歳～19歳	204	94.5	2.0	0.5	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.5
20歳～24歳	135	43.2	3.7	0.0	3.0	42.2	0.0	0.7	0.7	0.7	0.7	2.2	0.0	0.7	2.2
25歳～29歳	149	2.7	9.4	0.7	3.4	75.2	0.0	4.0	2.0	1.3	0.0	1.3	0.0	0.0	0.0
30歳～34歳	210	0.5	12.9	1.0	3.3	66.5	0.0	2.9	1.4	5.7	0.5	1.9	1.9	1.0	0.5
35歳～39歳	288	0.7	15.6	0.7	4.5	56.5	1.0	8.3	2.1	7.6	0.0	1.0	0.3	1.7	0.0

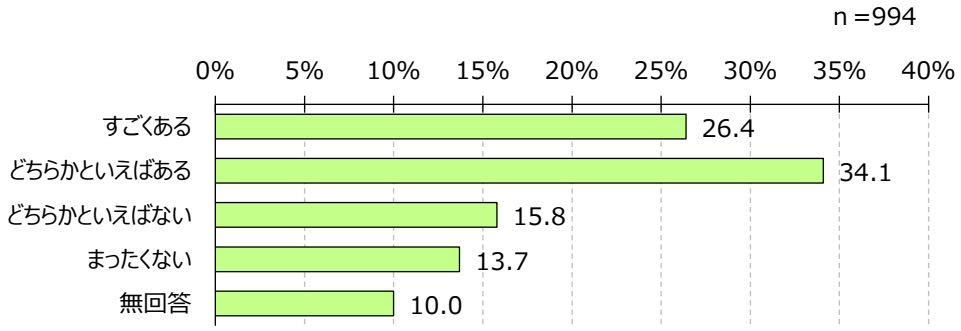
こどもをもつことへの気持ち

＜若者＞

問 「将来こどもが欲しい」または「もっとこどもが欲しい」という気持ちはあるか（単一回答）

「どちらかといえばある」が 34.1%、「すごくある」が 26.4%、「どちらかといえばない」が 15.8%、「まったくない」が 13.7%となっています。

性別で明らかな差異はみられません。年齢別では、「すごくある」は 25 歳～29 歳へ向けて年齢が高くなるほど多くなり、20 代後半をピークに少なくなっていくことが分かります。



▼性別、年齢別

（%）

	n	すごくある	どちらかといえばある	どちらかといえばない	まったくない	無回答
全体	994	26.4	34.1	15.8	13.7	10.0
男性	389	23.7	36.1	15.2	13.9	11.1
女性	594	28.6	33.2	16.0	13.3	8.9
その他	9	0.0	11.1	33.4	22.2	33.3
16歳～19歳	204	22.1	38.2	17.6	10.8	11.3
20歳～24歳	135	36.2	32.6	11.9	6.7	12.6
25歳～29歳	149	39.6	32.9	8.1	8.7	10.7
30歳～34歳	210	26.7	35.2	18.1	11.0	9.0
35歳～39歳	288	17.7	32.3	19.1	23.3	7.6

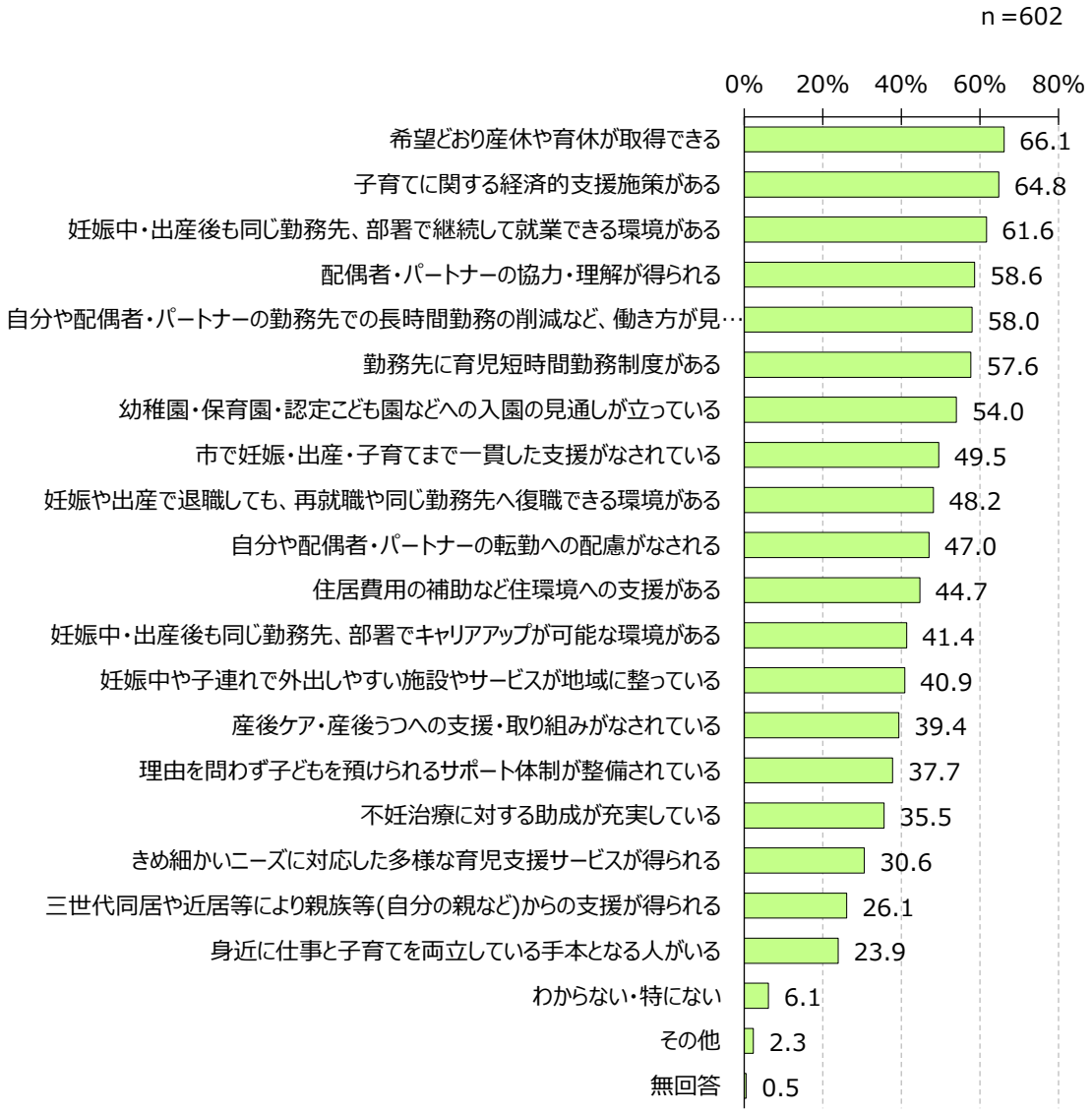
＜若者＞

（こどもが欲しい気持ちが「すごくある」「どちらかといえばある」の方）

問　希望するこどもの数をもつために、どのような環境や支援があればよいと思うか（複数回答）

「希望どおり産休や育休が取得できる」が 66.1%、「子育てに関する経済的支援施策がある」が 64.8%、「妊娠中・出産後も同じ勤務先、部署で継続して就業できる環境がある」が 61.6%、「配偶者・パートナーの協力・理解が得られる」が 58.6%、「自分や配偶者・パートナーの勤務先での長時間勤務の削減など、働き方が見直される」が 58.0%となっています。

就労の環境や経済的な支援に関するものが上位となっています。



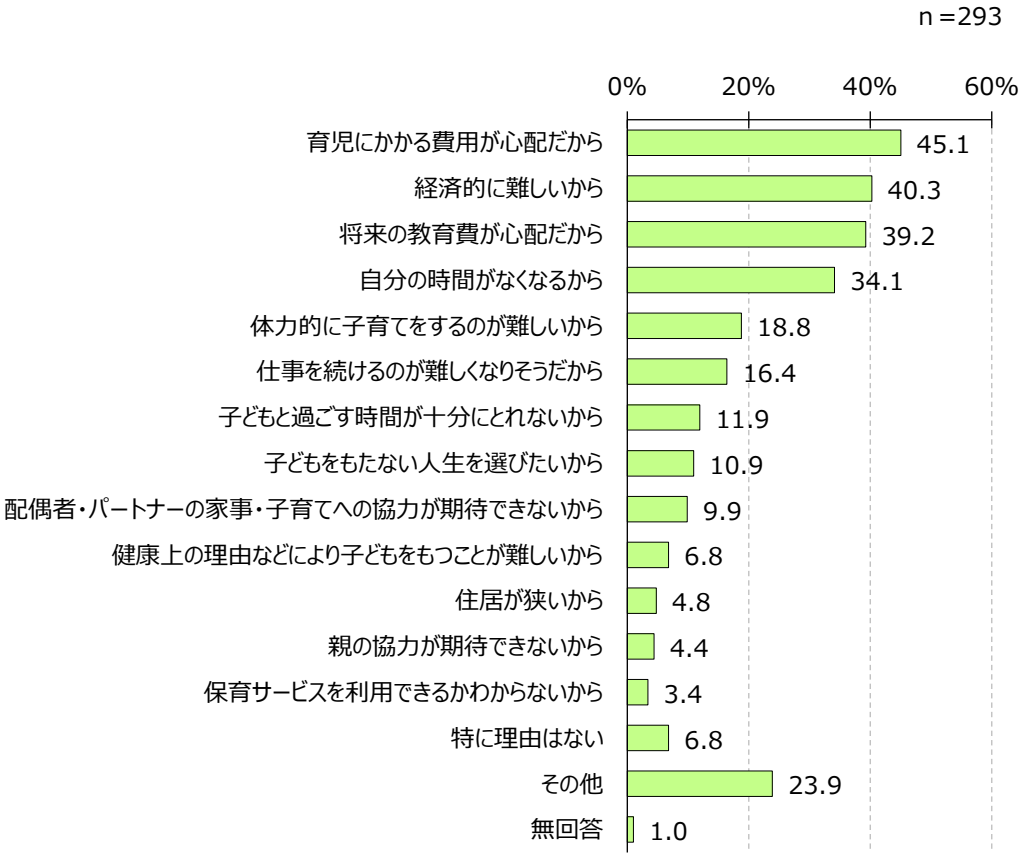
＜若者＞

（こどもが欲しい気持ちが「どちらかといえばない」「まったくない」の方）

問　こどもを欲しいという気持ちがない理由（複数回答）

「育児にかかる費用が心配だから」が 45.1%、「経済的に難しいから」が 40.3%、「将来の教育費が心配だから」が 39.2%、「自分の時間がなくなるから」が 34.1%、「その他」が 23.9%となっています。

経済的な理由が上位となっています。



3 こども・若者の意見聴取

1 佐賀市こどもミーティング2025

(1)主旨

こどもの意見を表す権利は、「子どもの権利条約」[5]において4つの原則の1つとされており、「こども基本法」第3条の基本理念には、こども施策を行ううえで意見を表明する機会が確保されることや意見が尊重されることが定められ、同法第11条では意見を反映させるために必要な措置を講ずるとされています。

このような考え方をもとに、市ではこどもの意見を聴取し取組への反映を検討するため、市内の小学生と中学生・高校生を対象とした「佐賀市こどもミーティング2025」を実施しました。

(2)日時・会場・参加者

○日時:
令和7年6月15日(日)
①10:00～12:00　小学生
②14:10～16:10　中学生・高校生
○開催場所:佐賀市役所　本庁4階　大会議室
○参 加 者:
①市内の学校に通う小学4年生～6年生(49名)
②市内の学校に通う中学生・高校生(40名)

(3)実施概要

○こども5～6人とファシリテーター1人ずつ、A～Hの8グループで着席。
○ファシリテーターはこどもたちと年齢の近い市役所の職員が務める。
○「こんな居場所があったらいいな！」、「こどもにとっての幸せって何だろう？」の2つのテーマについて、ワークショップ方式で自由に意見を出し合い、最後にグループごとにこどもたち自身が発表。

小学生



中学生・高校生



[5] 子どもの権利条約：子どもは権利を持つ主体であるという考え方に基づく。条約の定めるさまざまな権利に共通する基本的な考え方は「４つの原則」と呼ばれ、日本の「こども基本法」にも取り入れられている。４つの原則は「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」（日本ユニセフ協会による）。平成元年（1989 年）国連採択、平成２年（1990 年）発効し、日本は平成６（1994 年）に批准した。

(4)こどもたちの主な意見

テーマ1　こんな居場所があったらいいな！

小学生

家族と一緒に遊べる	みんなとふれあえる	仕事を体験できる
自然などを使った道具のある公園	自由に遊べる公園	困ったときに話を聞いてくれる
親に怒られたときの隠れ家	好きなことを思い切りできる	安全・安心な場所

意見の傾向

1　多様な利用目的

●相談・交流・安心感：「困ったときに話を聞いてくれる場所」「支え合いの場」といった意見があり、孤立せず、安心して意見を共有できる場所を求めていました。
●レクリエーションと運動：スポーツ施設、屋内外の遊び場、バスケットコートやサッカーゴール、プール、遊園地などの施設に対する希望が出て、体を動かしながら楽しむ環境への期待がうかがえました。
●創造的な遊び・学びの場：図書館、博物館、科学館など、知的好奇心を満たす学びや体験の場を希望する意見も多くみられました。

2　安全・安心な環境の重要性

●安全な公共空間：交通安全、事故防止、いじめや不審者のいない環境を求める意見があり、安心して利用できる公共施設の重要性がうかがえました。
●家庭・地域の連携：家族や地域でのふれあい、こども食堂や子育て応援施設など、家庭的な温かさを感じられる場が自分たちの支えにもなるという認識が見受けられました。

3　地域の居場所と具体的要望

●地域密着型の施設：自分の住む地域に密着した公園や遊び場、また「こどもだけが入れる店」など、こどもならではの発想による地域密着型の居場所ニーズがみられました。
●具体的な施設イメージ：カラオケ、ゲームセンター、動物園、水族館、遊園地などについて具体的な施設の名称を挙げるなど、見聞きしている他所の施設等への憧れのような気持ちが表れていました。



中学生・高校生

人と関わりを持てる	地域の人と交流できる	海外の人と交流できる
趣味の同じ人が集まる	悩みを聞いてくれる	1 人で静かに落ち着ける
自然の近くの飲食店	コンセントがある	楽しく運動できる
スポーツができる	他の学年の人と勉強できる	夜まで勉強ができる

意見の傾向

1　自由・安心・快適に過ごせる空間

●「1人」「みんなで」の両面：「1人で落ち着ける場所」と「友だちと一緒に楽しめる場所」の両方へのニーズがみられました。

●具体的な場所：静かで安心できる場所、好きなことができる空間、好きな時間に行ける居場所などとして、具体的にカフェ、自習室、自然の中の休憩所などがあげられていました。

2　学びと交流を両立できる場所

●学び：勉強ができる場所として、広い自習室や図書館、夜まで勉強ができる施設などが望まれていました。

●交流：他校や地域との交流ができる場所、共通の趣味を持つ仲間と出会えたり交流できる場所などの意見もあり、勉強できることと人との関わりを両立した空間のニーズもうかがえました。

3　遊び・趣味・イベントができる施設

●楽しむ体験：遊園地、動物園、グランピング施設、アスレチックやライブ会場など、レジャーを楽しむ場所を望む意見が多くありました。

●趣味の充実：趣味や推し活ができる空間、交流イベントが定期開催される場など、趣味を通じた体験やつながりの場づくりが求められていることがうかがえました。



テーマ2　こどもにとっての幸せって何だろう？

小学生

好きなものに打ち込める	何でもチャレンジできる	友だちや家族と遊ぶ
夢をえがける	守ってくれる人がいる	ゲームや勉強をいっぱいできる
だれかに頼られる、ほめられる	おいしいものを食べる	お菓子を無限に食べられる

意見の傾向

1　幸せのイメージの多様性

●基本的生活の充実：家庭での安心感、「家に帰って温かいご飯が食べられる」「自分のままで生きていける」といった、日常の生活が幸せの根幹であるという意見が多く出ていました。

●個人の成長と挑戦：好きなことに没頭できる環境、夢の実現、何でもチャレンジできる環境など、個人の成長や自由な発想を尊重する意見も目立ちました。

●他者との関わりと支え合い：家族や友だち、地域の人々とのふれあい、「みんなが優しくしてくれる」といった意見があり、こどもの幸せが社会や他者との連帯感から生まれるという認識が感じられました。

中学生・高校生

お金の心配なく夢に向かって頑張れる	自分の「好き」について勉強できる	人に喜ばれる、ほめられる
信頼できる人・物・場所がある	安全・安心に暮らせる	愛してくれる人がいる
自分で夢を決められる	夢を応援してくれる	生活に困らない

意見の傾向

1　「自由」と「自分らしさ」の尊重

●自由と自分らしさ：「自由」「テストがない」「やりたいことをできる」など、学業や社会からの制約を受けず、自分らしくいられることに幸せを見出す意見が多数ありました。

●干渉されない幸せ：「好きなことに没頭できる」「だらだらできる」「気をつかわず過ごせる」など、他者から干渉されない状態や解放感を求める傾向もみられました。

2　人とのつながりと支え合い

●他者の存在・関係：「友だちがいる」「悩みを相談できる」「信頼できる大人がそばにいる」など、他者との関係性を通じた安心感や喜びが幸せの要因としてあげられていました。

●自分への評価や状態：「認められる」「褒められる」といった自分への評価や、「一緒に笑い合える」といった他者との関係が心の支えになっていることもうかがえました。

3　安定した生活と経済的安心

●生活の安定や金銭的不安がないこと：「毎日ご飯が食べられる」「衣食住がある」「お金を気にせず好きなことができる」など、生活の安定や金銭的不安の解消も関心事となっていました。

2　声を届けにくい・聴かれにくいこどもや若者からの意見聴取

(1)主旨

こども大綱では、こども施策を推進するために必要な事項の1つとして「多様な声を施策に反映させる工夫」を挙げています。「障がいがある」「外国にルーツを持つ」「ヤングケアラー」「不登校・ひきこもり」「社会的養護[6]経験がある」など、さまざまな状況にあって声を届けにくい・聴かれにくいこどもや若者の意見を聴くため、支援を行っている団体・組織に協力いただき、ヒアリングやWEBアンケートを実施しました。

(2)実施概要

○実施時期：令和7年5～6月
○協力を得た支援団体・支援者：
「社会的養護」「里親」「障がい」「ひきこもり」「不登校」「ヤングケアラー」「外国にルーツを持つ」などの、こどもや若者への支援を行っている団体
○実施方法：
支援団体や支援者によるヒアリング、WEBアンケートフォームによる回答
○得られた意見・回答：65件
○聴取対象者・回答者の年齢層・性別

年齢層	男性	女性	無回答	総計
0～5歳	0	3	0	3
6～12歳	11	9	1	21
13～15歳	9	13	0	22
16～18歳	4	7	0	11
19～22歳	0	1	0	1
23～29歳	3	2	0	5
30～39歳	0	2	0	2
総計	27	37	1	65

（人）

(3)結果・主な意見

○好きな時間や場所

友だち・人とのつながり

友だちと遊ぶ(8)	遊ぶ(2)	好きな人とお話しする
親しい友人や恋人と一緒にいる	電話している	友だちと通話しながらのゲーム

※（　）は同種の意見の件数（以下同じ）

学校・場所

学校(2)	運動場(2)	図書館(2)
学校で遊ぶ	映画館	リラックスできる場所
駅	1人になれて静かな場所	公園

[6] 社会的養護：保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

家

家(8)	寝る時間(3)	ふとんでごろごろしている(2)
自分の部屋(2)	ベッドの中(2)	家でゲームをしている
1人で家にいる	家の庭	家でゆっくりする

行動・過ごし方など

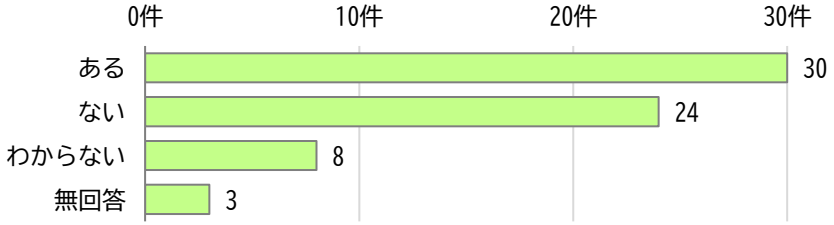
ゲームをしている(6)	ご飯を食べる(4)	運動している(2)
絵をかいている(2)	外で遊べる	野球をしている
部活	歌う・音楽をきく	1 人でコーヒーを飲む
楽器を演奏する	本を読む	デイサービス

意見の傾向

自分にとって心地よい時間や空間について聞いたものです。こどもや若者が日ごろ感じていることや望んでいる環境が具体的に表れています。日常の安心感や楽しみの内容がよく分かり、抽象的な言葉ではなく、実際の生活経験に根ざした具体的な意見となっています。

さまざまな状況にあって声を届けにくい・聴かれにくいこどもや若者を対象とし、年齢層も幅広く意見聴取した結果、小学生と中学生、高校生の「こどもミーティング」における「求める居場所」や「こどもの幸せ」にみられたものと比べて際立った違いがあるわけではなく、同じような意見があがっています。

○これまでに困ったことはあるか



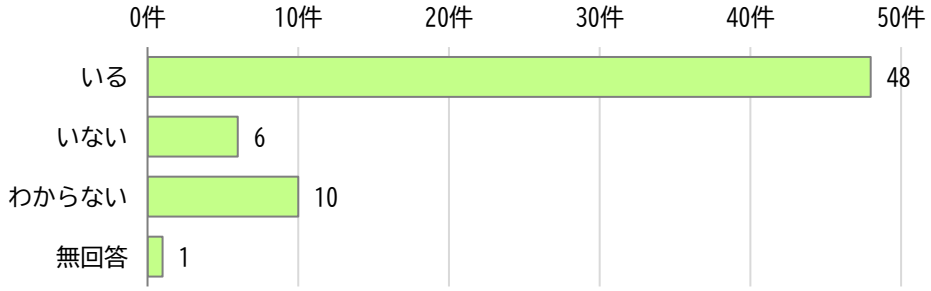
困ったことは何か

友だちや仲間のこと(20)	勉強や進学のこと(19)	性格のこと(13)
見た目・容姿のこと(14)	家族のこと(13)	お金のこと(12)
健康のこと(9)	好きな男の子や女の子のこと(4)	

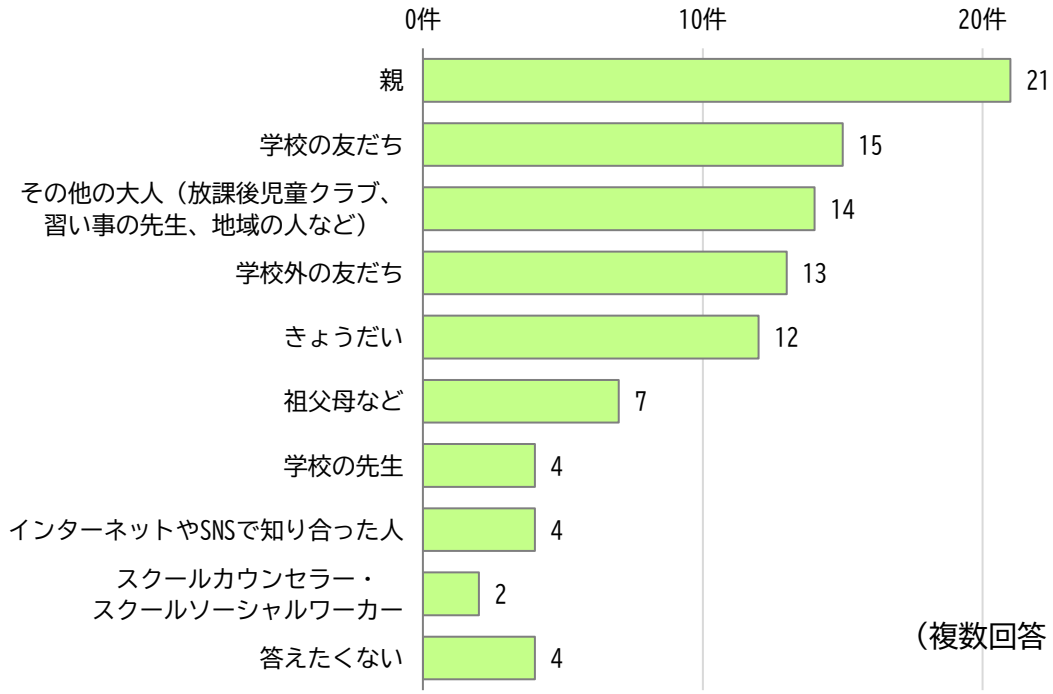
意見の傾向

困難や悩みの経験とその具体的内容について聞いたものです。これまでに困ったことが「ある」人の方が、「ない」人より多くなっています。その内容は、容姿や性格、健康など自身に関することと、友だち・仲間や家族、異性といった、人との関係性に関することに大別できます。加えて、経済的な要素「お金のこと」も多くみられます。

○楽しいことや、嫌なことを何でも話せる相手はいるか



○（相手が「いる」人）何でも話をできる人はどんな人か

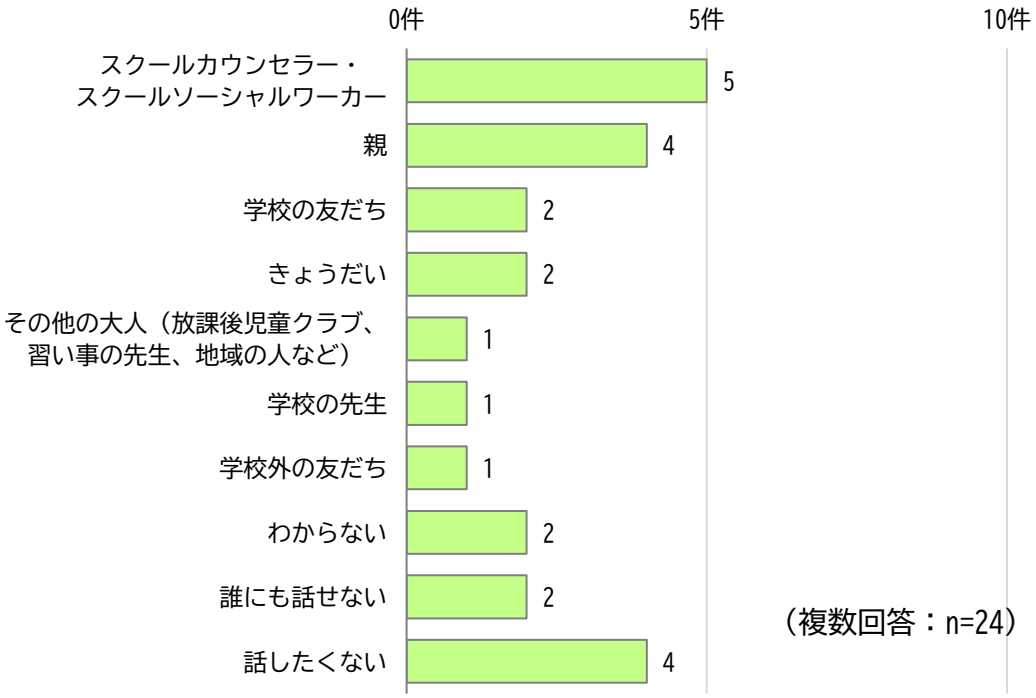


（複数回答：n=96）

意見の傾向

自由に話せる人の有無と具体的な相手について聞いたものです。楽しいことや、嫌なことを何でも話せる相手は、「いる」人が多数でした。何でも話をできる人は「親」が最も多くなっています。また、友だちや家族・親族以外の大人という意見も多くみられます。

○（相手が「いない」人）どんな人なら話をしてみたいと思うか



意見の傾向

何でも話せる相手が「いない」と答えた人に対して、話をしてみたいと思う相手を聞いたものです。公的に相談に応じる「スクールカウンセラー[7]・スクールソーシャルワーカー[8]」が「親」よりも多くなりました。こどもの生活アンケート「なやみごとや心配ごとがあるとき、相談できると思う人」において、「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー」との回答割合が小学5年生、中学2年生ともに約5%であったことと対照的です。

[7] スクールカウンセラー：児童生徒に対する相談のほか、保護者および教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童・生徒の心のケアなどを行う心理の専門職。

[8] スクールソーシャルワーカー：児童生徒が生活の中で抱えている、日常生活上の悩みやいじめ・暴力行為、虐待などさまざまな問題の解決に関わる専門職。

○今、熱中していること

ゲーム(7)	部活(3)	ご飯を一生懸命食べる(2)
運動(2)	サッカー(2)	野球の練習
バレー	テニス	前転倒立
映画を観る	占い	受験勉強
日本史の勉強	プラモデル、列車の撮影	ドラム、ギター、BMX
料理、アニメ	推し活	妹とあそぶこと

○これから頑張ってみたいこと

勉強(12)	宿題(2)	学校の勉強、資格、受験
保育士になるための勉強	福祉の勉強を頑張る	エステのライセンス
ていねいに字を書く	九九と漢字	泳げるようになりたい
部活	テニス	運動
推し活	ゲーム	ご飯を早く食べる
陸上自衛隊員になるという夢がある。しっかり材料集めをしたり勉強も集中して夢に近づいていきたい		
日本語。今自分が勉強していることが将来の夢につながるように頑張る		
将来の夢を決められるように頑張りたい		
コミュニケーション、切り替え、自信を持つこと		
京都や奈良に行ってみたい。いろんな博物館に行ってみたい		

○熱中していることや、頑張ってみたいことについて、大人に手伝ってほしいこと

いっしょに練習したい	サッカークラブに入りたい	漢字とかを教えてほしい
メンタルケア、励まし	将来、進学のことについて	勉強指導、サポート
少しでいいからお金を出してほしい	工作の道具や勉強につきあってほしい	
もっとスピリチュアルな話を聞いてほしい	わからない事は教えてほしい	

○住んでいるまちにあったらいいなと思うもの

公園(2)	遊園地(2)	ショッピングモール(2)
図書館	国際空港	駅
こども食堂	自由に話せる相談窓口	誰でも気軽に入れる家
BMX の練習場	虫の博物館	ゲームセンター
いろんな人が、好きなもので集まれる場所	ホビーゾーン(プラモデルがいっぱいある所)	
歴史物(あるけどもっとふえてほしい)	わからない(22)	

意見の傾向

関心事、挑戦したいこと、支援ニーズ、環境ニーズについて聞いたものです。一般的で生活に即した意見が多く、将来の夢や大人に手伝ってほしいことなどでは、具体的な意図のある意見もみられます。

第3章 計画の基本的な方向性

1 基本理念

基本理念は、市の最上位計画である総合計画の政策01子育て・教育「こどもの幸せを何よりも優先するまち」の実現に向けて、本計画の計画期間の中で目指していくビジョンです。

「こども基本法」や「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」の趣旨を踏まえ、こどもの意見の尊重・反映を図るため実施した取組での結果等を基に基本理念を設定しました。

＜基本理念＞

こども・若者の夢や希望がふくらみ、

自分色の未来が輝くまち 〝さが〟

市では最上位計画である総合計画の「子育て・教育」分野で目指すまちの将来像を、「こどもの幸せを何よりも優先するまち」としています。

「こどもの幸せ」を何よりも優先するために何をしたらよいのか、大人が考えます。
「こどもの幸せ」って何だろうと、大人が考えます。
大人が考える「こどもの幸せ」は、こどもにとっての幸せではないのでは？と誰かが言いました。

「こどもにとっての幸せって何だろう？」をテーマにした「佐賀市こどもミーティング2025」の開催やアンケートの実施、大学生の会議への参加など、こどもの意見を聴く取組を行いました。
こどもたちは、たくさんの意見を出してくれました。
その中から「夢や希望」、「自分らしさ」、「自分のやりたいことをかなえている」をキーワードとして基本理念を作成しました。

わたしたちは、全てのこどもが安心して夢や希望を描き、自分らしく可能性を広げることができる社会を目指します。
そのために何をするのか考えます。
そこには、こどもたちがいます。

2 基本的な視点

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、次の視点を重視して施策に取り組みます。

基本的な視点１　こどもを権利の主体として尊重します

全てのこどもには、安全で健やかに成長し幸せに生きる権利があります。それは、教育や医療、遊びや表現活動など、さまざまな場面で守られる基本的な権利です。こどもの権利に対する市民一人ひとりの意識を高め、こどもを権利の主体として尊重します。

基本的な視点２　多様性を尊重した共生社会を目指します

多様な生き方や考え方が尊重される社会においては、一人ひとりが持つ個性や価値観が認められることが重要です。境遇や立場の異なる人たちが互いを思い、また、大人はこどもを思い、こどもは大人を思う。自分らしく幸せに暮らし、誰一人取り残さない支え合うまちづくりを進めます。

基本的な視点３　こどもの主体性を育みます

大きく変化する予測困難な時代を生きるためには、こどもが自ら判断し、行動する力を身につけることが求められます。「教わる」から「学ぶ」へ、こどもが教育の受け手から学びの当事者となる教育観の転換により、主体性を身につけ未来を切り拓くための支援を行います。

基本的な視点４　社会全体でこどもを育むまちづくりを進めます

子育ての基本である家庭と地域社会が一体となってこどもを見守り、こどもの笑顔を育みます。親も子も、こどもも大人も共に育ち成長できるまちづくりを進めます。

基本的な視点５　こどもにとってもっともよいことを考えます

こどもが意見を言いやすく、物事を決めるプロセスに参加できる環境をつくります。まわりの大人は、こどもの本当の願いや思いを理解し、こどもにとってもっともよいことは何かを第一に考えます。

3 基本目標

基本理念『こども・若者の夢や希望がふくらみ、自分色の未来が輝くまち“さが”』の実現に向けて3つの基本目標を設定します。

基本目標１　こどもを権利の主体として尊重する

こどもの権利を守り、こどもが権利の主体であることをこども自身が知るとともに、社会全体に広く浸透させて、全てのこどもが幸せを感じられる社会を目指します。

取組の進捗状況を点検する項目	目標・指標		出典（時点）
全てのこどもは生まれたときから権利を持っていると知っている市民の割合	現状	７２．６％	こどもの生活アンケート（令和７年３月）
	目標	７５．０％	佐賀市教育政策市民満足度調査（令和１１年度）
自由に意見を言えてその意見を尊重されていると感じているこどもの割合	現状	８５．２％	こどもの生活アンケート（令和７年３月）
	目標	９０．０％	佐賀市教育政策市民満足度調査（令和１１年度）

基本目標２　ライフステージを通した支援を行う

多様な体験機会づくり、保健・医療、配慮を必要とするこどもや家庭への支援、子育て当事者への支援などを、年齢や成長段階によって切れ目が生じないようライフステージを通して縦断的に提供します。

取組の進捗状況を点検する項目	目標・指標		出典（時点）
安心して子育てできていると感じている市民の割合	現状	５３．１％	佐賀市市民意向調査（令和１～６年度の平均値）
	目標	５７．５％	佐賀市教育政策市民満足度調査（令和１１年度）

基本目標３　成長段階に応じた支援を充実する

こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、若者と、各ライフステージの特質に応じて支援を行います。

取組の進捗状況を点検する項目	目標・指標		出典（時点）
今、自分が幸せだと思うこども・若者の割合	現状	８９．０％	こどもの生活アンケート（令和７年３月）
	目標	９０．０％	佐賀市教育政策市民満足度調査（令和１１年度）

4 施策の体系

基本理念	基本目標	施　策	施策の展開
こども・若者の夢や希望がふくらみ、自分色の未来が輝くまち〝さが〟	**基本目標1　こどもを権利の主体として尊重する**		
		施策１ こどもの権利の尊重	① こどもの権利に関する普及啓発
			② こどもの権利を守る取組
			③ こどもや若者の社会参画と意見表明の機会の充実
	基本目標2　ライフステージを通した支援を行う		
		施策２ 多様な遊びや体験、 活躍できる機会づくり	① 遊びや体験活動の推進
			② 生活習慣の形成・定着
			③ 将来の可能性を広げるためのジェンダー平等の推進
			④ 外国とつながるこどもや若者への支援
		施策３ こどもや若者への 切れ目のない保健・ 医療の提供	① 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策
			② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
			③ 医療体制の充実
			④ こどもの健やかな成長を見守り育む環境づくり
		施策４ 配慮を必要とする こどもや家庭への支援	① 障がい児・医療的ケア児等への支援
			② こどもの貧困の解消に向けた支援
			③ 児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援
			④ 自殺やひきこもり、少年非行等への対応

基本理念	基本目標	施　策	施策の展開
こども・若者の夢や希望がふくらみ、自分色の未来が輝くまち　〝さが〟		施策５ こどもや若者、子育てにやさしいまちづくり	① こどもの安全の確保
			② 生活環境の整備
			③ 学校や地域、行政等の協働・連携体制の整備
			④ こどもが安心できる居場所の提供
		施策６ 子育て当事者への支援	① 共働きへの理解、共育ての推進
			② 地域子育て支援、家庭教育支援
			③ ひとり親家庭への支援
			④ 子育てや教育に関する負担の軽減
	基本目標３　成長段階に応じた支援を充実する		
		施策７ 誕生前から 幼児期までの支援	① 妊娠期、出産など産前産後の支援の充実
			② 乳幼児の健やかな成長を見守り育む環境づくりの推進
			③ 幼児教育・保育の質の向上
			④ 配慮を必要とするこどもへの支援
		施策８ 学童期・思春期の支援	① 自ら考え、行動し、生きる力を身につける教育の推進
			② いじめや問題行動への対策と不登校のこどもへの支援
			③ こどもや若者の視点に立った多様な居場所づくり
		施策９ 若者への支援	① 若者が自ら希望するライフコースを選択できる環境づくり
			② 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する支援
			③ 若者が成長し、活躍できるまちづくり

第4章 施策の展開

基本目標1
こどもを権利の主体として尊重する

施策１　こどもの権利の尊重

現状と課題

●市では、平成２０年からこどもの健やかな成長に対する大人の役割として、市民総参加で「子どもへのまなざし運動」を展開し、こどもが社会において保障されるべきさまざまな権利の尊重に努めてきました。こどもが権利の主体であることを啓発する取組を継続することが重要です。

●こどもの生活アンケートでは、「全てのこどもは生まれた時から権利をもっているということを知っているか」という質問に対して、「知っているが詳しいことはわからない」が約５割を占めるなど、こどもの権利についてなんとなく知っていても、詳しくは分からないといった傾向がみられます。こどもの権利の認知度を高め、理解を深めることが大切です。

こども・若者の意見

○アンケートやこどもミーティングでは、「自分の意見が言える」「こどもの意見を対等に聴いてもらえる」「こどもであることが認められる」「性別に関係なく平等である」ことが幸せといった意見や「親が忙しくて話を聞いてくれない」など、こどもの権利についてのさまざまな意見が聞かれました。

取組への反映

○「差別の禁止」「生きる権利・育つ権利」「子どもにもっともよいことを」「意見を表す権利」の4つの原則に代表される「子どもの権利条約」に定められた「こどもの権利」をこどもたちに周知するため、計画の策定経過をお知らせした全4号のニュースレター「こどもまんなかニュース」の各号で、4つの原則について1つずつ紹介し、市内の小中学校や高校に配布しこどもたちに届けました。

○本計画で重視する視点として「こどもを権利の主体として尊重すること」や、「こどもにとってもっともよいことは何かを第一に考えること」を基本的な視点に据えました。

施策の方向性

●こどもが権利の主体であることをこども自身が知るとともに、社会全体に広く浸透させ、全てのこどもが幸せを感じられる社会を目指します。

●こどもの権利を侵害する行為の未然防止や早期発見、早期対応のための取組を行います。

●「子どもへのまなざし運動」のさらなる推進を図ります。

●学校や家庭、職場や地域社会のあらゆる場面において、こどもを含めた全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、性別や考え方、文化の違いに関わらず個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指します。

①こどもの権利に関する普及啓発

○差別や偏見などの「心のバリア」をなくし、命の大切さを学ぶための人権教育や、いじめや体罰、児童虐待等、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透するための取組を推進します。

○こどもの権利に対する理解を深める取組を推進し、こどもが権利の主体であることの周知と、自らを守る方法や困ったときに助けを求める方法を学ぶ機会を提供します。

主な取組

○子どもへのまなざし運動（市民総参加子ども育成運動）

○学校や地域での道徳教育、人権・同和教育の推進

○男女共同参画意識の啓発

⇒事業一覧 120 ページ



子どもへのまなざし運動

こどもが社会において保障されるべきさまざまな権利の尊重に努め、全ての大人が、こどもの育成に関心を持ち、かつ、主体的に関わる社会『子どもへのまなざし“100%”のまち』の実現を目指し、市民総参加でこどもを育む市民運動として「子どもへのまなざし運動」を推進しています。



②こどもの権利を守る取組

〇街頭見守り活動や電話相談、窓口での相談支援に加え、必要に応じてアウトリーチによる寄り添い支援やオンラインを活用した支援を行うなど、こどもの困りごとの解消に向けて支援します。
〇市立の小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者の相談に応じます。
〇子ども・若者支援室等で、こどもや若者の気持ちに寄り添った相談への対応や支援を行います。
〇関係機関との協力のもと、要保護児童等に関する状況把握や見守り体制の構築、訪問支援などを行います。

主な取組

〇相談・支援体制の充実
〇関係機関と連携した取組

⇒事業一覧 120 ページ

③こどもや若者の社会参画と意見表明の機会の充実

〇「子どもへのまなざし運動」のもと、地域行事等への参加を促し、大人と触れ合う機会を積極的につくるとともに、集団の中での出番や役割を与えることで、一人ひとりが協力し、自己有用感[9]を育む活動に取り組みます。
〇学級での係・委員会活動や児童会・生徒会を、主体的・協働的な活動にして活性化させるなど、社会性や協調性を身につける取組を行います。
〇集団活動におけるルールをこどもたち自身で決めるなど、自分たちで考えて判断する力を身につける取組を推進します。
〇本計画の策定にあたり、こどもたちの意見を聴く「佐賀市こどもミーティング2025」や、その内容を市長へこどもたちが報告する取組を実施しました。引き続き、こどもが意見表明する機会の充実に努めます。

主な取組

〇子どもへのまなざし運動（市民総参加子ども育成運動）＜再掲＞
〇こどもの意見を聴く取組の推進

⇒事業一覧 121 ページ

[9] 自己有用感：自分が集団や社会、他者に対して「役に立っている」「必要とされている」と感じる感覚。

基本目標2
ライフステージを通した支援を行う

施策２　多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

現状と課題

●少子化や地域とのつながりの希薄化により、異年齢のこどもや高齢者と接する機会が減少していることから、こどもたちが交流する場や安心して遊べる場所へのニーズが高まっています。こどもや若者が安心して過ごせる居場所づくりや、多様な体験機会を整えることが大切です。

●こどもが将来にわたり活躍するための基礎となる心身の健やかな発育のためには、乳幼児期からの適切な生活リズムや望ましい食生活、運動習慣の定着が大切です。

●家事や育児を理由に非正規雇用を選択するなど、職を離れていく女性の割合が依然として高い状況にありますが、家事・育児・介護等の家庭的責任を男女が共同で分担し、共に仕事の能力を生かすことができ、多様な人の能力を十分に発揮できるような社会環境の整備が重要です。

●海外から帰国したこどもや外国人のこどもなど、国籍を問わず、文化的言語的に多様な背景を持つこども、いわゆる外国とつながるこどもが増加しています。情報を多言語で届けることや、多様化する価値観に対応することが求められています。

こども・若者の意見

○アンケートやこどもミーティングでは、「スポーツ施設」「屋内外の遊び場」「バスケットコートやサッカーゴール」「公園や遊び場」「遊園地」「プール」「図書館」「好きなことを学べる場所」「博物館」「科学館」など、体を動かしながら楽しむ環境への期待や、知的好奇心を満たす学びや体験の場を希望する意見がありました。

○「やりたいことをできる」「何でもチャレンジできる」「夢に向かって頑張れる」「夢が実現できる」など、個人の成長や夢に向かって頑張れる環境を求める意見や、「国際交流の場」「海外の人と交流できる場」といった他者との交流を希望する意見もありました。

取組への反映

○さまざまな遊びや体験活動の場を提供し、こどもたちの好奇心を満たし、夢の実現のための土台となる環境づくりに取り組みます。

○佐賀市国際交流協会が行う外国人との交流事業を支援するなど、国際交流の取組を推進します。

施策の方向性

●こどもが参加できるさまざまな遊びや体験の場を提供することで、こどもの豊かな心や主体性、協調性を育みます。

●正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着を図るとともに、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりに向け、食に関する教育を行います。また、スポーツ活動への参加の促進やスポーツに親しむ機会の提供、こどもも含めた市民が運動できる機会や場所の情報提供などの取組により、運動習慣の定着のための取組を推進します。

●性別にとらわれず、全てのこどもが自分らしく成長し可能性を広げることができる環境を整えるため、家庭・学校・地域におけるジェンダー平等教育を推進します。

●外国とつながるこどもの言葉による不安解消のため、日本語指導等の充実や外国語教育の充実、情報の多言語による発信等の取組を推進します。また、グローバルな視点で物事をとらえることのできるこどもの育成に努め、考え方や文化の違いをお互いが認めて理解し合い、共に安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

①遊びや体験活動の推進

○児童センター（児童館）・公民館・学校等の社会資源を活用した講座や遊び場の提供、また、豊かな自然を活かした自然体験・野外体験の機会の提供、郷土学習、農業体験、スポーツ、文化活動など、さまざまな機会の創出によりこどもの豊かな心や主体性、協調性を育みます。

○市立図書館（本館）は、隣接するどんどんどんの森ふれあい広場との一体的な整備と本を通じた体験の提供などにより、こどもたちのサードプレイス[10]となる、開放的で居心地のよい居場所として整備を進めます。

主な取組

○こどもの遊び場・居場所の提供
○こどもの健全育成活動の実施
○郷土学習や伝統文化等を体験する機会の提供
○本とのふれあい
○自然体験活動や講座等を通じた環境教育の推進

⇒事業一覧 121 ページ

[10] サードプレイス：自宅（第１の場所）や職場・学校（第２の場所）とは別に存在する、居心地のよい「第３の居場所」。

②生活習慣の形成・定着

○こどもとその保護者に対して、乳幼児期から適正な生活リズムや望ましい食習慣、運動習慣が定着するような働きかけを行います。

○こどものスポーツへの参加を通して、こどもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲を育成し、体力向上や心身の健全な成長を図ります。

主な取組

○食に関する教育の実施

○適切な睡眠習慣と生活リズムの形成の推進

○運動習慣化の推進

⇒事業一覧 123 ページ

③将来の可能性を広げるためのジェンダー平等の推進

○人権ふれあい学級や保育・教職員研修において男女の人権を取り上げるとともに、中学生への授業実施や教職員への支援を通じて、進路・生徒指導における固定的な性別役割意識の見直しを図ります。

主な取組

○男女の人権を取り扱った講座等の実施

○中学生への男女共同参画に関する授業の実施

○保育従事者や小中学校の教職員等に向けた研修等の実施

⇒事業一覧 124 ページ



④外国とつながるこどもや若者への支援

〇関係機関と連携し、提供する情報を充実させるなど、外国とつながるこどもや保護者に対して丁寧な支援に取り組みます。

〇外国人が安心して暮らすために、言語や文化、生活習慣の違いを認め、お互いを理解し合うための機運を醸成します。

〇国籍や言語等の違いに関わらず、共に学び合える環境を整備していきます。また、言葉に関する不安を解消するための日常生活に必要な言語を習得するための取組や、適切に行政サービスを享受できる環境の整備に努めます。

主な取組

〇国際理解講座等の実施

〇外国人のための日本語学習環境の整備

〇生活に必要な行政情報の多言語による発信

〇姉妹都市交流による国際感覚を備えた人材の育成

⇒事業一覧 124 ページ





こどもの居場所サミット

こどもの居場所に関わる人たちやこども、企業、地域、行政などがつながり、こどもにとって望ましい居場所を考える場として、佐賀市こどもの居場所サミットを開催しました。本サミットは令和６年度から始めた新しい取組です。

令和６年度は、こどもの居場所に関わる多様な関係者が、それぞれの取組や考えを共有しながら、居場所のことやその価値について深く知ってもらう機会となりました。



令和７年度は、こども計画の策定過程やこどもミーティングで寄せられた声も踏まえ、こども自身の思いや願いを大切にしながら、こどもと大人が一緒に居場所について考える機会となりました。

施策３　こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

現状と課題

●生活習慣や社会環境が、現在の健康や将来にわたるこどもの健康に影響を及ぼす可能性があります。また、こども（次世代）の健やかな成長のためには、ライフステージごとに女性ホルモンが劇的に変化する、女性特有の健康課題を妊娠前から改善することや、妊娠期の心身の健康づくりが重要です。

●生涯を通じて健やかで心豊かに生活するために、乳幼児期から学童期、思春期、成人期に向けた切れ目のない支援が求められます。

こども・若者の意見

○アンケートでは、約1割のこどもたちが「健康のこと」と記載し悩みや不安を感じており、「朝起きられない」「体調不良」「頭痛・腹痛・めまい」などの意見もありました。

○小学5年生保護者が今必要だと思う支援の第3位に「医療や健康にかかわるサポート」があがっています。

取組への反映

○健やかに成長し、生涯にわたって健康で過ごすためには、こどもの頃から心身ともに健康に過ごすことが大切です。そのために、人の生涯を経時的に捉えたライフコースアプローチの観点を取り入れた切れ目のない支援の充実を図ります。

施策の方向性

●令和７年４月１日に設置したこども家庭センター[11]において、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を行うとともに、各家庭の困りごとに寄り添いきめ細かなサービスを提供していきます。

●胎児期から高齢期に至るまでの、ライフコースアプローチの観点を取り入れた取組を進めます。

[11] こども家庭センター：令和４年６月の児童福祉法等の改正に伴い、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が連携・協働して、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」を設置することとされた。

①切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

（ｉ）妊産婦や乳幼児への保健対策

○健やかな母子の成長を支えるため、早期の母子健康手帳の取得を推進し、相談や保健指導、産後ケア[12]等の支援につなげます。

○妊娠・出産に関する正しい知識を広く普及啓発し、適切な情報に基づく判断を行うことができるよう、保健指導や訪問指導を充実します。

○妊産婦に乳幼児健診の受診勧奨を行い、母体の健康管理と乳幼児の健全な成長を通した将来の健康を確保し、必要時は適切な支援につなげます。

○妊娠中における不適切な体重管理や飲酒・喫煙は、さまざまなリスクの要因となります。妊娠前のBMIに応じた適切な体重増加や、妊婦や授乳している女性の飲酒や喫煙の防止について、正しい知識を普及啓発します。

主な取組

○妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発
○相談体制や保健指導の充実
○訪問指導の実施
○健康診査の実施
○出産にかかる経済的負担の軽減
○産後ケアの実施
○予防接種についての普及啓発と接種勧奨

⇒事業一覧 124 ページ

（ii）女性や次世代のこどもの健康づくり

○健診結果に基づく指導や相談を行うとともに、若い女性の肥満や過度なやせの予防、適正体重の維持、アルコールや喫煙が及ぼす影響についての普及啓発、未成年期や妊娠中の喫煙防止など、本人のみならず、こども（次世代）も踏まえた健康づくりへの取組を行います。

○若い世代が、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケア[13]の取組を推進します。

主な取組

○喫煙・飲酒の身体への影響についての知識の普及啓発
○窓口、電話、訪問等による個別相談
○プレコンセプションケアに関する普及啓発

⇒事業一覧 125 ページ

[12] 産後ケア：出産後の支援が必要な母子が、宿泊や日帰り、訪問により心身のケアや授乳指導、育児相談等の支援を受けられる。

[13] プレコンセプションケア：若い男女が将来の妊娠を考えて、自身の生活や健康に向き合うこと。自分だけでなく、次世代のこどもの健康にもつながるヘルスケア。

②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

○こどもの健やかな発育や生活習慣の形成のため、こどもとその保護者に対して成人期に生活習慣病にならないよう、適切な生活リズムや望ましい食習慣、運動習慣が定着するような働きかけを行います。

○こどもの体格（やせ・肥満）について、実態把握と「幼児肥満ガイド」を活用した保健指導を実施します。

○教育委員会や小中学校との連携、情報提供により、思春期保健対策（性教育、喫煙防止、飲酒防止、薬物乱用防止）についての保健学習を推進します。

主な取組

○適切な睡眠習慣と生活リズムの形成の推進

○こどもの体格についての実態把握と保健指導

○学校における保健学習との連携及び情報共有

○思春期保健対策についての保健学習

○本人や保護者に対する喫煙・飲酒・薬物乱用の身体への影響についての知識の普及啓発

⇒事業一覧 126 ページ

③医療体制の充実

○こどもの緊急な疾病時において適切な診療を受けることができるよう、休日夜間こども診療所の運営等、緊急医療を確保することで小児医療体制の充実につなげていきます。また、日頃のこどもの健康状態をよく把握するため、かかりつけ医を持つことを推奨します。

主な取組

○小児緊急医療の普及啓発やかかりつけ医を持つことの推奨

○緊急時の医療体制の充実

⇒事業一覧 126 ページ

④こどもの健やかな成長を見守り育む環境づくり

○専門職による個別相談や育児セミナー、家庭訪問等の実施により乳幼児の事故防止や保護者の育児不安を軽減します。

○助産施設での助産やサポートママの派遣などの出産時の支援、乳幼児期の親子のふれあいや親同士の仲間づくりのための取組を行います。

主な取組

○こども家庭センターにおける相談支援体制の強化

○特定妊婦の早期把握と早期支援

○家事・育児支援サービスの提供

○親子の交流の場の提供

⇒事業一覧 127 ページ



こども家庭センター

妊娠期から子育て期までの不安や悩みに切れ目なく対応するため、令和７年４月にこども家庭センターを設置しました。

こども家庭センターでは、
・妊娠・出産に関する相談
・こどもの発達に関する相談
・子育ての悩み
・ひとり親家庭や女性の相談　など
幅広く対応しています。



関係機関や地域、民間団体等と協力しながら必要な支援につなげていきます。

施策４　配慮を必要とするこどもや家庭への支援

現状と課題

●障がいのある人が安心して日々の生活を送るためには、必要な福祉サービス等の支援を安定して受けられることが重要です。特に、医療的ケアが必要なこどもなど、高い専門性の必要な障がいに対応できる支援体制が必要とされています。また、24 時間体制のケアは家族の負担が大きく、短期入所や緊急一時預かりなどのレスパイトケア[14]を充実させる必要があります。

●自閉スペクトラム症等の発達障がいは、できる限り早期に気づき、適切な支援につなげていくことが重要です。１歳６か月児・３歳児健康診査の実施に加え、令和７年度からは新たに５歳児健康診査を実施するなど、こどもの発達特性を早期に把握し、就学前の適切な支援につなげる取組を進めています。

●発達の特性に関する相談件数は年々増加しており、相談体制の強化や保護者への支援の充実が求められています。また、障がいや特性のあるこどもとないこどもが交流し、共に学び合うインクルーシブ教育[15]の充実や、ダイバーシティ＆インクルージョン[16]に関する啓発を推進することで、お互いに認め合い支え合えるまちをつくり上げていくことが求められます。

●貧困や虐待、親から十分な支援を受けられないこと等により、日々の食事に困るこどもや、学習の機会、部活動等に参加する機会を十分に得られないこども、進学を諦めざるを得ないこどもがいます。また、こういった状況にあるこどもは、社会的孤立に陥っていることもあります。教育や生活の安定のための支援、保護者の就労のための支援等、こどもが社会で幸せに過ごすことができるための取組が重要です。

●児童虐待の相談対応件数は増加傾向にあり、相談内容は複雑化・多様化しています。児童虐待防止への取組を強化し各関係機関との情報共有や連携強化、相談体制の充実を図る必要があります。

●ヤングケアラーについて、小中学生に実施した調査では、「本人や家族に自覚がない」「相談先が分からない」「社会的認知度が低い」といった課題が明らかになり、これらの状況を踏まえ支援マニュアルを作成しました。ヤングケアラーやその家庭を早期に把握し、関係機関が連携して支援を行うことが必要です。

●近年、若者の自殺が増加し、特に小中高生の自殺が国の統計で過去最多の水準となるなど、大きな社会問題となっており、こどもや若者の自殺対策を強化する必要があります。

---

[14] レスパイトケア：介護をする家族が一時的に介護から解放され、休息・息抜きできるようにする支援。
[15] インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神面や身体面の能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加できるようにすることを目的として、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ教育。
[16] ダイバーシティ＆インクルージョン：性別、年齢、国籍、価値観など多様な（Diversity）人々が、互いの個性を尊重し（Inclusion）、公平に活躍できる環境作りを目指す考え方。

こども・若者の意見

◎声を届けにくい・聴かれにくいこどもや若者からの意見聴取

○「保育士になるための勉強」「福祉の勉強」「しっかり材料集めや勉強も集中して夢に近づいていきたい」「将来の夢を決められるように」など、これから頑張りたいことについての意見や、「なりたい職業があるが、家庭事情であきらめそう」「将来が不安」といったさまざまな意見がありました。

○「毎日ご飯が食べられる」「衣食住がある」といった、家庭や日常の安心した生活に幸せを感じる声もありました。

○楽しいことや、嫌なことを何でも話せる相手がいない人に聴いた「どんな人なら話をしてみたいと思うか」では、「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー」との回答が多いという特徴がみられました。

◎こどもの生活アンケート（小学5年生・中学2年生）

○心配ごとや不安を感じているこどもが一定数いることが分かりました。

○悩みごとや心配ごとを相談できると思う人は親と友人が主となっていますが、相談したくないとの回答も1割以上みられます。

○こども自身が望む相談の方法では、直接会って話を聞いてもらうことが最多で、電話やSNS、メールなどの方法にも一定の要望がみられます。

取組への反映

○こどもの思いや願いに寄り添い、こどもとともに困難や悩み、不安の軽減と解消に取り組み、こども自身が選択できる相談方法の幅を拡げていく取組を推進します。

○さまざまな状況に置かれているこどもや若者、家庭に対して、関係部署が連携しながら個々のケースに応じた支援を行うとともに、そうした取組の蓄積を踏まえて実態把握を進め、課題の整理や支援の充実に生かしていきます。

施策の方向性

●障がい児や医療的ケア児等の受け入れ、障害児福祉サービスの提供等、多様化する障がい児支援のニーズにきめ細かに対応できる体制の整備や、相談支援体制の充実や情報提供、施設での預かりなど家族の負担の軽減に努めます。

●配慮を必要とするこどもたちが、経済や家族環境、本人の特性などにより将来を閉ざされることがないよう、経済的負担の軽減や、関係機関との情報共有と連携強化に努めます。また、安全・安心な環境で日常生活を送るための支援や、社会に出た後も活躍できる力を身につけるために、障がいや特性のあるこどもとないこどもが交流し共に学び合うインクルーシブ教育の環境の充実に努めます。

●要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を推進します。また、子育て家庭の悩み・困難に寄り添うため、地域の民間団体と連携したアウトリーチによる支援体制を強化します。

●佐賀市自殺対策計画に基づき、こどもや若者の自殺対策への充実・強化に努めます。

①障がい児・医療的ケア児[17]等への支援

○障がいのあるこどもを保育所（園）や学校、放課後児童クラブ等で受け入れるための医療や保健、福祉等の関係機関と連携した体制の整備や、児童発達支援・放課後等デイサービス等の適切な提供に努めます。

○障がいのあるこどもや家庭からの相談に応じ、情報提供や安心して生活できる環境づくり、日常生活を送るために必要な支援を行うほか、経済的負担の軽減を図ります。

○学習の理解や学校への適応など、健全な発達を支援するための教育支援の取組を進めます。

○障がいのあるこどもが、心身の状況に応じた保健、医療、福祉、保育、教育等の関連分野の支援を受けられるよう、関係機関による協議の場を設けるなど、各機関の連携強化を図ります。

○インクルーシブ教育の実現に向け、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが可能な限り共に過ごすための環境と、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備を進めます。

主な取組

○障がいのあるこどもの自立支援の取組

○障がい児や医療的ケア児を対象とした保育等の実施

○相談体制の充実

○経済的負担の軽減

⇒事業一覧 128 ページ

②こどもの貧困の解消に向けた支援

○経済的困窮を抱える家庭のこどもに対し、学校外での学習機会の提供や進学に向けた支援を行います。

○経済的な問題により教育における格差が生じ、将来が閉ざされることのないよう、教育費負担の軽減を図ります。

主な取組

○生活支援や学習支援の充実

○経済的支援と各種支援制度の周知

⇒事業一覧 129 ページ

[17] 医療的ケア児：人工呼吸器を装着している児童、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童。

③児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援

○児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応のために、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関とのさらなる連携を図ります。

○子育て家庭からの気軽な相談や、児童虐待など専門性と継続的な支援に対応できるよう、こども家庭センターにおける相談支援体制の充実を図ります。

○ヤングケアラーやその家族が相談できる体制を整え、こども自身の心情や意向、家族の状況に寄り添いながら、教育・福祉・医療などの関係機関と連携し、負担軽減につながる支援を行います。

○研修等を通して、ヤングケアラーへの支援に関する知識の取得を行います。

主な取組

○関係機関との情報共有と連携強化

○相談・支援体制の充実

○関係機関の対応力向上の取組

○早期発見・予防のための取組

⇒事業一覧 130 ページ

④自殺やひきこもり、少年非行等への対応

○こどもには安心して安全に自由に暮らしていく権利があることや、こどもがさまざまな暴力から身を守る方法を知り、つらいことがあった時や怖い目にあった時は、1人で悩まずSOSを出すことができるための取組を進めます。

○ひきこもりやニート等の悩みを抱えるこどもや若者は、自殺リスクを抱えている場合も少なくないため、本人や家族からの相談対応や訪問支援等を行うとともに、必要に応じて佐賀県警察少年サポートセンター等の関係支援機関と連携した包括的支援を提供します。

○少年非行等の問題行動に対応するため、スクールカウンセラー等の配置や相談窓口の設置など、専門的な相談体制の強化を図り、相談対応や支援を行います。

○地域での見守り活動をはじめ、学校や家庭、地域、関係機関による連携した取組を進めます。

主な取組

○相談・支援体制の充実

○こどものSOSへの対応方法等の普及啓発

○少年非行や被害防止に関する取組

○関係機関と連携した取組

⇒事業一覧 131 ページ

施策５　こどもや若者、子育てにやさしいまちづくり

現状と課題

●登下校時における児童生徒の安全確保のため、道路管理者や警察、地域住民とともに実施する通学路合同点検において指摘された通学路の危険箇所について、より一層の改善を進めていくことが求められています。

●青少年のインターネット利用時間の増加や、低年齢化が問題となっています。また、若年層へのスマートフォンの普及に伴い、インターネットを介した犯罪、トラブル等が増加しています。情報モラル教育を充実させるとともに、ネットルールを含めた非行防止について啓発を進めていく必要性があります。

●地域のつながりの希薄化や少子化が進む中、こどもたちが家庭を基盤としながら、安全・安心な環境の下、さまざまな大人や同年齢・異年齢のこども同士との関わりの中で成長できる「こどもの居場所」づくりが求められています。

こども・若者の意見

○アンケートでは、「事故や事件がなく安心な世界」「犯罪がなく安心して暮らせる」「安心して住める家」「こども110番の家」「いじめがない」など、安心して生活できる環境への期待がうかがえました。

○こどもミーティングでは、あったらいいなと思う居場所について、交通安全、事故防止、いじめや不審者のいない環境などを求める意見がありました。どんなことができる居場所がよいか、そこで何をしたいかといった過ごし方や利用目的と並び、こども目線から、過ごす場所、地域・生活環境の「こうあってほしい」という要望が現れたものととらえられます。

○「バリアフリーの公園」「困っている人を助け合う社会」といった、みんなにやさしい環境づくりに関する意見や、「みんなとふれあえる」「地域のみんなで集まってお祭りみたいなことができる」「趣味が同じ人が集まる場」など、地域に密着した居場所へのニーズがみられました。

取組への反映

○交通安全に関する啓発を行うとともに、ユニバーサルデザインにも配慮しながら、歩道や公共施設のバリアフリー化、こどもが安全に遊ぶことができる公園の整備・管理など、こどもが安心して暮らし、遊ぶことができるまちづくりを推進します。

○自治会、学校などのさまざまな関係機関や地域住民と協力しながら、こどもたちへの支援や環境づくりに取り組みます。

施策の方向性

●こどもの目線や行動特性を考慮して通学路の安全点検や改善を行い、警察や地域住民、さらにはICT[18]を活用した登下校の見守り活動を実施する等、安全・安心な環境整備に努めます。

●こどもたちをトラブルや犯罪から守るために、インターネット内の見守り活動を実施するとともに、こどもと保護者に向けて安全な利用等に関する啓発を行います。

●こどもの居場所の立ち上げや機能の強化に必要な支援を行い、市内のこどもの居場所の充実を図ることで、こどもの孤独や孤立の問題を解消し、人とのつながりの中で自己肯定感を高め、主体性や想像力を発揮して成長できる環境整備を推進します。

①こどもの安全の確保

○各地区での交通安全指導員による街頭指導や、小中学校や保育所等で交通安全教室を実施するなど、交通安全に関する啓発を行い、事故防止に努めます。

○防犯上必要な情報を速やかに関係者に提供する取組や、関係機関等との連携を図りながら地域全体でこどもを危険から守る取組を進めます。

○ネット犯罪を含む多様化する事件や事故、性被害などからこどもたちを守るため、年齢に応じた教育等を行います。

主な取組

○交通安全の街頭指導

○交通安全に関する啓発

○防犯の情報提供

○安全な地域づくり、環境整備

⇒事業一覧 132 ページ

[18] ICT：情報通信技術（Information and Communication Technology）の略。コンピュータやインターネットなどの通信技術を活用し、情報や知識を共有・伝達する技術の総称。

②生活環境の整備

○事故の危険性の高い通学（園）路や園外活動の移動経路について、安全・安心に歩行できるよう整備するなど、安全性を高める取組を進めます。
○歩道や公共施設等の利便性を高め、バリアフリー化の推進を図るとともに、夜間の安全確保のために防犯灯の設置を推進します。
○こどもが安全に遊ぶことができる公園の整備・管理を行います。
○子育て世帯が安心して子育てができる住環境の確保に向けた取組を行います。

主な取組

○歩道や施設の利便性の向上・バリアフリー化の推進
○安全な公園の整備
○安心して子育てができる住宅の提供

⇒事業一覧 132 ページ

③学校や地域、行政等の協働・連携体制の整備

○地域と学校の連携・協働により、地域住民のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進します。
○多様な経験や技能を持つ地域人材や企業等の協力を得て実施するこどもたちの活躍の場や人との関わりの場となる体験活動等を通して、こどもたちの“自己肯定感 ”や“コミュニケーション力”を高める取組を推進します。

主な取組

○子どもへのまなざし運動（市民総参加子ども育成運動）＜再掲＞
○関係機関と連携した支援

⇒事業一覧 133 ページ

④こどもが安心できる居場所の提供

○こどもたちが、家庭や学校以外でもいつでも気軽に集まることができ、食事の提供や学習の支援を受け、地域の人や多世代で交流を行うことができる居場所づくりを推進します。
○児童センターや児童遊園、児童広場、公民館などを計画的に整備・改修し、講座や遊び場を提供します。

主な取組

○こどもの居場所の開設等への支援
○児童センターや児童遊園、児童広場などの運営、整備

⇒事業一覧 134 ページ

施策６　子育て当事者への支援

現状と課題

●市における共働き世帯の割合は増加しています。子育てにかかる費用などの経済的側面だけではなく、産前産後休業や育児休業[19]といった子育てのための制度の充実や、忙しい共働き世帯が安心して子育てできるための多様な支援を検討していく必要があります

●子育てに関する相談は、増加傾向にあります。家庭からの相談に対応することは、こどもの権利を守るための取組にも通じ、引き続き専門機関や各機関と連携した総合的な相談支援体制の確保が求められています。

●ひとり親家庭の父母は、身体的・精神的・社会的負担が大きくても相談できず、そのこどもも悲しみや戸惑いを他人にうまく伝えられずに孤独を抱えていることがあります。親子が孤立せず安心して暮らすことができるための支援が求められています。

子育て当事者の意見

○アンケートでは、こどもが欲しい気持ちがある人の求める環境・支援の第1位が「希望どおり産休や育休が取得できる」で、「経済的負担の軽減が、子育てのしやすさや少子化対策につながる」「本当に困っている人は自ら手を挙げることができないと思う。気づいたときに組織が連携して手を差し伸べる仕組み」など、就労環境や経済的支援の充実、生活基盤に関わる意見が多く寄せられました。

○ひとり親家庭や共働き世帯、多子世帯に対する支援、企業との連携による子育てへの配慮の促進といった意見がありました。

取組への反映

○子育て当事者への支援を図るため、市では中学生年代まで行っていた子どもの医療費助成事業を令和8年1月から高校生年代まで引き上げました。

○ひとり親家庭等医療費助成について、保護者の負担軽減を図るため、現物給付を実現します。

○働きながら子育てしやすい環境を整えるため、事業主や地域社会などにも働きかけ「仕事と生活の調和」に向けた啓発や支援を行います。

[19] 育児休業：労働者が、その養育する１歳に満たないこどもについて、その事業主に申し出ることにより育児休業ができる制度。

施策の方向性

●子育て当事者が子育てのために仕事を離れることなく、安心してこどもとの生活を送れるよう、地域ぐるみでの保育や教育など、多様な支援のあり方について検討します。

●こども家庭センターでは、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のない支援を行い、子育て当事者の不安や負担の軽減を図ります。また、子育て支援サービスを充実させ、子育て世帯が安心して子育てできる環境づくりを推進します。

●ひとり親家庭の父母が、安心して子育てができ、こどもと笑顔で向き合う余裕が持てるように、環境変化などに対するさまざまなサポート体制の充実や、経済的安定、自立に向けた環境づくりを目指します。

●こどもたちが健全に育ち、家族が安心して子育てできるよう、子育てや教育に関する経済的負担の軽減を図ります。

●子育てに係る事務手続きの負担軽減を図るとともに、プッシュ型の情報提供に取り組みます。

①共働きへの理解、共育ての推進

○働きながら子育てをする家庭において、誰もが理想とする生き方、働き方を実現できるよう、仕事と子育ての両立を推進する環境を整備し、地域社会の理解や合意形成を促進するための広報や啓発を行います。

○労働者に対しては、性別による役割についての固定化した考え方を解消し、一人ひとりが自分の望む「仕事と生活の調和」を実現できる社会に向けた意識を醸成します。

○事業主に対しては、労働者の希望する「仕事と生活の調和」の実現を支える制度や環境づくりについて、必要性や意義の啓発を行うとともに、生産性向上による働き方の改善や賃上げを目指す企業の取組を支援します。

○地域社会に対しては、働きながら子育てをする家庭を理解し、支援する意識の醸成に向けた啓発を行います。

主な取組

○広報・啓発の取組

○男女共同参画意識の啓発＜再掲＞

⇒事業一覧 135 ページ

②地域子育て支援、家庭教育支援

〇家庭における子育て等の知識を高め、家庭教育支援の取組を行います。

〇地域の関係団体と行政が協働して子育てを支援する関係づくりに努め、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等の関係団体と連携して、こどもの健全育成や子育て支援の取組を進めます。

〇子育て中の保護者たちが交流し、子育ての情報や悩みを共有する場として、子育てサークルや子育てサロンの充実を図ります。

主な取組

〇子育てに関する講座の開催や情報の提供

〇子育てサークルや子育てサロンの充実

〇ファミリーサポートセンター事業など、市民相互により子育てを支援する取組

⇒事業一覧 136 ページ

③ひとり親家庭への支援

（ｉ）相談支援体制の強化、情報提供の充実

〇ひとり親家庭の生活の変化やこどもの成長段階に応じ、制度や手続を分かりやすく案内する情報提供と、関係課と連携したワンストップでできる窓口の仕組み、気軽に相談できる窓口を充実させ、こども家庭センターにおいて個々の家庭に応じた支援を切れ目なく行います。

〇支援制度や相談先の周知を推進し、関係機関と庁内部署の連携を図るとともに、プッシュ型の情報提供とアウトリーチによる支援を強化して、分かりやすい情報発信と多様な情報提供を充実させます。

主な取組

〇利用しやすい相談窓口の整備

〇多様な情報伝達手段の整備

〇生活状況の変化に応じた支援

〇心の健康支援や悩みを抱えるこどもへの支援

⇒事業一覧 136 ページ

（ii）子育て・生活支援の充実と就業支援体制の確立

○ひとり親家庭の父母が、安心して子育てと就業や就業のための訓練を両立できるよう、多様な子育てや保育サービスと生活支援の提供を行います。

○ひとり親家庭等の自立と生活の安定・向上を図るには、就業を支援して安定した収入を確保することが重要であり、就業相談や資格取得制度の周知により経済的負担を軽減します。支援にあたり、個々の家庭に応じた自立プランの作成を推進します。

○ハローワークや福祉・就労支援コーナー「えびすワークさがし」との連携を強化し、求人情報を得られる体制を整えます。さらに、求職・転職ニーズに応えられるよう、就業機会の創出や雇用主への制度周知、働きやすい職場環境の実現に向けた啓発を継続します。

主な取組

○住宅確保や保育所等への優先入所、学習支援、児童の居場所確保などの日常的な子育て支援

○専門相談員による就業相談の充実

○資格取得のための経済的負担の軽減

○働きやすい職場環境の実現に向けた雇用主への制度周知・啓発

⇒事業一覧 137 ページ

（iii）経済的支援や養育費の確保の推進等

○児童扶養手当や児童手当、ひとり親家庭等医療費助成、就学援助などの制度の周知のほか、資金が必要な場合は、母子・父子・寡婦福祉資金貸付等で支援し生計の維持と将来の自立につなげます。

○借金や多重債務などの問題を抱えている場合は解決を図るための相談を実施します。

○経済的自立は就業を基本としますが、就業が困難な場合は生活保護等の活用を検討し生活の安定を図ります。

○こどもの養育は親権の有無に関わらず親の責任であり、別居している親も扶養義務を果たす必要があります。そのため、離婚時の取り決めを確実に行うための意識づけや、養育費の強制執行に関する情報の周知を図るとともに、民法改正で新設された法定養育費や共同親権などの情報提供に努めます。

○養育費に関する公正証書等の作成費用を一部助成するほか、相談員による相談対応や専門家による無料法律相談の案内を行い、養育費の確保を推進します。

主な取組

○生活やこどもの教育等にかかる費用の負担軽減

○借金・多重債務等の解決に向けた支援

○扶養義務の履行を促すための啓発

○養育費確保のための支援

⇒事業一覧 139 ページ

④子育てや教育に関する負担の軽減

（ｉ）経済的負担の軽減

○児童手当の支給や医療費の助成等により、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

○人材育成の根幹となる幼児教育、義務教育段階において、家庭の経済力の差により、こどもの学びや育ちが十分に保障されない状況にならないよう、就学にかかる経費の援助等、必要な支援を行います。

主な取組

○医療にかかる経済的負担の軽減

○教育・保育にかかる経済的負担の軽減

○子育てのための施設等利用給付事業の実施

⇒事業一覧 140 ページ

（ii）事務手続きの負担の軽減

○子育てや家事、仕事に追われる子育て世帯に向けて、必要な情報をタイムリーに届けるプッシュ型の情報発信や子育て情報誌の発行など、子育てに関する正しい知識や子育て支援サービス等の情報を適切に提供します。

○窓口での待ち時間の短縮や、来庁しなくても手続きを可能とするため、電子申請やライン予約等の取組を推進します。

主な取組

○Web予約や電子申請など、子育てDX[20]の推進

○子育ての記録の電子化

⇒事業一覧 141 ページ

[20] ＤＸ：デジタルトランスフォーメーション。AI やビッグデータなどのデジタル技術を使って、生活や業務、サービスなどの利便性を高めること。

基本目標3
成長段階に応じた支援を充実する

施策７　誕生前から幼児期までの支援

現状と課題

●年少人口は継続して減少が続いており、市においても少子化が進行しています。核家族世帯の増加や１世帯あたり人員数の減少は、こどもを含めた家族の家事負担などが大きくなることも考えられ、こどもや若者の健全な成長を支える地域社会の重要性が増していると考えられます。

●保育士への就職支援金や家賃補助制度などを創設し、保育士確保の取組に力を入れてきており、保育所等における待機児童[21]ゼロを維持しています。配慮を必要とする児童への対応をはじめ保護者のニーズが多様化しており、質の高い幼児教育・保育の提供が求められています。

●児童虐待に関する相談対応件数は増加傾向にあり、相談内容は複雑化・多様化しています。今後も児童虐待防止への取組を強化し、各関係機関との情報共有や連携強化、相談体制の充実を図る必要があります。

●こども家庭センターでは、妊娠期から出産、子育て期における切れ目のない支援を行い、子育てに関する相談窓口を一元化しています。個々の家庭に応じた相談支援体制のさらなる充実が求められます。



[21] 待機児童：保育所への入所申請をしていて、入所の条件を満たしているにも関わらず、保育所に入所できない状態にある児童。

子育て当事者の意見

〇アンケートによると、緊急時もしくは用事の際にこどもをみてもらえる親族や知人の有無に対し、1割強の保護者がいずれもいないと回答しており、子育てに不安や孤独感のある保護者が一定数存在します。

〇子育てに関する悩みや気になることとして、「病気や発育・発達に関すること」「食事や栄養に関すること」「こどもの教育に関すること」の割合が高く、「こどもとの接し方に関すること」「自分の子育てについて、周りの見る目が気になること」「話し相手や相談相手がいないこと」などの意見がみられました。

取組への反映

〇保護者の不安や孤独感の解消のため、産前産後の保護者に対し、伴走型の相談支援や産後ケアの取組を推進します。

〇こどもの成長や病気に関する不安に対しては、健康診断や保健指導の充実、緊急時の医療体制の確保やかかりつけ医を持つことの推奨など、必要な支援の提供に努めます。

〇出産前後から幼児期まで、母子の健康の確保や経済的負担の軽減、相談体制・情報提供など、不安なく出産・子育てに取り組めるよう支援を充実します。

〇母子の健康、教育・保育、特別な配慮が必要なこどもなど、幼児期までのこどもの成長を多方面から支援します。

施策の方向性

●核家族世帯の増加等を背景とした保護者の不安や孤独感に寄り添った支援を充実するため、早期の母子健康手帳の取得を推進し、必要な支援が必要な人に届く体制を整え、その後のさまざまな支援につなげます。

●保育所等における待機児童ゼロを継続するとともに、幼児教育・保育の質の向上を図るための環境の整備を図ります。

●こどもの幸せを第一に考え、子育て家庭が地域の中で喜びを感じながら安心して子育てができるよう、生活実態や意向を十分に踏まえた保育サービスの提供や切れ目のない支援の充実を図ります。

①妊娠期、出産など産前産後の支援の充実

○妊娠期、出産期、新生児期を通して、母子の健康の確保や親の育児不安の解消を図るための取組を進めます。
○早期の母子健康手帳の取得を推進し、手帳の交付と同時に行う保健師・助産師の面談を通じて、必要な支援を必要な人につなげます。
○出産後の母親の心身ケアと育児サポートのため、産後ケアを充実させます。
○必要な方には助産施設での助産や、サポートママの派遣などの出産時の支援を行います。
○妊娠届出時のアンケートにより、支援が必要とされる妊婦を早期把握し、適切な支援につなげます。

主な取組

○相談体制の充実
○訪問指導の実施
○産後ケアの充実
○出産にかかる経済的負担の軽減
○妊産婦への健康診査の実施

⇒事業一覧 142 ページ

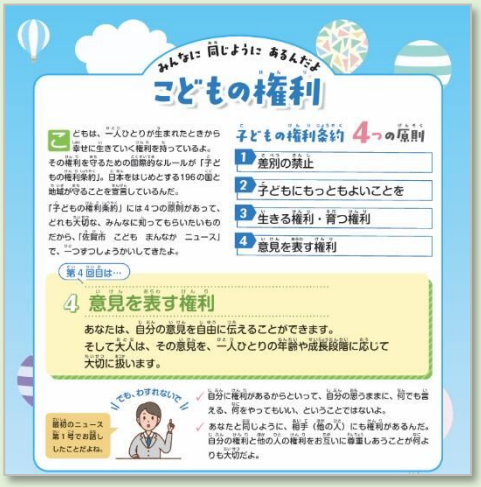


子どもの権利条約

子どもの権利条約は、こどもが安心して生き、育ち、守られ、自分の思いや考えを伝えながら成長するための世界の約束です。

「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」の４つの柱と、「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」という ４ つの原則を大切にしています。

市では、子どもの権利条約や４つの原則について、こども向けの言葉で分かりやすくまとめた「佐賀市こどもまんなか NEWS」全４号を通して紹介しました。



②乳幼児の健やかな成長を見守り育む環境づくりの推進

（ⅰ）育児支援情報の提供や支援

○乳幼児の健やかな成長を支えるため、正しい知識を普及啓発し、保護者が適切な情報に基づく判断を行うことができるよう支援します。

○出産後や妊娠中に、実家や家族等の支援が望めない母親への支援を行います。

主な取組

○子育てに関する情報の発信

○親子の交流の場の提供

○家事・育児支援サービスの提供

○利用者支援の実施

⇒事業一覧 143 ページ

（ⅱ）保健指導、医療等の提供

○健診の受診勧奨やこどもの定期予防接種の勧奨、必要な保健指導、訪問指導等により乳幼児の健全な成長を支援します。

○こどもの緊急な疾病時において適切な診療を受けることができるよう、休日夜間こども診療所の運営等、緊急医療を確保することで小児医療体制の充実につなげていきます。

主な取組

○訪問による保健指導等の実施

○健康診査、予防接種の実施

○緊急時の医療体制の充実

⇒事業一覧 143 ページ



③幼児教育・保育の質の向上

○幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、保育所、幼稚園等を通じた幼児教育全体の質の向上を図るため、環境を整備するとともに保育所、幼稚園等の職員を対象とした研修会を充実させ、教育・保育従事者の資質向上に努めます。

○幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図り、こどもの育ちや学びの連続性を確保するため、保育所、幼稚園等から小学校へ就学する際の接続期プログラム「えがおわくわく」の実践や幼保小合同研修等を行います。

主な取組

○未就学児を対象とした教育・保育の実施

○病気のこどもを対象とした保育の実施

○保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等の職員を対象にした研修会等の実施

○利用者支援の実施

○幼保小の接続期における教育推進

○こども誰でも通園制度の実施

⇒事業一覧 144 ページ

④配慮を必要とするこどもへの支援

○児童虐待の未然防止には、妊娠届出時など妊娠期から関わることが重要です。妊娠期から子育て期までの支援体制を構築し、産科や小児科医療機関、関係機関等と連携し、心身のケアや育児サポート等を必要とする親子を把握し、必要な支援を行います。また、面談や健康診査、家庭訪問、必要に応じて産後ケア事業等を実施し、支援を必要とする親子を早期に把握し、介入や支援につなげます。

○こどもの発達に関する相談支援や学びの場の体制を強化し、適切な支援につなげます。

主な取組

○こども家庭センターにおける相談支援体制の強化

○障がい児の就園の機会の拡充

○特別支援教育相談の充実

⇒事業一覧 145 ページ

施策８　学童期・思春期の支援

現状と課題

●こどもたちを取り巻く状況には、児童生徒数の減少や学習意欲の低下、いじめ、不登校、発達障がいや外国とつながるこどもなど、多様な配慮が必要な児童生徒の増加、家庭や地域の教育力の低下、教員の多忙化、教員不足等、多くの課題があります。

●Society5.0[22]の実現を見据え、一人ひとりが自分らしく幸せに生きながら、未来を共につくっていくことが求められるこれからの時代の人材育成において、「正解（知識）の暗記」、「正解主義の偏り」から脱却し、学びの動機づけや幅広い資質と能力の育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行っていくことが不可欠です。

●集団での学校生活に困難さを感じている児童生徒がいることや、小中学校ともに不登校児童生徒が増加傾向にあることから、日頃から児童生徒の様子を注意深く観察し、いじめの問題などを含めたさまざまな取組を強化し、安心して学べる環境を整える必要があります。

●保護者が就労等により放課後家庭にいないことが常態である小学校に就学している児童に、放課後や長期休業中の居場所を確保することを目的として実施している放課後児童クラブは、年々利用ニーズが増え、受皿拡大を進める必要があります。

こども・若者の意見

○アンケートやこどもミーティングでは、「楽しい学校」「教育環境の充実」「ICT活用の授業」「学ぶ機会の多さ」「多様な遊び・体験の機会」「安心して過ごせる居場所」など、楽しく安心して過ごせる場所へのニーズや、学び・体験に関することなど、さまざまな意見がありました。

○「1人で落ち着ける場所」と「他者と交流したり一緒に楽しめる場所」、「学びと交流を両立できる場所」のように、「1人」と「交流」の両方へのニーズがみられます。

○「授業が難しい」「発表が苦手」「ルールが厳しい」「受験の不安」「将来の夢が見つからない」「進路に悩んでいる」など、現在の困りごとや将来に関する不安の声がありました。

取組への反映

○青少年センターや児童センター、児童クラブなど、こどもが集まる場の提供や支援に取り組み、こどもたちが安心できる居場所の確保に努めます。

○教職員の資質向上や、コミュニティ・スクールなど地域と協力した学校運営の取組、情報機器の整備など、学校がこどもにとって楽しくさまざまなことを学べ、居心地のよい空間となるための取組に努めます。

[22] Society5.0：持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに一人ひとりが多様な幸せを実現できる社会。

施策の方向性

●こどもは「教わる」から「学ぶ」へ、教師や大人は「教える」から「支援する」に教育観を転換し、こどもたちが発達段階に応じて、自分で考え、自分で決める割合を増やします。

●こどもたちが未来を切り拓くために必要となる「自律」「尊重」「創造」[23]の３つの力を身につけることができるように、主体的に学び続ける教育環境づくりに取り組み、こどものWell-Being[24]の実現を目指します。

●いじめ、不登校、問題行動については、相談体制をより充実させ、「チーム学校」による支援ができるようにし、安全・安心な学校づくりに努めます。特に、いじめについては、「佐賀市いじめ防止基本方針」に基づき、未然防止・早期発見・早期対応のため、いじめ根絶に向けた取組をさらに強化していきます。不登校対策についても、社会的自立を促す支援や多様な学びの場を確保します。

●こどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、生活と遊びの場である放課後児童クラブの受皿整備を着実に進めます。

①自ら考え、行動し、生きる力を身につける教育の推進

○社会環境が大きく変化する中、こどもたちが自ら考え、行動し、生きる力を育むため、こども同士が学び合い、多様な考え方に触れながら学んだ知識をもとに主体的に判断し、課題解決や新たな価値を生み出していく力を育むための取組を推進します。

○DXの活用や人的配置の強化、地域と協力した学校運営の取組等により、児童生徒に寄り添った学校運営を行います。

主な取組

○確かな学力の向上に向けた指導の充実
○教職員の資質向上
○コミュニティ・スクール[25]など地域と協力した学校運営の取組
○自然体験や野外体験の機会の提供
○郷土学習や伝統文化を体験する機会の提供

⇒事業一覧 146 ページ

[23] 「自律」「尊重」「創造」：「自律」自分で考え自分で決めて自分で動き出す力。「尊重」対立やジレンマを乗り越え合意形成する力。「創造」新しい価値を生み出す力。
[24] Well-Being：身体的・精神的・社会的によい状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
[25] コミュニティ・スクール：学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

②いじめや問題行動への対策と不登校のこどもへの支援

○いじめや問題行動等、教育現場におけるさまざまな問題に対し、専門チームによる相談体制の充実を図るとともに、早期発見・早期対応により一人ひとりに応じて的確かつきめ細かに対応していきます。

○心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因等により、学校への登校ができなくなった児童生徒について、家庭、地域、学校、関係機関が連携して、個別や小集団での相談・指導等に取り組み、社会的自立や学校復帰に向けた支援や多様な学びの提供に努めます。

主な取組

○いじめ防止基本方針に基づくいじめ対策の充実

○学校問題解決サポート事業の取組

○教育支援センター「くすの実」における支援

○別室対応支援員を配置した校内教育支援センターにおける支援

○スクールカウンセラーによる相談対応

○スクールソーシャルワーカー、サポート相談員等による訪問支援

⇒事業一覧 148 ページ

③こどもや若者の視点に立った多様な居場所づくり

○放課後児童クラブの受皿拡大に向けて、実施場所となる小学校の教室、専用施設、児童センター等を適切な環境とするための改修や新設など、必要な設備、施設を整備するとともに、民間事業者の活用などによりこどもたちを見守る体制の確保を進めます。

○児童センターや児童遊園、児童広場、公民館、図書館などを計画的に整備・改修し、講座や遊び場を提供します。

主な取組

○こどもの居場所の開設等への支援＜再掲＞

○放課後児童クラブを行う専用館等の整備と民間委託等の推進による運営の充実

○児童センターや児童遊園、児童広場などの運営、整備＜再掲＞

○こどもの健全育成活動の場の提供

⇒事業一覧 149 ページ

施策９　若者への支援

現状と課題

●市の若年層の有配偶率は下降傾向にあり、合計特殊出生率[26]は、出産を希望する人がその希望を叶えられた場合の出生率（希望出生率）を下回っています。社会環境や価値観が変化し、ライフコースが多様化する時代において、若者自らが希望するライフコースを選択できる環境をつくることが重要であり、このことが結果として有配偶率や合計特殊出生率の回復につながります。

●18 歳以降は、進学や就職、結婚といったライフイベントが重なり「人生のラッシュアワー」とも言われています。その中で、特に結婚や出産の希望を叶えるには、キャリアか結婚・子育て等のいずれかを選択しなければいけないといった「思考のハードル」や、仕事と家事・育児の両立などが課題となっています。

●若者が地域にとどまり、将来に希望を持てるよう、就学・就労機会の確保や子育てと仕事の両立を後押しする社会環境づくりが重要です。

こども・若者の意見

○若者アンケートでは、約6割の人が「結婚」や「こどもを持つこと」を前向きに捉え、「将来こどもが欲しい」または「もっとこどもが欲しい」と考えていることが分かりました。また、出産の希望を実現するために必要な環境や支援として、「働き方」や「就労環境」を挙げる人が特に多く、このほかにも「経済的支援」や「配偶者・パートナーの協力・理解」などを挙げる人が多く見られました。

○同じアンケートで、約8割の人が「今の自分が好きだと思う」と答えています。また、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験が、この自己肯定感に影響を及ぼしている傾向もうかがえました。

○自分の将来についての明るい希望を持っているかでは、「希望がある」は年齢が高くなるにつれて少なくなり、「どちらかといえば希望がない」「希望がない」は年齢が高くなるにつれて多くなる傾向がみられました。

取組への反映

○若者が自ら希望するライフコースを選択できるように、若者のライフステージ（進学・就職、就労、結婚、出産・子育て…）ごとに、そのハードルを下げられるような取組を進めます。

[26] 合計特殊出生率：「15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、１人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

施策の方向性

●生活スタイルや価値観の変化により、結婚の希望や欲しいこどもの数等、一人ひとりの希望が多様化しています。結婚したい人が結婚したいときに結婚できることや、希望する数のこどもを生み育てられることなど、若者の希望が叶えられる環境づくりを推進します。

●若者やその家族が、悩みや不安を 1 人で抱え込むことがないよう、周囲や地域の気づきから早期の支援や相談につなげる体制づくりを進めます。

●若者の育成と定着に向けて、若者がいきいきと成長し、活躍できるまちづくりを推進します。

①若者が自ら希望するライフコースを選択できる環境づくり

○キャリアか結婚・子育て等のいずれかを選択しなければいけないといった「思考のハードル」を下げるため、若者の「時間的なゆとり」と「経済的なゆとり」の創出を後押しします。

主な取組

○情報提供や相談支援
○市内事業所における働き方改革の推進
○家事・育児の負担軽減や理想的な分担の実現に向けた取組
○就職や結婚、子育てに関する負担の軽減
○プレコンセプションケアに関する普及啓発＜再掲＞

⇒事業一覧 150 ページ

②悩みや不安を抱える若者やその家族に対する支援

○悩みや不安を抱える若者が発するサインに気づき、早期の支援や相談につなげるため、自らが心の状態をチェックできるツール「こころの体温計」の普及啓発を図ります。
○自殺対策やうつ予防など、心の健康づくりのための広報や研修会、キャンペーンを実施し、周知や啓発を行います。

主な取組

○こころの相談窓口の周知啓発
○早期の支援や相談につなげる体制の構築

⇒事業一覧 151 ページ

③若者が成長し、活躍できるまちづくり

〇若者が中心となって活躍するまちづくりにつなげるため、産学官が連携した未来を見据えた人材の育成と、企業誘致など若者が活躍できる場の創出に向けた支援や取組を進めます。

主な取組

〇未来を創るクリエイティブ人材、起業家の育成
〇支援機関の連携強化による創業支援の充実
〇若者が働きたいと思う企業の誘致
〇市内・県内の大学等との連携

⇒事業一覧 152 ページ



成長段階に応じた支援イメージ

生まれる前と後－妊娠・出産期、乳児期



妊娠期から出産期、新生児期、乳児期にかけては、母子の健康を守り、保護者の不安や孤独感の軽減を図りながら、安心して出産と子育てのスタートを迎えるための大切な時期です。そのため、必要な支援を必要な人につなげながら、医療や保健、育児を支える切れ目のない支援を進めます。

主な取組

妊娠期から安心して相談できる

- 母子健康手帳の早期取得の推進
- 母子健康手帳交付時の面談の実施
- 支援が必要な妊婦の早期把握
- 必要な支援につなぐ相談体制の充実

出産前後の心とからだの健康を保つ

- 産後ケアの充実
- 出産後の母親の心身ケア
- 育児不安の軽減に向けたサポート
- 訪問指導の実施

安心して出産を迎える

- 必要な方への助産施設での助産
- サポートママの派遣など出産時の支援
- 出産にかかる経済的負担の軽減

母子の健康と乳児期の育ちを支える

- 妊産婦への健康診査の実施
- 乳幼児の健康や発達を見守る取組
- 保健指導の充実
- 緊急時の医療体制の充実

小学校入学まで－幼児期



幼児期は、心身の発達の土台を育み、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期です。そのため、こどもの健やかな成長を支えながら、教育・保育の質の向上や小学校への円滑な接続を進めるとともに、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を進めます。

主な取組

年齢に応じた健康診査や保健指導を行う

- １歳６か月児健康診査
- ３歳児健康診査
- ５歳児健康診査
- 予防接種事業

幼児教育・保育の質を高める

- 未就学児を対象とした教育・保育の実施
- 教育・保育従事者の資質向上
- 幼保小の接続期における教育の推進

親子が安心できる預かりの環境を整える

- こども誰でも通園制度の実施
- 病気のこどもを対象とした保育の実施
- 子育て家庭に応じた預かりや支援の充実

一人ひとりの状況に応じた育ちを支える

- こども家庭センターにおける相談支援体制の強化
- 障がい児の就園の機会の拡充
- 特別支援教育相談の充実

高校から社会人－思春期･青年期



思春期から青年期は、進学や就職、結婚や子育てなど、これからの生き方を考え、自分らしい将来を選んでいく大切な時期です。そのため、若者が自分に合った生き方を選べるよう、時間的・経済的なゆとりの創出を後押しします。また、悩みや不安を早期の支援や相談につなげるとともに、若者が活躍できる環境づくりを進めます。

主な取組

自分らしい将来が選べる

・キャリアや結婚・子育てなどに関する情報提供や意識啓発
・思考のハードルを下げるための取組
・時間的・経済的なゆとりの創出を後押し
・奨学金返還支援・新婚生活応援事業



悩みや不安を抱える若者やその家族を支える

・相談窓口の周知啓発
・悩みや不安を抱える若者の早期把握
・必要な支援や相談につなげる取組

若者が学び、成長し、活躍できる環境をつくる

・産学官が連携した人材育成の推進
・市内・県内の大学等との連携
・若者が活躍できる場の創出

小中学生－学童期



小中学生の時期は、多様な学びや経験を重ねる中で、自分自身を大切にしながら、他者とともに成長し、よりよく生きる力を育んでいくことが大切です。さまざまな人との関わりや体験を通して、多様な考え方や価値観に触れながら、未来を切り拓く力を育むとともに、一人ひとりが安心して学び、過ごせる環境づくりを進めます。

主な取組

自ら考え、判断し、行動する力を育む

・確かな学力の向上に向けた指導の充実
・こども同士が学び合う学習活動の充実
・多様な考え方に触れながら学ぶ機会の充実

地域とともに学び、育つ

・地域と協力した学校運営の推進
・コミュニティ・スクールの取組
・地域とのつながりを生かした学びの充実

いじめ等から守る・不登校のこどもを支える

・専門チームによる相談体制の充実
・スクールカウンセラー等による相談対応
・教育支援センター等における支援の充実

居場所や体験活動を充実させる

・放課後児童クラブの整備・運営の充実
・こどもの居場所づくりの推進
・多様な体験活動の充実

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画は、全てのこどもと若者たちが個性を尊重され、権利を守られながら健やかに成長し、それぞれの望みにかなった「自分色の未来」を自ら実現していける社会をつくるためのものです。

対象がこども、若者、子育て当事者、声を届けにくい・聴かれにくいこどもや若者などと幅広く、教育・保育、保健、医療、福祉、まちづくりといった多岐にわたる分野の取組を総合的に進めていく必要があることから、庁内においては関係各部署が綿密な連絡調整を図り、横断的に取組を推進します。

また、行政だけでなく、地域におけるさまざまな主体の関わりが重要であり、家庭をはじめ、教育・保育施設、学校、地域活動団体や地域における支援の担い手、その他関係機関・団体等に対し、積極的な情報開示と情報提供を行いながら、佐賀市ぐるみの連携・協働により計画を推進します。



こども版パブリックコメント（意見の募集）

こども計画をつくるにあたり、こどもたちや若者のみなさんの声を聞くため、こども版パブリックコメントを実施しました。

こどもまんなか NEWS を通して計画の内容を伝え、感想や意見を募集したところ、こどもたちは、2,139 件の声を届けてくれました。

意見はフィードバック資料としてまとめ、こどもたちに意見への回答を返しました。

- 「わかりやすい」
- 「佐賀市がよくなると思う」
- 「安心して過ごせる場所がほしい」　など

こどもたちから率直な声があり、今後の取組や情報発信に生かしていきます。



2 計画の進捗管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況や成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、「佐賀市子ども・子育て会議」において、年度ごとにPDCAサイクル【Plan（計画）―Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進捗管理に努めるとともに、計画の当事者であるこどもや若者、保護者等へのアンケートなどを行い、取組の改善や見直し、新たな取組の検討を行います。



資　料

1　計画策定の背景

全国的に進行する少子化への対策をはじめとして、国は、こどもに関する施策の充実に取り組んできました。しかし、出生数・こどもの数ともに減少が続き、児童虐待や不登校の状況は各地で増加傾向にあるなど、こどもを取り巻く状況は複雑なものとなっています。

ここでは、本計画策定の背景として、これまでのこどもを取り巻く社会情勢や国の取組をふりかえります。

1　少子化の進行に伴う本格的な子育て支援のはじまり

平成 15 年
少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法

平成15年7月、家庭や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担うこどもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」が制定され、こどもたちの育成を社会全体で支援する新たな取組が示されました。

2　子ども・子育て支援新制度

平成 24 年
子ども・子育て関連３法

平成24年8月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育や地域子育て支援に係る新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されました。一方、「次世代育成支援地域行動計画」は策定が任意化され、新たな法定計画「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定することが可能となりました。

市では、平成27年に「第1期佐賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年に第2期の同計画、令和7年に令和11年度までの5年間を計画期間とする「第3期佐賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。

3　こどもや若者を取り巻く動向

平成 22 年
子ども・若者育成支援推進法

平成22年4月、子ども・若者育成支援施策の総合的な推進等を目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、全てのこども・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会の実現を目指す取組が進められることになりました。

平成 26 年
子どもの貧困対策の推進に関する法律

こどもの貧困対策については、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(「子どもの貧困対策法」)が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。子どもの貧困対策法は、令和元年9月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行による、市町村計画策定の努力義務化を経て、令和6年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められています。

平成 26 年
母子及び父子並びに寡婦福祉法

ひとり親家庭への支援については、「母子及び寡婦福祉法」が平成26年10月に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改められ、父子家庭への支援が拡大されて、ひとり親世帯への就業・自立に向けた総合的な施策へと支援の充実が図られています。

市では、平成21年に「第一次佐賀市ひとり親家庭等総合支援計画」、平成27年に第二次、令和2年に第三次、令和7年に第四次の同計画を策定しています。

平成 28 年
改正障害者総合支援法・改正児童福祉法

障がいのあるこどもへの対応については、平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(改正障害者総合支援法)」と「児童福祉法の一部を改正する法律(改正児童福祉法)」が公布され、医療的ケア児支援や障害児福祉計画が法定化されました。障害児福祉計画の基本指針では、障がい児の利用ニーズについての把握や提供体制の整備等の必要性があげられています。

市では、「佐賀市障害福祉計画」と一体的に、令和6年から令和8年を計画期間とする「第3期佐賀市障害児福祉計画」を策定しています。

平成 28 年
児童福祉法改正

児童虐待については、平成12年、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、平成23年5月の民法・児童福祉法等の改正後、平成28年6月の児童福祉法改正等で社会的養育の推進・児童虐待防止対策に係る強化が図られました。

令和２年
新子育て安心プラン

待機児童対策では、平成29年成立の「子育て安心プラン」が令和2年12月には「新子育て安心プラン」となり、さまざまな待機児童解消への取組強化策が打ち出されています。

令和５年
放課後児童対策パッケージ

放課後児童クラブの待機児童の早期解消や、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等のため平成30年に通知がなされた「新・放課後子ども総合プラン」は、令和5年度で終了しました。引き続き、放課後の居場所の確保が必要であるため、令和5年12月、こども家庭庁と文部科学省では、令和5～6年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として「放課後児童対策パッケージ」をとりまとめました。

令和７年
自殺対策基本法

令和7年6月に「自殺対策基本法の一部を改正する法律」が成立・公布されました(令和8年4月1日施行)。近年、こどもの自殺者数が増加傾向にある状況等に鑑み、こどもの自殺対策は社会全体での取組を基本として行わなければならないこと等が基本理念に明記されています。

4　深刻な少子化の進行

令和６年
少子化対策関連法案が成立

令和6年6月5日、少子化対策関連法案が成立しています。同法では、児童手当の支給対象を高校生年代まで延長、所得制限の撤廃、第3子以降の支給額の増額による拡大がされ、また、親の就労に関係なくこどもを預けられる「こども誰でも通園制度」を令和8年4月から全国で開始することなどが定められています。

令和６年
出生数が過去最低に

令和7年9月の厚生労働省の発表によると、令和6年の出生数は68.6万人と前年より4.1万人減少し、過去最低水準を更新しました。また、合計特殊出生率は、1.15と令和5年の1.20からさらに低下しました。昭和22年に統計を取り始めて以降最低水準であり、前年を下回るのはこれで9年連続となります。

5　こども施策の新たな推進

令和５年４月
こども家庭庁
こども基本法

国は令和5年4月にこども家庭庁を創設し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を施行しました。同法は、こども施策の基本理念、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

令和５年 12 月
こども大綱

令和5年12月には「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく各大綱を一元化した「こども大綱」が閣議決定されました。

令和６年４月
改正児童福祉法

令和6年4月には「改正児童福祉法」が施行され、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされました。

市では、妊娠期から子育て期の不安や悩みに対し切れ目のない支援を行うこども家庭センターを令和7年4月に設置し、「母子保健」「児童福祉」「こどもの発達支援」「ひとり親・女性」等に関する相談支援を行っています。

令和６年５月
こどもまんなか
実行計画 2024

令和6年5月には、こども家庭庁が各省庁と連携して進めるこども政策の全体像とアクションプランとなる「こどもまんなか実行計画2024」が決定されました。

令和7年6月には「こどもまんなか実行計画2025」が策定され、こども大綱の6つの基本方針のもと、特に「困難に直面するこども・若者への支援」「未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進」「『こどもまんなか』の基礎となる環境づくりの更なる推進」の3領域に重点的に取り組む方向性が示されています。

2 こども計画に関わる「こども基本法」

本計画策定の大きな背景の1つとして「こども基本法」の存在があります。「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

同法は、日本国憲法と児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。また、同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども施策へのこども等の意見の反映などについて定めています。

▼こども施策の推進に向けた６つの基本理念

1．全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2．全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。

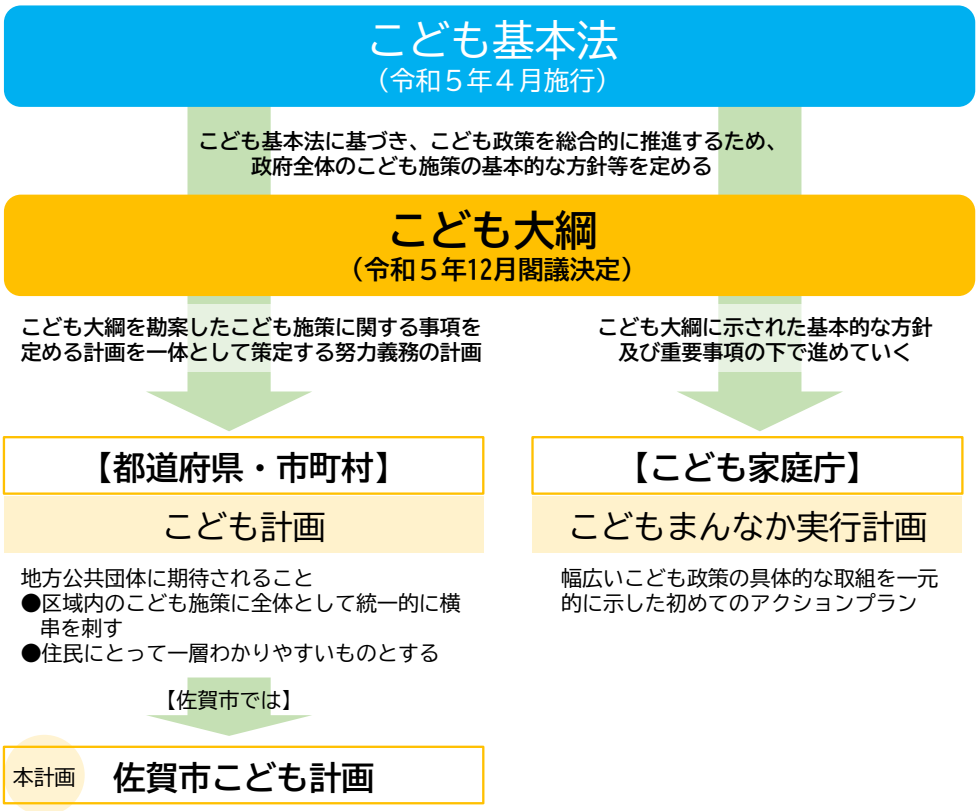
3．年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言うことができ、社会のさまざまな活動に参加できること。

4．全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。

5．子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。

6．家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

▼こども基本法とこども大綱、こどもまんなか実行計画の関係性



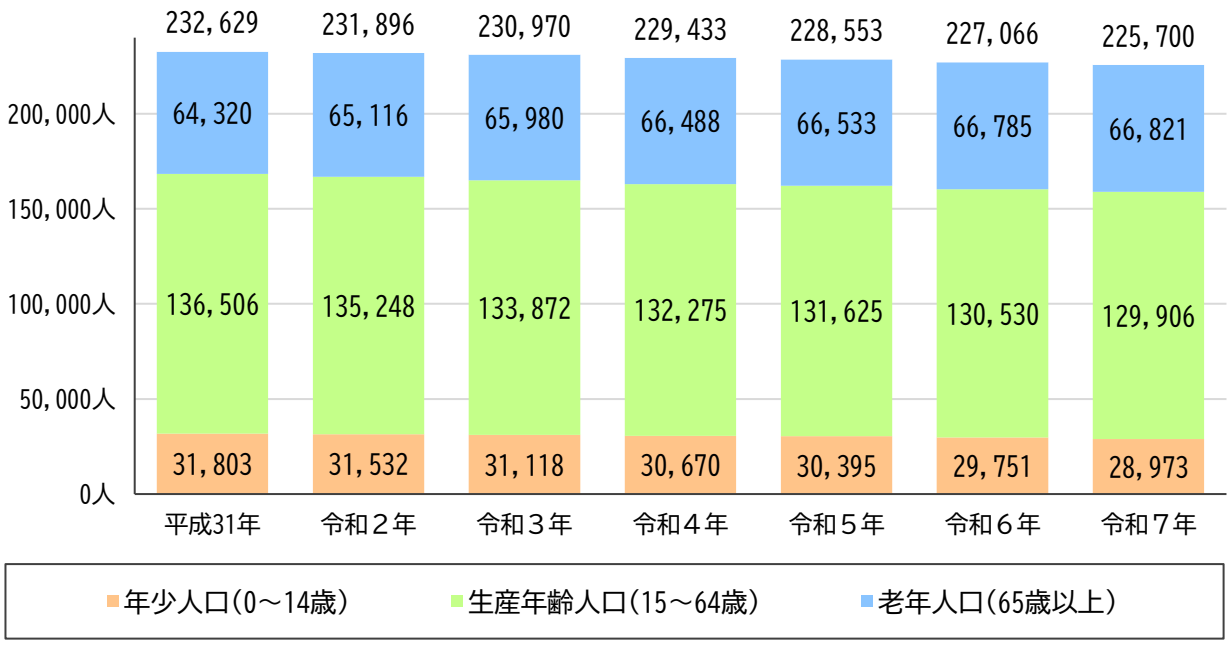
3 統計データ等からみる状況

1　人口、世帯

(1)総人口・年齢層別人口

総人口は令和7年まで継続的な減少傾向となっており、令和7年においては225,700人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は継続的な減少傾向、老年人口（65歳以上）は継続的な増加傾向となっています。

▼年齢３区分別人口

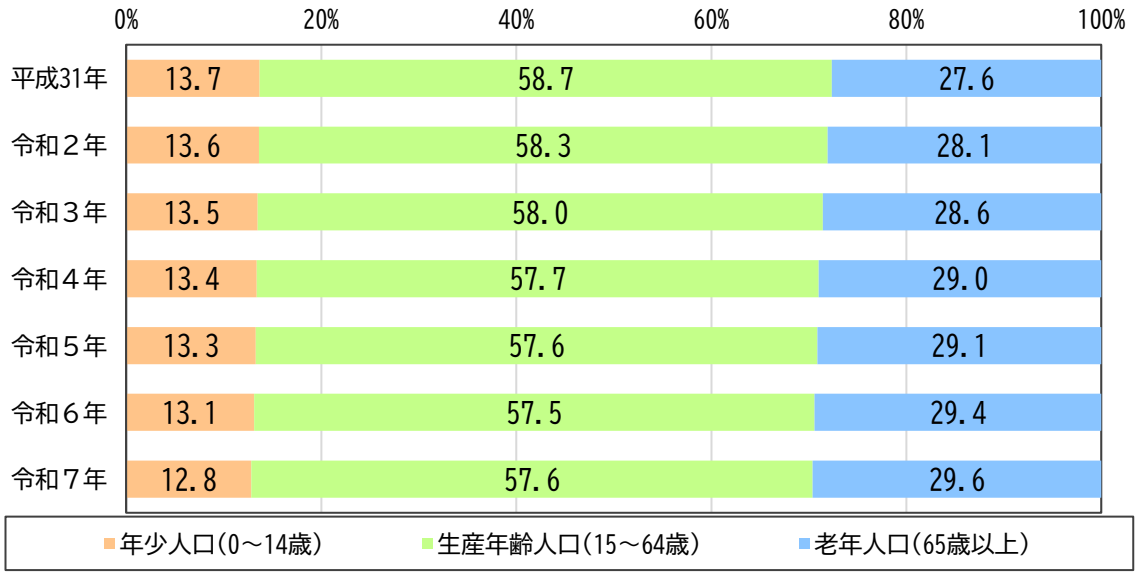


資料：住民基本台帳（各年３月末日現在）

総人口に占める各年齢層の割合をみると、年少人口は平成31年の13.7%が令和7年の12.5%へと下降し、老年人口は平成31年の27.6%が令和7年の28.7%へと上昇しています。

全国的にみられる少子高齢化の傾向が、佐賀市においても緩やかながらみられます。

▼年齢３区分別の人口割合の推移

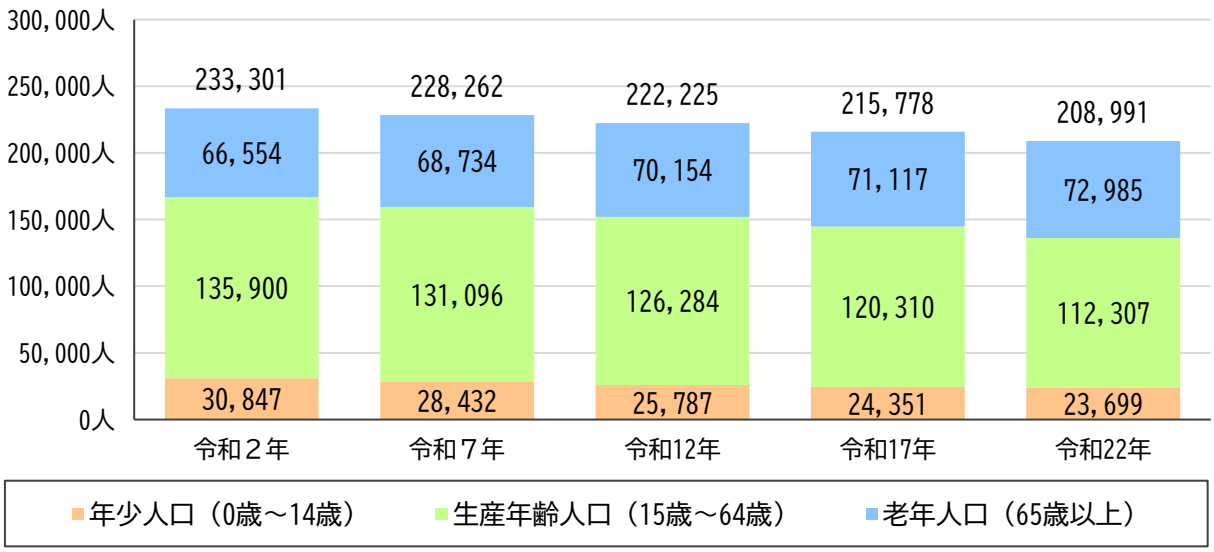


資料：住民基本台帳（各年３月末日現在）

(2)将来推計人口

将来推計人口は、総人口、年少人口及び生産年齢人口が減少傾向、老年人口は増加傾向となり、将来も少子高齢化が進行すると見込まれます。

▼将来人口推計



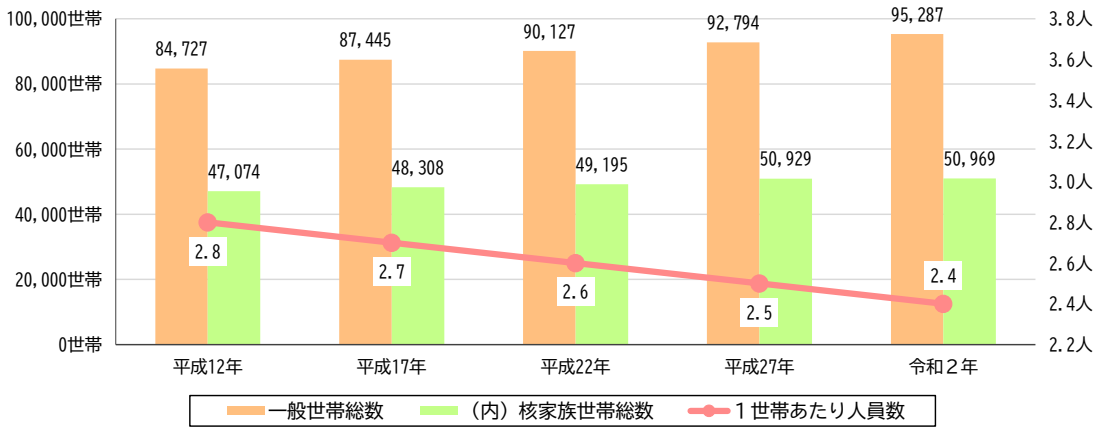
資料：国立社会保障・人口問題研究所（令和２年は国勢調査による実績値）

(3)世帯数と１世帯あたり人員

一般世帯数は平成12年から令和2年まで継続的に増加しています。一般世帯のうち核家族世帯の総数も継続的に増加しています。

1世帯あたりの人員数は、平成12年の2.8人から令和2年の2.4人まで継続的に減少しています。

▼世帯数と平均世帯人員の推移

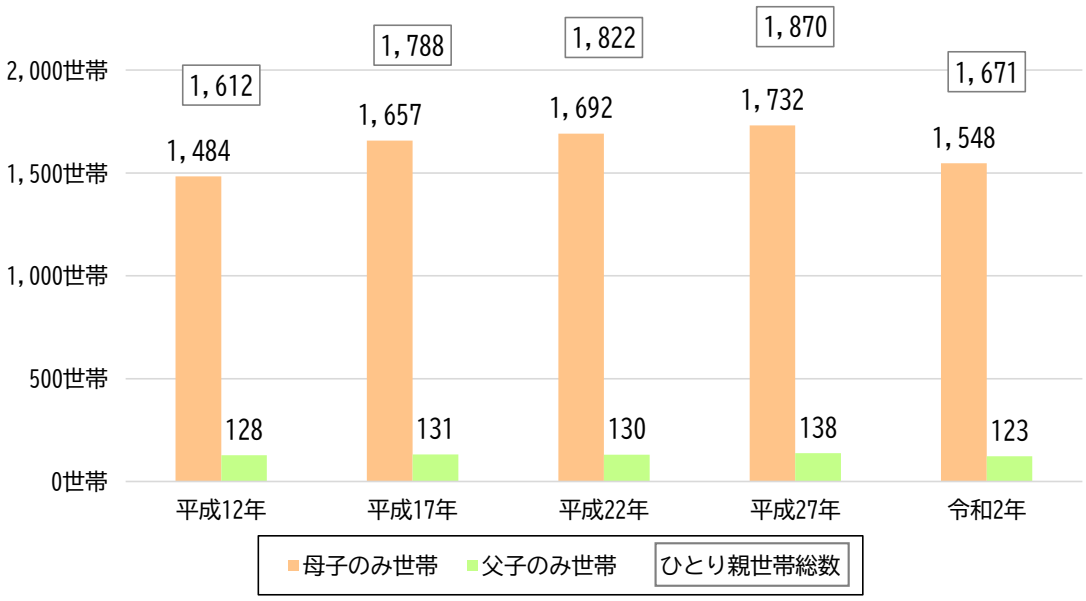


資料：国勢調査（各年）

(4)ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯の総数及び母子のみ世帯は平成27年まで継続的に増加し、令和2年には減少、父子のみ世帯は年により増減があり、平成27年に138世帯、令和2年には123世帯となっています。

▼ひとり親世帯数及び母子のみ世帯数と父子のみ世帯数の推移

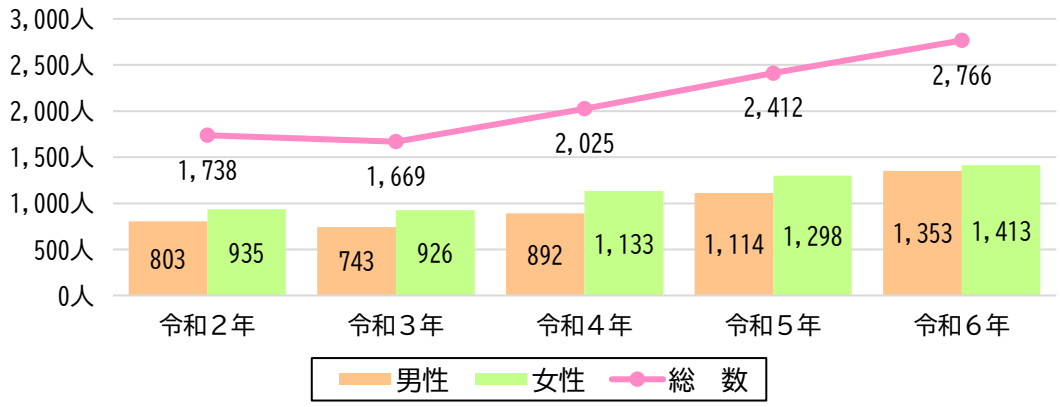


資料：国勢調査（各年）

(5)外国人人口

住民基本台帳による外国人の人口総数は令和2年から令和3年にかけて減少しましたが、その後令和6年までは継続的に増加しています。性別では、各年とも男性より女性の方が多くなっています。

▼外国人人口の推移



資料：佐賀市統計データ（住民基本台帳　各年９月 30 日現在）

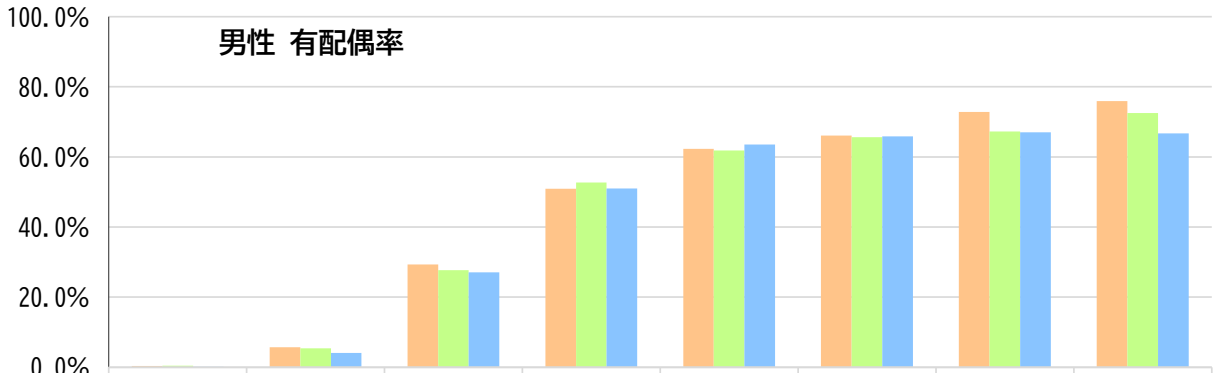
2　結婚・出生・就労

(1)有配偶率

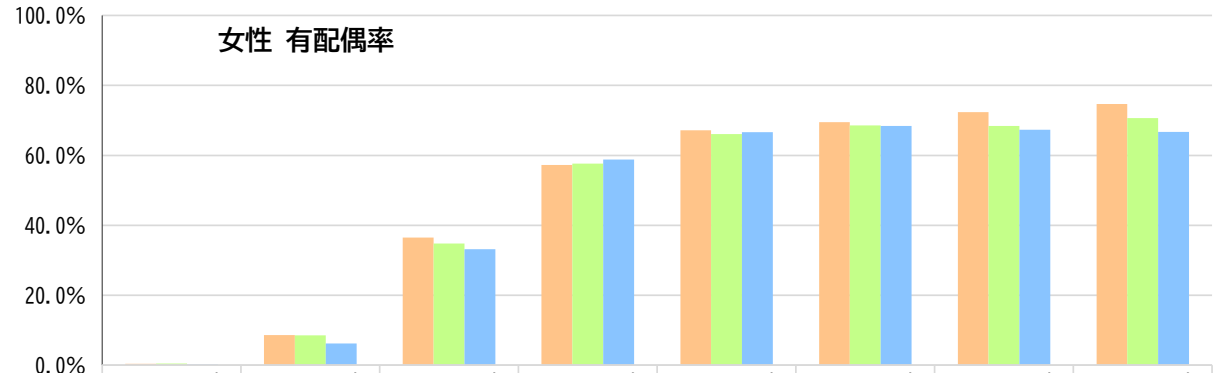
20歳から29歳までの年齢層で有配偶率の推移をみると、男女ともに下降の傾向となっています。

令和2年時点で有配偶率を男女別にみると、25～29歳では男性27.1%、女性33.2%、30～34歳では男性51.0%、女性58.8%、35～39歳では男性63.6%、女性66.6%と、いずれも女性の方が高くなっており、特に20代後半から30代前半では女性と男性の有配偶率の差が大きくなっています。

▼性別・有配偶率の推移



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳
平成22年	0.3	5.7	29.3	50.9	62.3	66.1	72.8	75.9
平成27年	0.4	5.4	27.7	52.7	61.8	65.6	67.3	72.5
令和２年	0.1	4.1	27.1	51.0	63.6	65.9	67.0	66.7



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳
平成22年	0.4	8.6	36.5	57.3	67.2	69.5	72.3	74.7
平成27年	0.5	8.5	34.8	57.6	66.1	68.5	68.4	70.6
令和２年	0.2	6.2	33.2	58.8	66.6	68.4	67.4	66.7

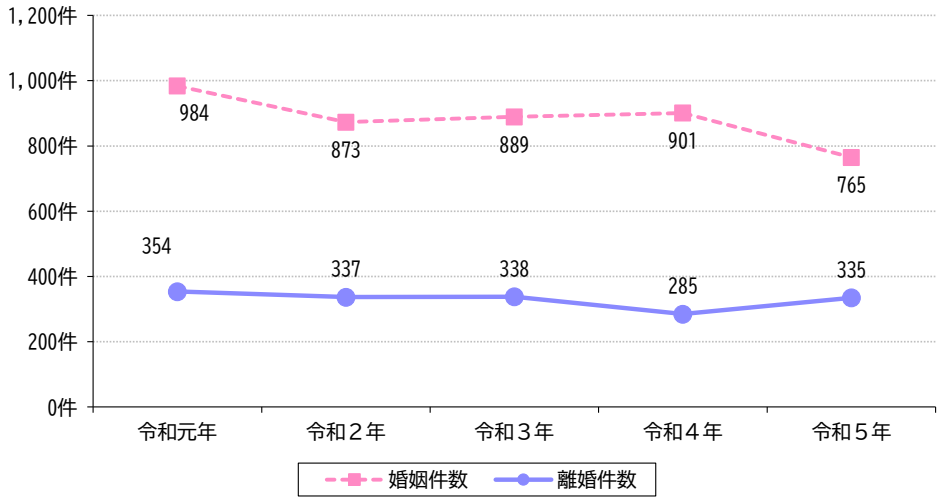
資料：国勢調査（各年）

(2)婚姻・離婚

婚姻件数の推移では、各年の増減はありますが、令和元年の984件が令和5年では765件となっており、総じて減少傾向で推移しています。

離婚件数の推移では、各年で増減はありますが、概ね横ばいとなっています。

▼婚姻件数・離婚件数の推移

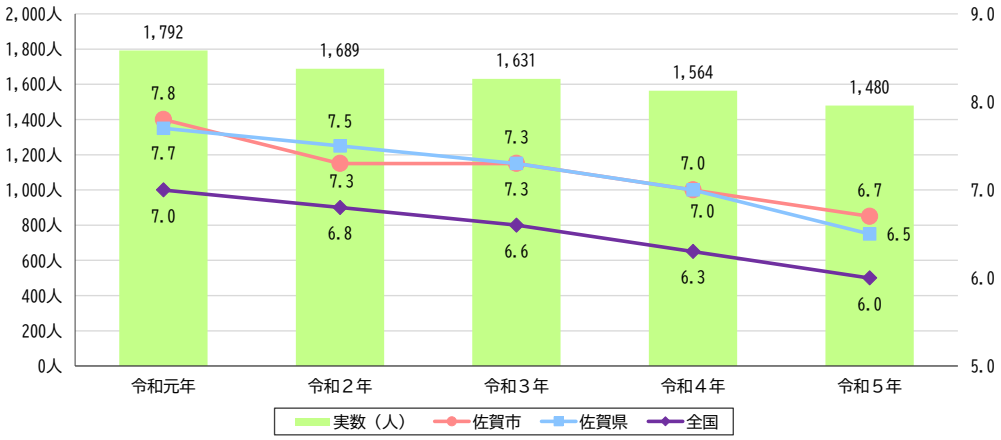


資料：人口動態統計（佐賀県）

(3)出生数と出生率

出生数は令和元年から令和5年にかけて継続的に減少しています。出生率（人口千対）※も令和元年に 7.8 だったものが令和5年には 6.7 まで下降しています。この出生率下降の傾向は、全国・佐賀県とも同様で、令和5年時点の市の出生率は全国・佐賀県より高くなっています。

▼出生数と出生率の推移（全国・佐賀県との比較）



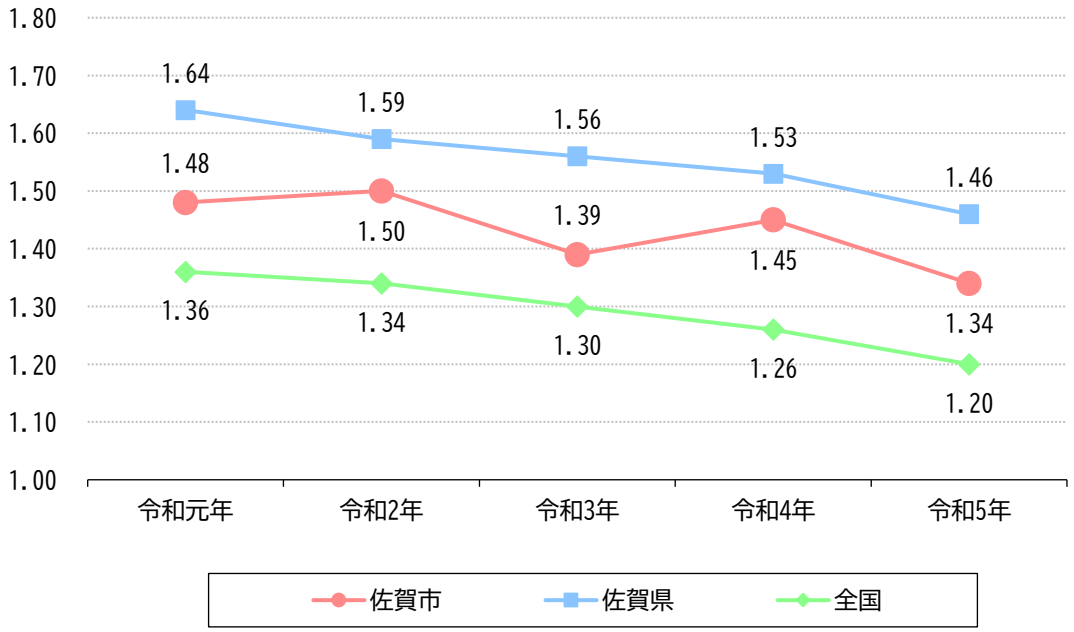
資料：人口動態統計（佐賀県）

※出生率は、人口 1,000 人あたりの１年間の出生数の割合で、単位は‰（パーミル：千分率）となります。

(4)合計特殊出生率

国も佐賀県も合計特殊出生率の下降傾向が続いています。市の合計特殊出生率は令和3年の1.39から令和4年の1.45へと上昇しましたが、令和5年に1.34へと下降しています。各年とも全国の水準を上回っていますが佐賀県全体を下回る状況となっています。

▼合計特殊出生率の推移（全国・佐賀県との比較）



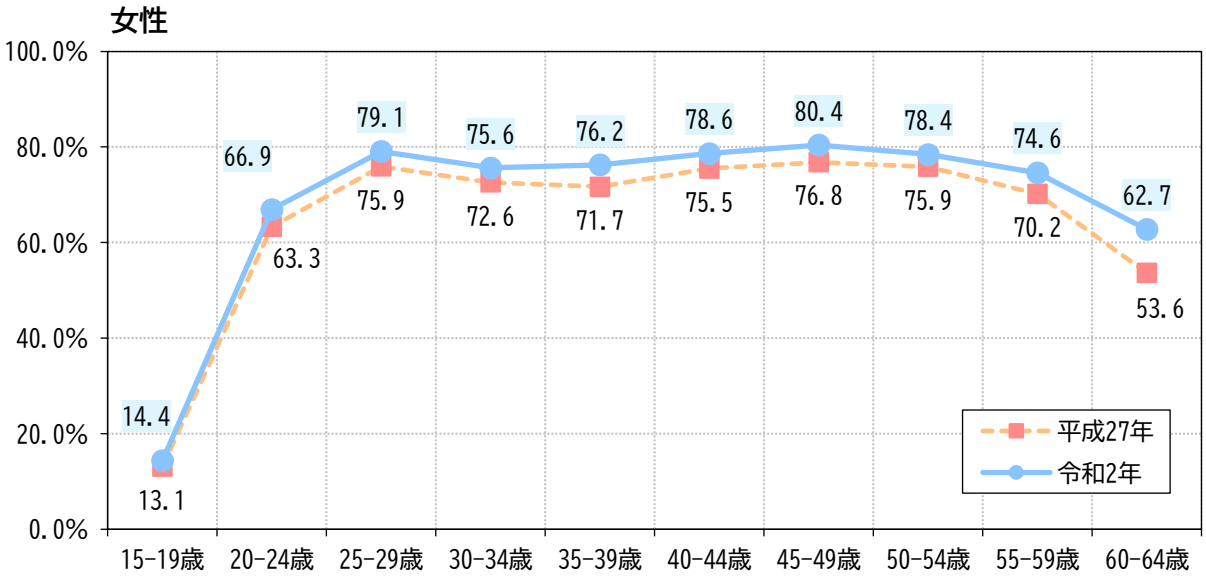
資料：人口動態統計（厚生労働省・佐賀県）、市

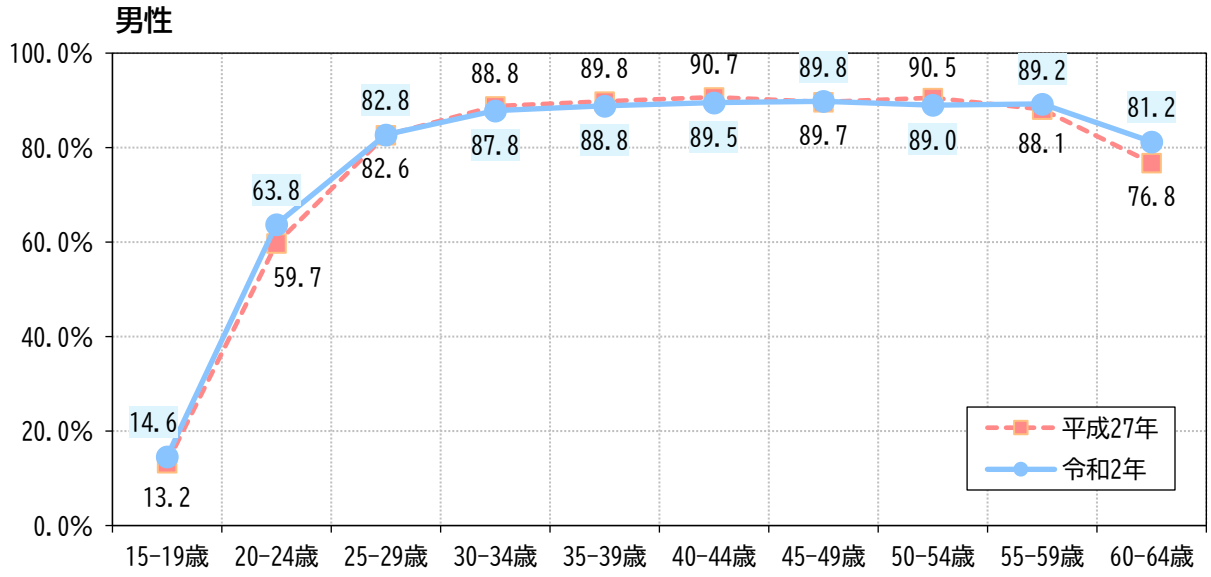
(5)就業率

市の女性・男性の就業率を平成27年と令和2年で比較すると、女性では各年齢層で上昇がみられます。女性の就労状況において、働く女性の割合が30歳代で一旦低くなる「M字曲線」の傾向がみられるものの、そのカーブは緩やかです。

なお、男性ではほとんど差がみられない状況です。

▼女性・男性の年齢層別就業率の推移





資料：国勢調査（各年）

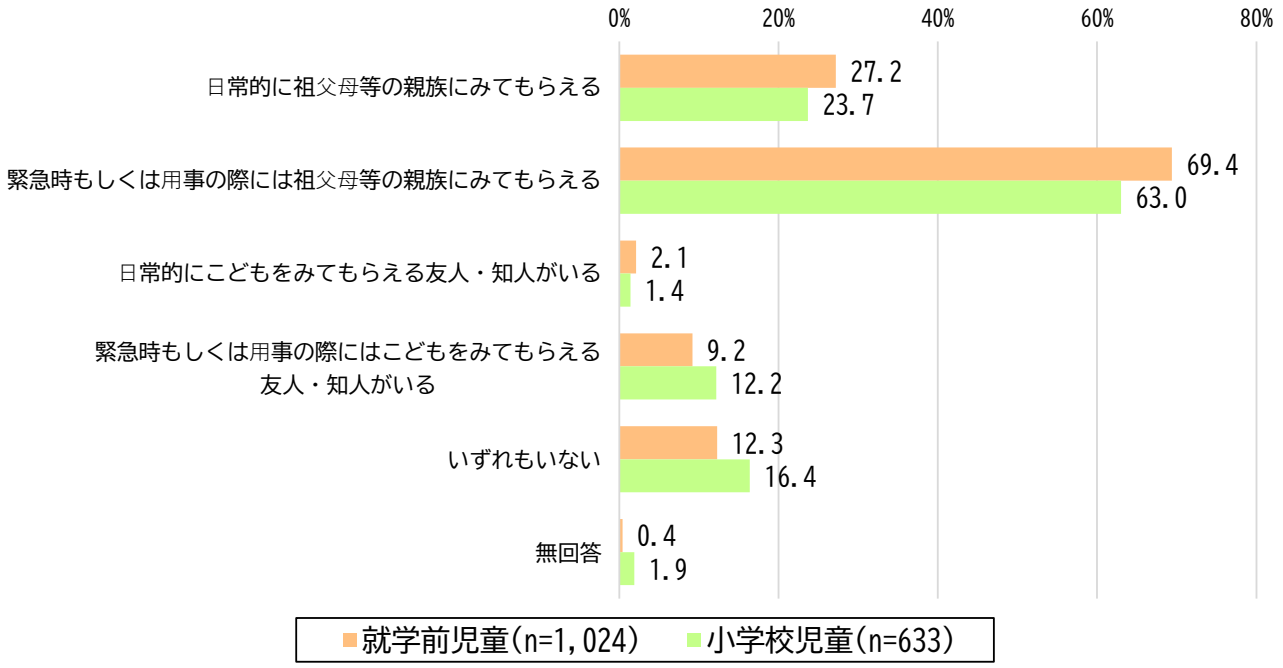
3　こども・若者のさまざまな状況

(1)日頃、こどもをみてもらえる親族・知人の有無

就学前児童の保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(69.4%)が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(27.2%)、「いずれもいない」(12.3%)となっています。

小学校児童の保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(63.0%)が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(23.7%)、「いずれもいない」(16.4%)となっています。

▼日頃、こどもをみてもらえる親族・知人の有無



(複数回答)

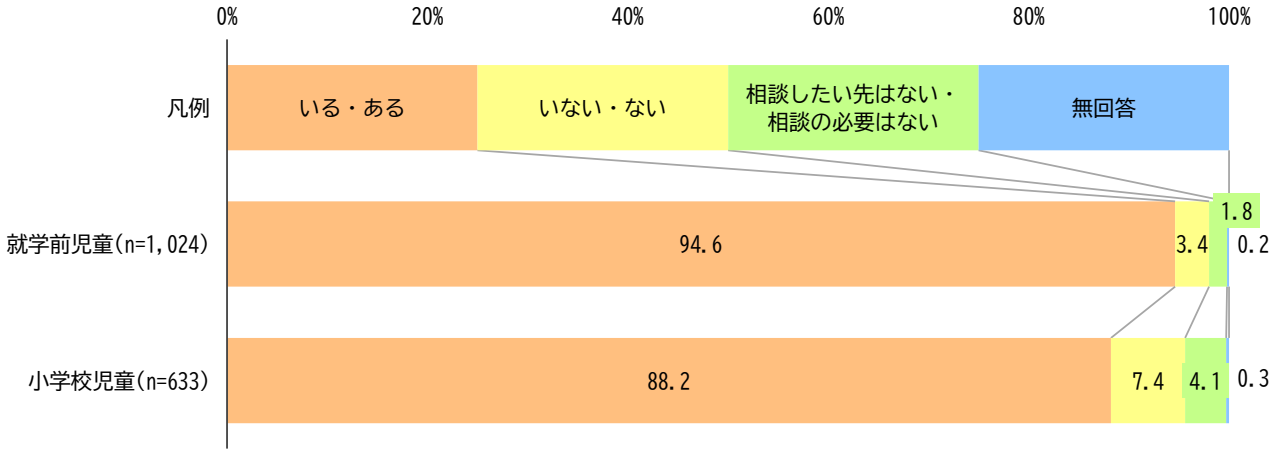
資料：「第３期佐賀市子ども・子育て支援事業計画」策定に係る意識調査

(2)子育て(教育)をする上で気軽に相談できる人・場所の有無

就学前児童の保護者では、「いる・ある」(94.6%)が最も多く、次いで「いない・ない」(3.4%)、「相談したい先はない・相談の必要はない」(1.8%)となっています。

小学校児童の保護者では、「いる・ある」(88.2%)が最も多く、次いで「いない・ない」(7.4%)、「相談したい先はない・相談の必要はない」(4.1%)となっています。

▼子育て（教育）をする上で気軽に相談できる人・場所の有無

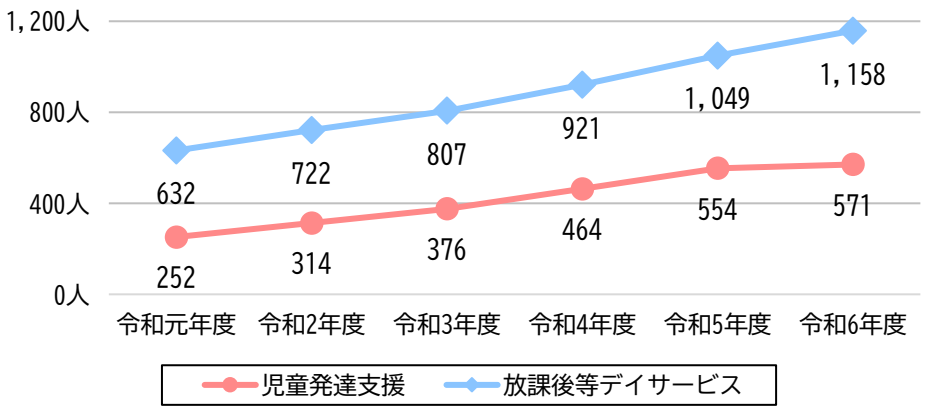


資料：「第３期佐賀市子ども・子育て支援事業計画」策定に係る意識調査

(3)児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者の推移

障害児通所支援のうち児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者はいずれも継続的に増加しており、令和6年度は「児童発達支援」が571人、「放課後等デイサービス」が1,158人の利用となっています。

▼児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者数の推移



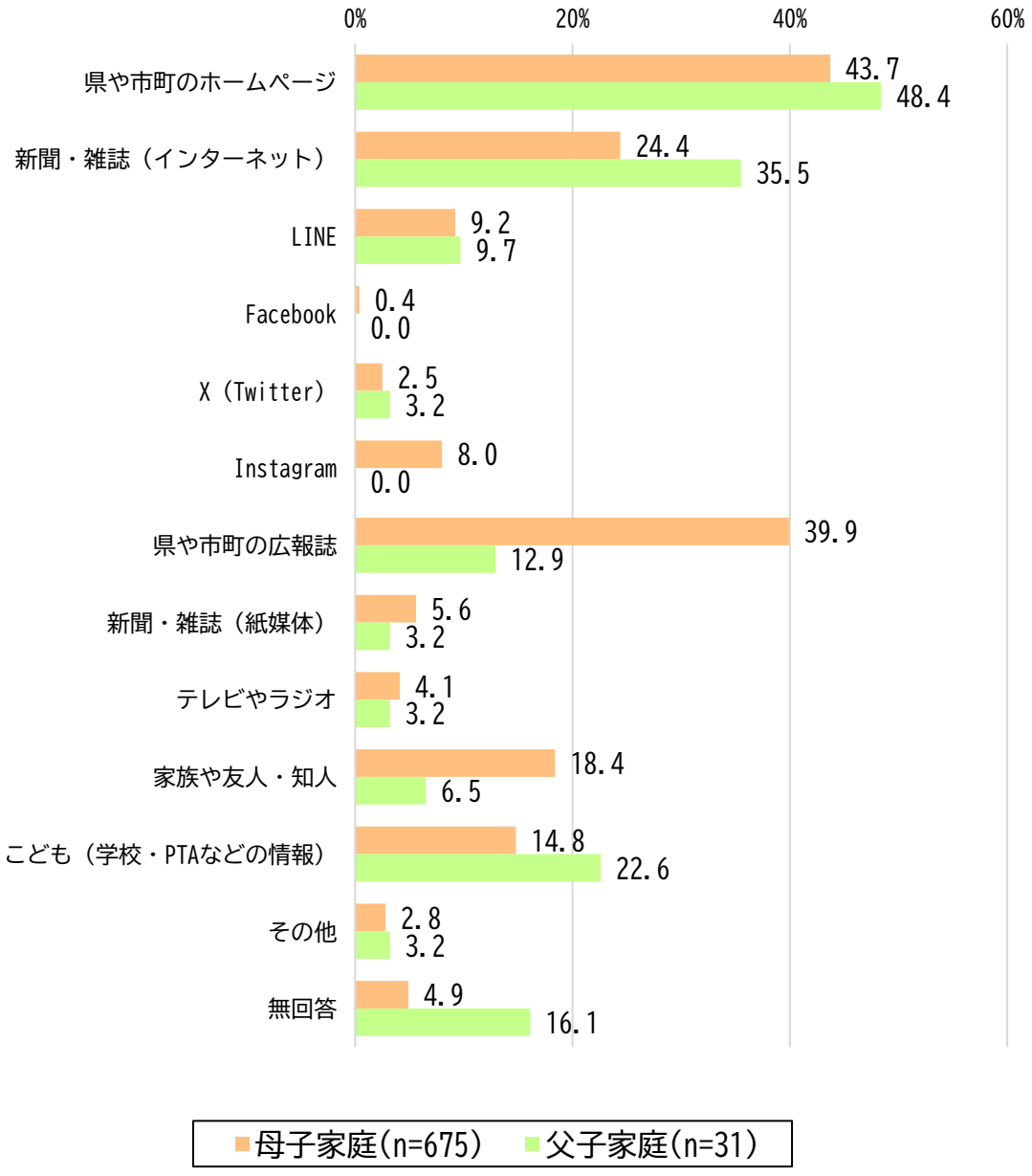
資料：佐賀市障がい福祉課（各年度の利用者数）

(4)ひとり親家庭が公的サービスの情報を得る手段

ひとり親家庭が県や市町からの情報を得る手段として、母子家庭は「県や市町のホームページ」が43.7%で最も高くなっています。次いで「県や市町の広報誌」39.9%、「新聞・雑誌(インターネット)」24.4%の順になっています。父子家庭でも「県や市町のホームページ」の割合が48.4%と最も高く、順に「新聞・雑誌(インターネット)」35.5%、「こども(学校・PTAなどの情報)」22.6%となっています。

母子家庭・父子家庭ともに上位2つはネットからの情報収集となっています。

▼ひとり親家庭が公的サービスの情報を得る手段



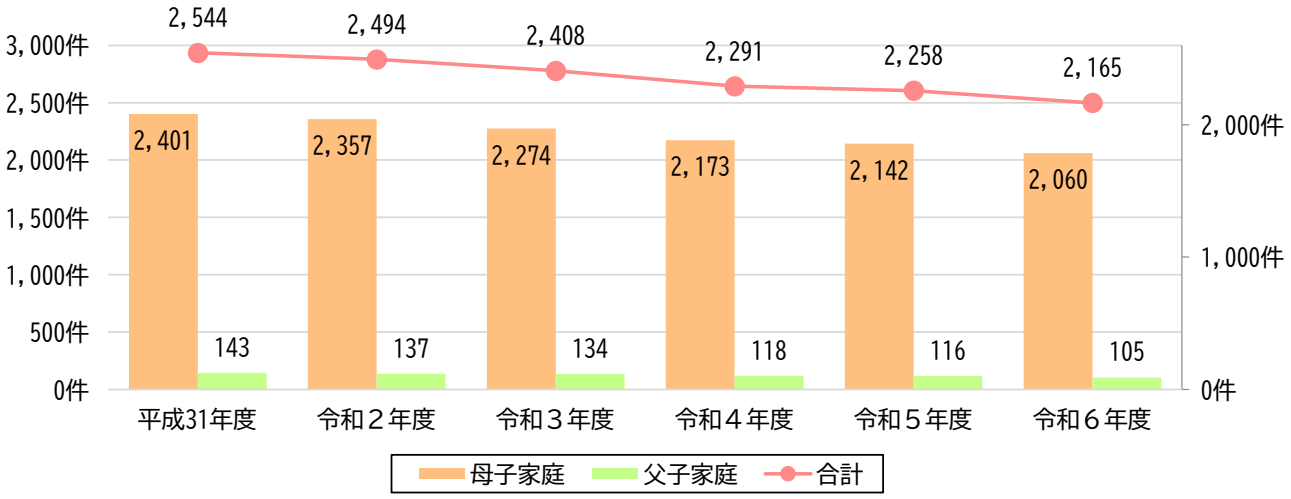
資料：ひとり親家庭等実態調査（令和５年）

(5)ひとり親家庭等医療費助成事業の対象世帯数

ひとり親家庭等医療費助成事業は、母子家庭、父子家庭の方が健康保険により医療機関で診療を受けた際に、医療費の自己負担金の一部を助成※するものです。

対象世帯数は、平成31年度から令和6年度まで母子家庭、父子家庭ともに継続的に減少しています。また、対象世帯のうち父子家庭の割合は5%程度で推移しています。

▼ひとり親家庭等医療費助成事業の対象世帯数の推移



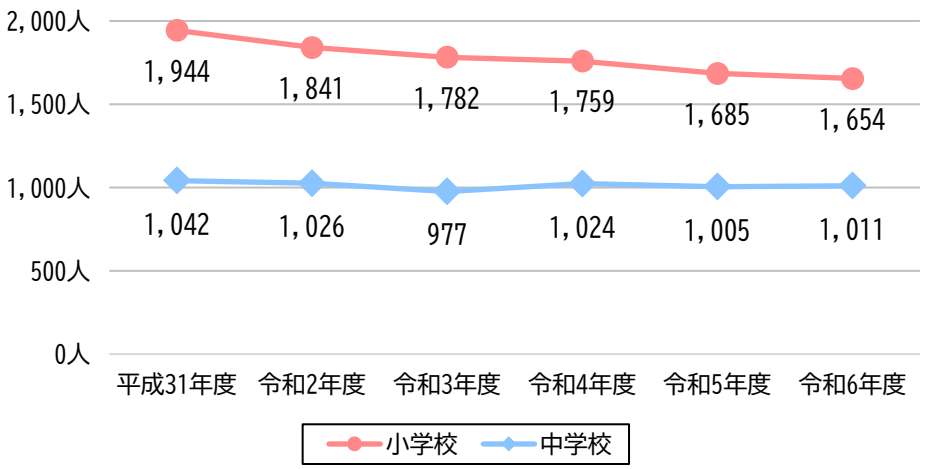
資料：佐賀市福祉総務課・こども家庭課（各年度末時点）

※所得制限があります。

(6)小･中学校における就学援助決定者数

就学援助は、経済的な理由により学用品費などの支払いに困っている家庭に、その費用の一部を援助する制度です。申請により援助が決定した人(家庭)の数は、小学校では減少の傾向、中学校ではほぼ横ばいとなっています。

▼小・中学校における就学援助決定者数の推移



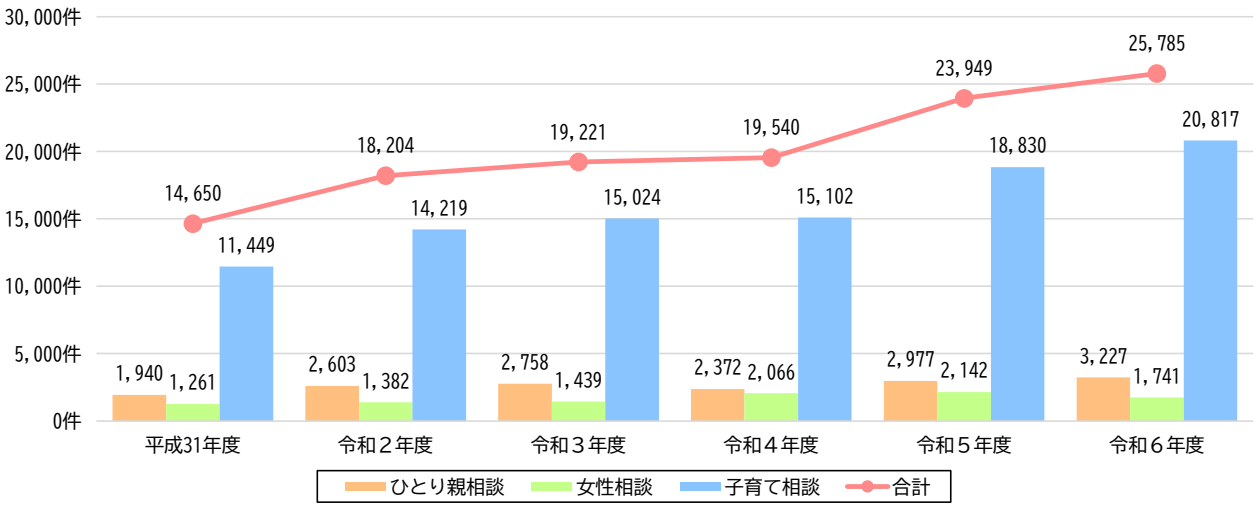
資料：佐賀市教育委員会学事課（年度末実績）

(7)家庭児童相談室の相談員による相談対応件数

家庭に関するさまざまな悩みごとに、専門の相談員が応じる家庭児童相談室の相談対応件数は、平成31年度から令和6年度まで増加が続いています。データは「対応した件数」であり、背景として相談内容の多様化等も考えられますが、相談室の存在や相談の方法などの周知が広がってきたことも要因として考えられます。

相談内容別にみると、ひとり親相談は、途中減少する年がみられるものの増加傾向にあり、子育て相談は継続的に件数が増えています。女性相談は、令和6年度の件数が前年度よりも減少しました。

▼家庭児童相談室の相談員による相談内容別対応件数の推移



資料：佐賀市こども家庭課

4　こども・子育て支援に関する状況

(1)就学前児童の教育・保育施設数の状況

子育て関係施設の総数は年により増減がみられますが、ほぼ横ばいで推移しています。施設類型では、私立等の認定こども園のうち、幼保連携型と保育所型で増加傾向となっています。

▼施設数の推移

			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
市立	① 保育所（公立）		4	4	4	4	4	3
	② 幼稚園（公立）		1	1	1	1	1	0
	③ 認定こども園（幼保連携型）		0	0	0	0	0	1
私立等	④ 認定こども園（幼保連携型）		19	19	20	21	22	24
	⑤ 認定こども園（幼稚園型）		11	11	11	11	11	12
	⑥ 認定こども園（保育所型）		1	1	1	4	7	15
	⑦ 保育園（私立）		30	30	30	26	23	14
	⑧ 幼稚園（私立）		14	14	13	13	12	9
	⑨ 幼稚園（国立大学附属）		1	1	1	1	1	1
	⑩ 家庭的保育事業	地域型保育事業	1	0	0	0	1	1
	⑪ 小規模保育事業A型	地域型保育事業	20	21	22	22	21	22
	⑫ 小規模保育事業B型	地域型保育事業	3	3	2	1	1	1
	⑬ 小規模保育事業C型	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	⑭ 居宅訪問型保育事業	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	⑮ 小規模型事業所内保育事業	地域型保育事業	2	3	3	4	4	3
	⑯ 保育所型事業所内保育事業	地域型保育事業	2	2	2	1	1	1
	⑰ 認可外保育施設（企業主導型保育事業）		10	11	14	14	14	13
	⑱ 認可外保育施設（企業主導型保育事業以外）		27	27	24	26	27	27
計			146	148	148	149	150	147

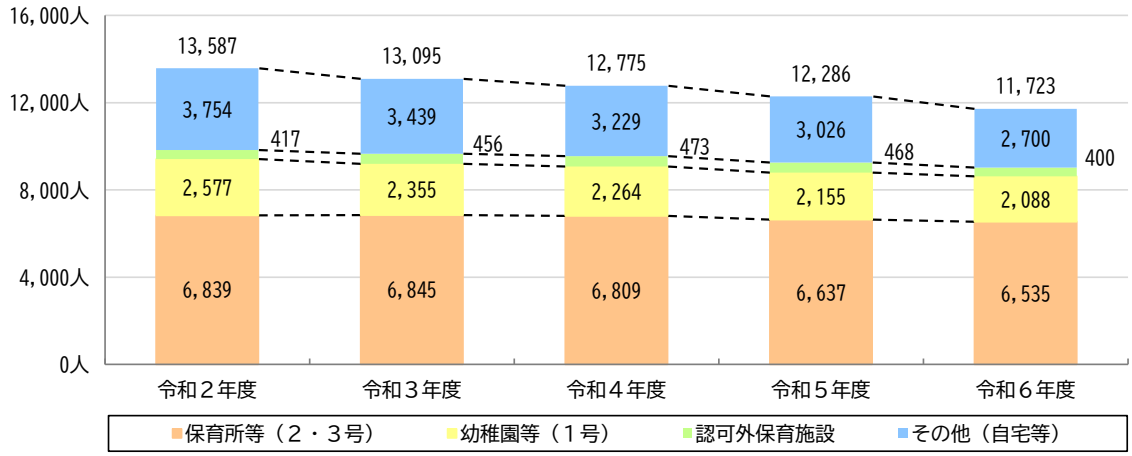
資料：佐賀市保育幼稚園課（各年度３月 31 日時点）

(2)就学前児童の保育等の状況

就学前児童の総数は、減少傾向にあります。

就学前児童の保育等の状況の推移をみると、保育所等や幼稚園等の利用児童数は減少傾向にあります。認可外保育施設の利用児童数は増加傾向でしたが、令和5年度から2年連続で減少しています。また、その他（自宅等）の割合が年々減少しています。

▼就学前児童の保育等の状況の推移



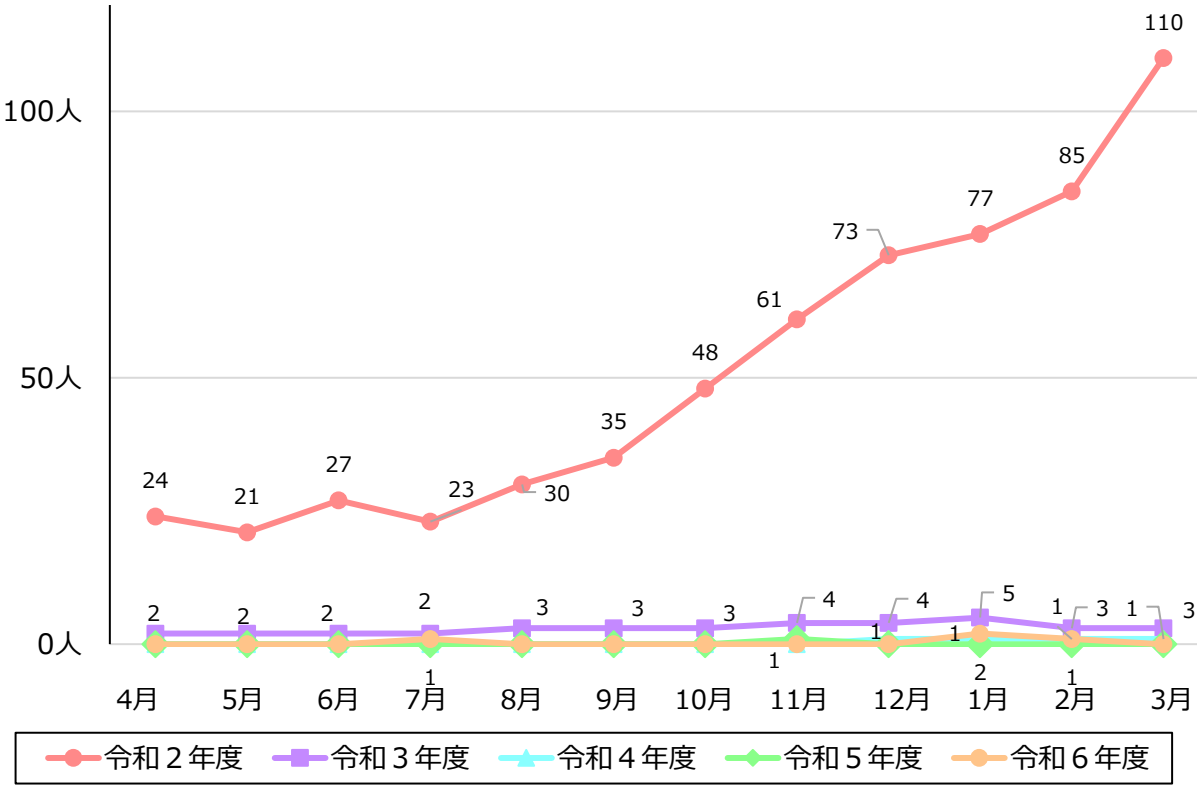
資料：佐賀市保育幼稚園課（各年度３月31日時点、幼稚園（私学助成）の児童数のみ５月１日時点）

(3)就学前待機児童の状況

就学前の待機児童数は、年度初めの4月に最も少なく年度末に最も多くなる傾向があります。これは、0歳児以外の入所申込の多くは4月に行われますが、0歳児の申込は育児休業明けなどに随時行われるためです。

市では、定員増等により待機児童の対応を図ってきたことで、令和4年度以降は年間を通してほぼ0人となっています。

▼待機児童数の推移



※グラフ内数値表示では「0」を省略しています。

（単位:人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度	24	21	27	23	30	35	48	61	73	77	85	110
令和3年度	2	2	2	2	3	3	3	4	4	5	3	3
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	1	0

資料:佐賀市保育幼稚園課

(4)放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブ実施校区は、令和3年度から令和7年度の5年間で増減はなく、支援単位※数は継続的に増加傾向にあります。

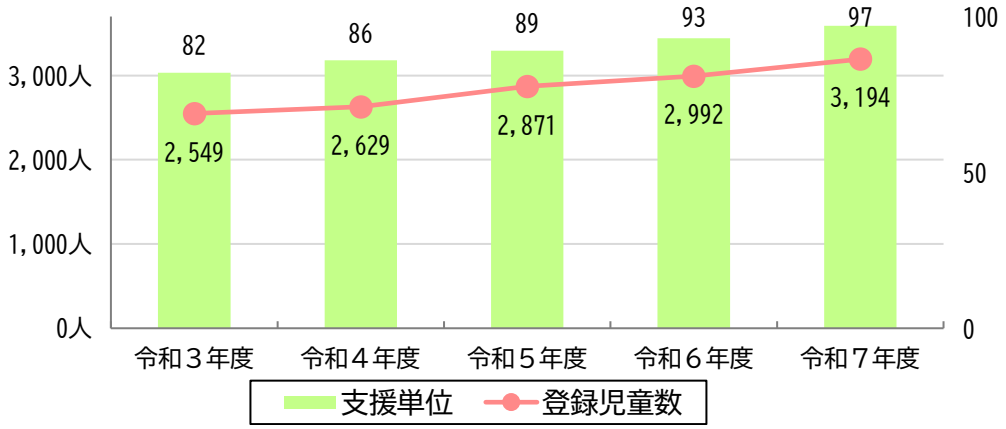
登録児童数は令和3年度の2,549人から令和7年度の3,194人へと年々増加しています。

▼放課後児童クラブの実施校区数の推移

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
学校（校区）数	36	36	36	36	36
実施校区数	35	35	35	35	35

※学校(校区)数には、佐賀大学教育学部附属小学校を含む。

▼放課後児童クラブの登録児童数と支援単位の推移



※支援単位:「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により、児童の集団の規模を示す基準としているもの。市では、1単位を構成する児童の数はおおむね 40 人以下としている。

資料:佐賀市こども政策課(各年度 4 月 1 日時点)

4 第３期 佐賀市子ども・子育て支援事業計画[令和７年３月策定]

1 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法第61条第2項」では、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

本市では、市全域を一つの区域として、教育・保育の提供体制の確保にあたります。

2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

第3期計画期間における教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保についての考え方は、次のとおりです。

◆「量の見込み」の考え方

第2期計画期間の教育・保育の実績（令和2年度～令和5年度）から見込みました。

◆「確保の方策（目標事業量）」の考え方

（1）定員の適正化が図られているため、「施設の定員増による提供体制の確保」や「新規開設」は行わないものとします。

※例外として、令和6年度末時点で存在する保育所及び幼稚園が認定こども園へ移行する場合は、施設の新規開設を認めるものとします。

※例外として、令和6年度末時点で存在する認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）が認可施設に移行する場合は、施設の新規開設を認めるものとします。ただし、移行に伴う定員増は認めないものとします。

（2）今後、量の確保から質の向上へシフトしていくことを念頭に置きながら、以下の視点などから施策の展開を図ります。

・子育てに関わる新たなニーズへの対応
・配慮が必要な児童等への支援
・保育従事者の負担軽減への取組
・保育従事者の人材確保・職場環境改善への取組
・施設や人材を活用した「施設の多機能化」の推進

○実績

区分				令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（見込み）
人口	A		0歳児	3,419	3,294	3,259	2,983	2,865
			1歳児	1,901	1,811	1,700	1,776	1,602
			2歳児	1,971	1,916	1,848	1,711	1,787
			3～5歳児	6,296	6,074	5,968	5,816	5,562
			合計	**13,587**	**13,095**	**12,775**	**12,286**	**11,816**
市内児童で市内施設利用 ※事業所内保育事業の従業員枠を除く。	B	3号	0歳児	933	919	1,003	976	937
			1歳児	1,189	1,145	1,110	1,182	1,065
			2歳児	1,133	1,181	1,148	1,106	1,154
		2号	3～5歳児	3,750	3,758	3,737	3,676	3,515
		1号	3～5歳児	2,556	2,342	2,243	2,135	2,041
		合計		**9,561**	**9,345**	**9,241**	**9,075**	**8,712**
市外児童で市内施設利用	C	3号	0歳児	20	20	19	21	21
			1歳児	21	23	21	31	31
			2歳児	31	19	34	26	26
		2号	3～5歳児	112	102	103	102	102
		1号	3～5歳児	137	125	116	115	115
		合計		**321**	**289**	**293**	**295**	**295**
企業主導型保育事業利用 ※従業員枠を除く。	D	3号	0歳児	45	50	50	49	49
			1歳児	18	21	31	24	24
			2歳児	13	6	9	16	16
		2号	3～5歳児	6	19	14	16	16
		1号	3～5歳児	-	-	-	-	-
		合計		**82**	**96**	**104**	**105**	**105**
園指定待機児童数	E	3号	0歳児	158	214	276	251	251
			1歳児	43	53	34	36	36
			2歳児	22	14	18	11	11
		2号	3～5歳児	3	3	2	5	5
		1号	3～5歳児	-	-	-	-	-
		合計		**226**	**284**	**330**	**303**	**303**
入所児童数 市内施設利用 B＋C＋D－E	F	3号	0歳児	840	775	796	795	756
			1歳児	1,185	1,136	1,128	1,201	1,084
			2歳児	1,155	1,192	1,173	1,137	1,185
		2号	3～5歳児	3,865	3,876	3,852	3,789	3,628
		1号	3～5歳児	2,693	2,467	2,359	2,250	2,156
		合計		**9,738**	**9,446**	**9,308**	**9,172**	**8,809**
利用定員数 市内施設 H＋I＋J	G	3号	0歳児	817	807	804	803	810
			1歳児	1,117	1,140	1,141	1,150	1,163
			2歳児	1,275	1,287	1,286	1,288	1,293
		2号	3～5歳児	3,557	3,613	3,564	3,584	3,595
		1号	3～5歳児	3,506	3,225	3,220	3,130	2,932
		合計		**10,272**	**10,072**	**10,015**	**9,955**	**9,793**
教育・保育施設 ・保育所 ・認定こども園 ・幼稚園	H	3号	0歳児	660	652	647	648	655
			1歳児	956	965	977	983	996
			2歳児	1,109	1,105	1,107	1,112	1,117
		2号	3～5歳児	3,529	3,591	3,544	3,559	3,570
		1号	3～5歳児	3,506	3,225	3,220	3,130	2,932
		合計		**9,760**	**9,538**	**9,495**	**9,432**	**9,270**
地域型保育事業 ※事業所内保育事業の従業員枠を除く。	I	3号	0歳児	123	120	116	114	114
			1歳児	134	135	131	130	130
			2歳児	143	145	140	139	139
		2号	3～5歳児	-	-	-	-	-
		1号	3～5歳児	-	-	-	-	-
		合計		**400**	**400**	**387**	**383**	**383**
企業主導型保育事業 ※従業員枠を除く。	J	3号	0歳児	34	35	41	41	41
			1歳児	27	40	33	37	37
			2歳児	23	37	39	37	37
		2号	3～5歳児	28	22	20	25	25
		1号	3～5歳児	-	-	-	-	-
		合計		**112**	**134**	**133**	**140**	**140**
過不足 **（利用定員数－入所児童数）** **G－F**		3号	0歳児	-23	32	8	8	54
			1歳児	-68	4	13	-51	79
			2歳児	120	95	113	151	108
		2号	3～5歳児	-308	-263	-288	-205	-33
		1号	3～5歳児	813	758	861	880	776
		合計		**534**	**626**	**707**	**783**	**984**
施設利用率 （入所児童数÷人口推計） B÷A		3号	0歳児	0.272	0.278	0.307	0.327	0.327
			1歳児	0.625	0.632	0.652	0.665	0.665
			2歳児	0.574	0.616	0.621	0.646	0.646
		2号	3～5歳児	0.595	0.618	0.626	0.632	0.632
		1号	3～5歳児	0.405	0.385	0.375	0.367	0.367

※０歳児の児童数については、２学年分（「４月１日には生まれておらず、年度途中に生まれた学年」と「前年度に生まれたものの、４月１日時点では０歳の学年」） を集計しています。

○教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

区分				令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人口	A		0歳児	2,852	2,832	2,805	2,778	2,751
			1歳児	1,490	1,483	1,476	1,462	1,448
			2歳児	1,612	1,500	1,492	1,486	1,471
			3～5歳児	5,439	5,201	4,987	4,686	4,556
			合計	**11,393**	**11,016**	**10,760**	**10,412**	**10,226**
市内児童で市内施設利用 ※事業所内保育事業の従業員枠を除く。	B	3号	0歳児	933	926	917	908	900
			1歳児	991	986	982	972	963
			2歳児	1,041	969	964	960	950
		2号	3～5歳児	3,437	3,287	3,152	2,962	2,879
		1号	3～5歳児	1,996	1,909	1,830	1,720	1,672
			合計	**8,398**	**8,077**	**7,845**	**7,522**	**7,364**
市外児童で市内施設利用	C	3号	0歳児	21	21	21	21	21
			1歳児	31	31	31	31	31
			2歳児	26	26	26	26	26
		2号	3～5歳児	102	102	102	102	102
		1号	3～5歳児	115	115	115	115	115
			合計	**295**	**295**	**295**	**295**	**295**
企業主導型保育事業利用 ※従業員枠を除く。	D	3号	0歳児	49	49	49	49	49
			1歳児	24	24	24	24	24
			2歳児	16	16	16	16	16
		2号	3～5歳児	16	16	16	16	16
		1号	3～5歳児	-	-	-	-	-
			合計	**105**	**105**	**105**	**105**	**105**
園指定待機児童数	E	3号	0歳児	251	251	251	251	251
			1歳児	36	36	36	36	36
			2歳児	11	11	11	11	11
		2号	3～5歳児	5	5	5	5	5
		1号	3～5歳児	-	-	-	-	-
			合計	**303**	**303**	**303**	**303**	**303**
量の見込み 市内施設利用 B＋C＋D－E	F	3号	0歳児	752	745	736	727	719
			1歳児	1,010	1,005	1,001	991	982
			2歳児	1,072	1,000	995	991	981
		2号	3～5歳児	3,550	3,400	3,265	3,075	2,992
		1号	3～5歳児	2,111	2,024	1,945	1,835	1,787
			合計	**8,495**	**8,174**	**7,942**	**7,619**	**7,461**
提供体制の確保 市内施設 H＋I＋J	G	3号	0歳児	810	810	810	810	810
			1歳児	1,163	1,163	1,163	1,163	1,163
			2歳児	1,293	1,293	1,293	1,293	1,293
		2号	3～5歳児	3,595	3,595	3,595	3,595	3,595
		1号	3～5歳児	2,932	2,932	2,932	2,932	2,932
			合計	**9,793**	**9,793**	**9,793**	**9,793**	**9,793**
教育・保育施設 ・保育所 ・認定こども園 ・幼稚園	H	3号	0歳児	655	655	655	655	655
			1歳児	996	996	996	996	996
			2歳児	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117
		2号	3～5歳児	3,570	3,570	3,570	3,570	3,570
		1号	3～5歳児	2,932	2,932	2,932	2,932	2,932
			合計	**9,270**	**9,270**	**9,270**	**9,270**	**9,270**
地域型保育事業 ※事業所内保育事業の従業員枠を除く。	I	3号	0歳児	114	114	114	114	114
			1歳児	130	130	130	130	130
			2歳児	139	139	139	139	139
		2号	3～5歳児	0	0	0	0	0
		1号	3～5歳児	-	-	-	-	-
			合計	**383**	**383**	**383**	**383**	**383**
企業主導型保育事業 ※従業員枠を除く。	J	3号	0歳児	41	41	41	41	41
			1歳児	37	37	37	37	37
			2歳児	37	37	37	37	37
		2号	3～5歳児	25	25	25	25	25
		1号	3～5歳児	-	-	-	-	-
			合計	**140**	**140**	**140**	**140**	**140**
過不足 **（提供体制の確保－量の見込み）** **G－F**		3号	0歳児	58	65	74	83	91
			1歳児	153	158	162	172	181
			2歳児	221	293	298	302	312
		2号	3～5歳児	45	195	330	520	603
		1号	3～5歳児	821	908	987	1,097	1,145
			合計	**1,298**	**1,619**	**1,851**	**2,174**	**2,332**
施設利用率 （入所児童数÷人口推計） B÷A		3号	0歳児	0.327	0.327	0.327	0.327	0.327
			1歳児	0.665	0.665	0.665	0.665	0.665
			2歳児	0.646	0.646	0.646	0.646	0.646
		2号	3～5歳児	0.632	0.632	0.632	0.632	0.632
		1号	3～5歳児	0.367	0.367	0.367	0.367	0.367

3　地域子ども・子育て支援事業の提供体制

◆地域子ども･子育て支援事業一覧

No		事業名	担当部署	事業実施地域
(1)	ア	利用者支援事業（基本型・特定型）	保育幼稚園課	市全域
	イ	利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）	こども健康課	
	ウ	利用者支援事業（こども家庭センター型）	こども家庭課	
(2)		延長保育事業（２号、３号認定の児童）	保育幼稚園課	
(3)		実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育幼稚園課	
(4)		多様な事業者の参入促進・能力活用事業	保育幼稚園課	
(5)		放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	こども政策課	
(6)		子育て短期支援事業	こども家庭課	
(7)		乳幼児家庭全戸訪問事業	こども健康課	
(8)	ア	養育支援訪問事業	こども家庭課	
	イ	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		
	ウ	子育て世帯訪問支援事業		
(9)		地域子育て支援拠点事業	保育幼稚園課	
(10)	ア	一時預かり事業（未就園児）	保育幼稚園課	
	イ	一時預かり事業（１号認定の児童）		
(11)		病児・病後児保育事業	こども政策課	
(12)		子育て援助活動支援事業	保育幼稚園課	
(13)		妊婦健康診査	こども健康課	
(14)		産後ケア事業	こども健康課	
(15)		乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育幼稚園課	

（１）ア 利用者支援事業（基本型・特定型）

◆事業内容

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設等の保育サービスや子育て支援に関する情報提供及び個別のニーズ等に基づいた助言や支援等を行うとともに、利用者が必要とする支援につながるよう、地域関係機関との連絡調整等、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

量の見込みの考え方	保育園等への入所申込の窓口であるとともに、各事業の担当職員が配置されている佐賀市役所本庁舎（１箇所）と令和８年度から地域子育て支援拠点（２箇所）で実施
確保の方策の考え方	保育幼稚園課の窓口と地域子育て支援拠点に専門相談員を配置し、必要に応じて各事業の担当職員とともに必要な情報提供、相談対応等を行うよう努めます。

〇第３期計画の目標事業量　（単位：箇所）

指　標	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	3	3	3	3
確保の方策	1	3	3	3	3

（１）イ 利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）

◆事業内容

妊婦等に対して面談等を実施することにより、妊娠、出産または育児に関する困りごとや不安に対する相談に応じ、母子保健及び子育てに関する情報の提供や必要なサービスにつなぐ事業です。

量の見込みの考え方	各年度の妊娠届出数及び出生数を推測し、妊娠届出時面談、妊娠８か月面談（希望者のみ）、出生後面談の実施数を算出
確保の方策の考え方	こども家庭センターの窓口に助産師等を配置し、必要に応じて各事業の担当職員とともに必要な情報提供、相談支援を行うよう努めます。

〇第３期計画の目標事業量　（単位：件）

指　標	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,785	2,729	2,675	2,621	2,569
確保の方策	2,785	2,729	2,675	2,621	2,569

（1）ウ 利用者支援事業（こども家庭センター型）

◆事業内容

母子保健と児童福祉が連携･協働して、全ての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない対応などの相談支援体制を構築します。併せて、特定妊婦、産後うつ、障がいがある方への対応や地域資源の開拓など、多様なニーズに対応できるような体制整備を行う事業です。

量の見込みの考え方	実績から算出
確保の方策の考え方	子育てに関する切れ目ない支援を行うよう努めます。 【算定方法】 量の見込み（需要量）と同数

○第３期計画の目標事業量　（単位：箇所）

指　標	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の方策	1	1	1	1	1

（2）延長保育事業（２号、３号認定の児童）

◆事業内容

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園、地域型保育事業において保育を実施する事業です。

量の見込みの考え方	利用実績から算出（２号、３号認定児童の推計値×利用率の推計値）
確保の方策の考え方	全ての利用希望者が利用できる現体制の維持に努めます。 【算定方法】 市内施設を利用している２号、３号認定児童数×利用率〔令和２～５年度の平均値〕

○第３期計画の目標事業量　（単位：人日）

指　標	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	47,332	45,592	44,461	42,887	42,074
確保の方策	47,332	45,592	44,461	42,887	42,074

（３）実費徴収に係る補足給付を行う事業

◆事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等または特定子ども・子育て支援を受けたこどもの保護者が支払うべき費用の全部または一部を助成する事業です。

◆確保の方策

幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年10月から事業を開始しており、今後も給付対象者を適切に把握し、必要な給付を行うことで、保護者の負担軽減を図ります。

（４）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

◆事業内容

認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

◆確保の方策

国が示す基準等をもとに、対象事業者等への適切な支援を実施していきます。

（５）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

◆事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の教室、専用館、児童館等を利用して適切な生活の場を与えて、児童の健全育成・安全確保等を図る事業です。

量の見込みの考え方	小学校児童数推移推計及び利用継続率（１～３年生）並びに他市利用率調査（４～６年生）の結果により推計
確保の方策の考え方	待機児童があるクラブを優先して専用区画等を確保し、受け入れ可能数を拡大します。 【算定方法】 期間中の待機児童を解消した上で、６年生までの受入拡大を順次進め、令和９年度に達成を見込みました。

〇第３期計画の目標事業量　（単位：人）

指　標	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,903	3,932	3,839	3,749	3,599
１年生	1,084	1,051	970	987	905
２年生	1,006	1,053	1,020	939	957
３年生	851	850	889	858	796
４年生	485	497	487	490	475
５年生	296	293	291	294	291
６年生	181	188	182	181	175
確保の方策	3,450	3,700	3,839	3,749	3,599

（６）子育て短期支援事業

◆事業内容

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童福祉施設等に入所させ、必要な支援を行う事業です。

量の見込みの考え方	利用実績から算出
確保の方策の考え方	令和５年度から確保した専用居室の維持と新たな受け入れ先の確保に努めます。

〇第３期計画の目標事業量　（単位：人日）

指　標	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
確保の方策	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

（７）乳幼児家庭全戸訪問事業

◆事業内容

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込みの考え方	０歳児の人口推計値
確保の方策の考え方	訪問対象の児童全てを訪問できる現体制の維持に努めます。 【算定方法】０歳児の人口推計値 ※参考：人口推計による０歳の人口

令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1,400	1,387	1,373	1,360	1,347

〇第３期計画の目標事業量　（単位：人）

指　標	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,400	1,387	1,373	1,360	1,347
確保の方策	1,400	1,387	1,373	1,360	1,347

（８）ア 養育支援訪問事業

◆事業内容

児童虐待の発生・再発防止を図るため、養育上の悩みを抱える家庭や、支援が必要でありながら積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況である家庭に対して、支援員が家庭訪問し、適切な援助や相談を行う事業です。

量の見込みの考え方	利用実績から算出
確保の方策の考え方	訪問対象の児童全てを訪問できる現体制の維持に努めます。 【算定方法】 量の見込み（需要量）と同数

○第３期計画の目標事業量　（単位：件）

指　標	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	650	650	650	650	650
確保の方策	650	650	650	650	650

（８）イ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

◆事業内容

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する事業です。

量の見込みの考え方	実績から算出
確保の方策の考え方	地域ネットワークを通じて資質の向上と連携強化を行うよう努めます。 【算定方法】 量の見込み（需要量）と同数

○第３期計画の目標事業量　（単位：箇所）

指　標	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の方策	1	1	1	1	1

（8）ウ 子育て世帯訪問支援事業

◆事業内容

家事や育児等に対し不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に支援員が訪問し、家事・育児等の支援を行う事業です。

量の見込みの考え方	これまでの養育支援訪問事業（家事・育児支援）の実績から算出
確保の方策の考え方	対象となる世帯に訪問できる現体制の維持に努めます。 【算定方法】 量の見込み（需要量）と同数

〇第３期計画の目標事業量　（単位：件）

指　標	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	72	72	72	72	72
確保の方策	72	72	72	72	72

（9）地域子育て支援拠点事業

◆事業内容

就学前児童や小学生等の児童及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

量の見込みの考え方	コロナ禍以前（平成 29～令和元年度）の利用実績を基に算出する利用率から推計 ０～２歳児の人口推計値×利用率
確保の方策の考え方	・子育てサロンへの参加希望者全員が参加できる現体制の維持に努めます。 ・自由来館者に対しての援助体制の維持に努めます。

［子育てサロン参加者］

〇第３期計画の目標事業量　（単位：人日）

指　標	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	14,885	14,538	14,433	14,315	14,175
確保の方策	14,885	14,538	14,433	14,315	14,175

［自由来館者］

〇第３期計画の目標事業量　（単位：人日）

指　標	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	33,342	32,564	32,329	32,066	31,752
確保の方策	33,342	32,564	32,329	32,066	31,752

（10）ア　一時預かり事業（未就園児）

◆事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった就学前児童について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

量の見込みの考え方	利用実績から算出（在園児以外の児童の推計値×利用率の推計値）
確保の方策の考え方	本事業に係る現体制の維持に努めます。 【算定方法】 未就園児の推計値×利用率〔令和２～５年度の利用率平均＋伸び率（令和２～５年度の平均値）〕

○第３期計画の目標事業量　（単位：人日）

指　標	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,361	3,717	4,102	4,478	4,841
確保の方策	3,361	3,717	4,102	4,478	4,841

（10）イ　一時預かり事業（１号認定の児童）

◆事業内容

幼稚園や認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）事業です。

量の見込みの考え方	利用実績から算出（１号認定児童の推計値×利用率の推計値）
確保の方策の考え方	全ての利用希望者が利用できる現体制の維持に努めます。 【算定方法】 １号認定児童の推計値×利用率〔令和４～５年度の利用率平均＋伸び率（令和２～５年度の平均値）〕

○第３期計画の目標事業量　（単位：人日）

指　標	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	146,325	150,881	155,181	155,688	160,968
確保の方策	146,325	150,881	155,181	155,688	160,968

（11）病児・病後児保育事業

◆事業内容

保護者が家庭で保育を行うことができない場合などに、体調不良の児童を小児科医に併設した保育室で一時的に保育等を行う事業です。

<table>
<tr><td>量の見込みの考え方</td><td>コロナ禍前（平成 29～令和元年度）の３か年の利用実績を元に算出</td></tr>
<tr><td>確保の方策の考え方</td><td>年間 4,060 人（14 人／日×290 日）を受け入れることができる現体制の維持に努めます。
【算定方法】
「人口推計による０～９歳の人口」×「平成 29～令和元年度の３か年の０～９歳人口に対する利用率」
※参考：人口推計による０～９歳の人口
<table>
<tr><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>17,493</td><td>16,959</td><td>16,447</td><td>15,972</td><td>15,542</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

○第３期計画の目標事業量　（単位：人日）

指　標	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,207	1,170	1,134	1,102	1,072
確保の方策	4,060	4,060	4,060	4,060	4,060

（12）子育て援助活動支援事業

◆事業内容

就学前児童や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

量の見込みの考え方	コロナ禍以前（平成 29～令和元年度）の利用実績を基に算出する利用率から推計 就学前児童の人口推計値・小学生の人口推計値×利用率
確保の方策の考え方	利用希望者全てが利用できる現体制の維持に努めます。 ※就学前児童については、第１期計画では算定手法の関係上、一時預かり事業に含んでいました。第２期計画から本事業の項目に記載しています。

［就学前児童］

〇第３期計画の目標事業量　（単位：人日）

指　標	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	970	1,137	1,304	1,471	1,636
確保の方策	970	1,137	1,304	1,471	1,636

［小学生］

〇第３期計画の目標事業量　（単位：人日）

指　標	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	902	960	1,018	1,076	1,131
確保の方策	902	960	1,018	1,076	1,131

（13）妊婦健康診査

◆事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込みの考え方	妊婦１人当たりの受診回数を 13 回（過去の平均回数）として、０歳児の人口推計を基に算出
確保の方策の考え方	妊婦１人当たり 14 回（国が示す安心・安全な出産のために必要な受診回数）まで、受診できる現体制の維持に努めます。 ※参考：人口推計による０歳の人口

令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1,400	1,387	1,373	1,360	1,347

〇第３期計画の目標事業量　（単位：人回）

指　標	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	18,200	18,031	17,849	17,680	17,511
確保の方策	19,600	19,418	19,222	19,040	18,858

（14）産後ケア事業

◆事業内容

出産後の母親の心身のケアや授乳、沐浴の指導等の育児サポートのため、利用者のニーズにあわせて、宿泊型（ショートステイ）、通所型（デイサービス）、訪問型（アウトリーチ）の支援を行う事業です。

量の見込みの考え方	各年度の妊娠届出数及び出生数を推測し、既に実施している近隣市の利用実績の率を乗じて算出
確保の方策の考え方	全ての利用希望者が利用できる現体制の維持に努めます。 【算定方法】 産婦数×利用率〔近隣市の令和５年度利用率〕

〇第３期計画の目標事業量　（単位：日）

指　標	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	650	680	710	740	760
確保の方策	650	680	710	740	760

（15）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

◆事業内容

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

なお、本事業については、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後、保護者が教育・保育施設の利用を検討している場合においては、利用可能な施設を案内する等の円滑な連携・接続に努めます。

量の見込みの考え方	令和６年７月から令和６年 12 月までの実績から算出
確保の方策の考え方	全ての利用希望者が利用できる現体制の維持に努めます。 【算定方法】 量の見込み（需要量）と同数

○第３期計画の目標事業量　（単位：時間）

指　標	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
確保の方策	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600

5 計画の策定経過

年度	月　日	主な事項
令和６年度	令和７年 １月 22 日	●第 26 回佐賀市子ども・子育て会議 【内容】 こども計画の概要について 計画策定における会議とスケジュール 「アンケート」と「こどもの会議」について
	２月 25 日～ ３月 19 日	●こどもの生活アンケートの実施 （市内小学５年生の児童と保護者／ 市内中学２年生の生徒と保護者）
	２月 25 日～ ３月 10 日	●若者アンケートの実施 （市内在住の 16 歳～39 歳）
令和７年度	令和７年 ５月 14 日	●第 27 回佐賀市子ども・子育て会議 【内容】 こども計画について
	６月 15 日	●佐賀市こどもミーティング 2025 市内在住の小学４年生～６年生（49 名） 市内在住の中学生・高校生（40 名）
	５月～６月	●声を届けにくい・聴かれにくいこどもや若者からの意見聴取
	８月 10 日	●市長報告会
	10 月 10 日	●第 28 回佐賀市子ども・子育て会議 【内容】 こども計画（素案）について
	11 月 25 日	●第 29 回佐賀市子ども・子育て会議 【内容】 こども計画（素案）について
	令和７年 12 月 24 日～ 令和８年 1 月 23 日	●佐賀市こども計画（案）にかかるパブリックコメントの実施
	令和７年 12 月 22 日～ 令和８年 1 月 30 日	●こども版パブリックコメントの実施
	令和８年 ３月 23 日	●第 30 回佐賀市子ども・子育て会議 【内容】 こども計画（案）について

6 佐賀市子ども・子育て会議委員

任期：令和７年４月１日～令和９年３月３１日　　（敬称略）

No	区　分	所属団体・役職	氏　名
1	学識経験者	西九州大学　教授	髙尾　兼利
2	学識経験者	佐賀女子短期大学・九州龍谷短期大学　非常勤講師 元佐賀女子短期大学　副学長	相浦　雅子
3	幼稚園関係者	佐賀市私立幼稚園・認定こども園連合会　会長	生三　俊朗
4	保育園関係者	佐賀市私立保育園会　会長	福田　哲春
5	医療機関関係者	佐賀市医師会　理事（小児科）	橋野　かの子
6	医療機関関係者	佐賀市医師会　監事（産婦人科）	田中　博志
7	地域関係者	佐賀市民生委員児童委員協議会 児童福祉推進部会　部会長	山下　一徹
8	企業関係者	一般社団法人佐賀青年会議所　前理事長	古賀　修平
9	社会福祉協議会	佐賀市社会福祉協議会　事務局次長	池田　敦子
10	子育て当事者 （未就学児）	佐賀市私立幼稚園・認定こども園ＰＴＡ連合会 会長	井丈　一瑛
11	子育て当事者 （就学児）	佐賀市 PTA 協議会　副会長	井上　達朗
12	人権関係者	一般社団法人さが子どもにやさしいまちづくりセンター 代表理事	重永　侑紀
13	子育てサークル 関係者	佐賀市子育てサークル連絡会　会長	吉村　純子
14	ひとり親支援団体 関係者	一般社団法人スマイルキッズ　代表理事	福島　めぐみ
15	若者関係者	特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイス　相談支援員	中山　志穂

佐賀市子ども・子育て会議条例第６条第４項による出席者　　（敬称略）

No	所属等	氏　名
1	佐賀市小中学校長会	橋口　繁美
2	国立大学法人　佐賀大学	今泉　風花
3	学校法人旭学園　佐賀女子短期大学	相良　紅葉
4	学校法人永原学園　西九州大学	川原　瑞穂
5	学校法人永原学園　西九州大学短期大学部	納富　未来

佐賀市こども計画

令和８年３月
発　行　佐賀市　こども未来部　こども政策課
〒840-8501　佐賀市栄町１番１号
TEL：0952-40-7293